

自己点検・評価報告書

2007年 9月 20日

明治学院大学法科大学院

目 次

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3	自己点検・評価の内容と結果	4
1-1-1	養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること	4
1-2-1	自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。	9
1-3-1	教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案 に適切に対応していること。.....	14
1-4-1	法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・ 独立性をもって意思決定されていること。.....	19
1-4-2	法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実 施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切 な手当等を行っていること。.....	22
1-5-1	特徴を追求する取り組みが適切になされていること。.....	26
2-1-1	適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に 公開されていること。.....	31
2-1-2	入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されてい ること。.....	37
2-2-1	適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定 手続が明確に規定され、適切に公開されていること。.....	42
2-2-2	法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び 手続に従って適切に実施されていること。.....	45
2-3-1	入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験の ある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上 となることを目標として適切な努力をしていること。.....	48
3-1-1	専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の 割合を確保していること。.....	50
3-1-2	法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。.....	52
3-1-3	5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。.....	53
3-1-4	専任教員の半数以上は教授であること。.....	54
3-1-5	教員の年齢構成に配慮がなされていること。.....	55
3-1-6	教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。.....	56
3-2-1	教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度 の適正なものであること。.....	57
3-2-2	教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。.....	60

3-2-3	教員の研究活動を支援する制度・環境に配慮がなされていること。	63
4-1-1	教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。	65
4-1-2	教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。	69
5-1-1	授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること	73
5-1-2	授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。	78
5-1-3	法曹倫理を必修科目として開設していること。	80
5-2-1	学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。	81
5-2-2	履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。	83
6-1-1	開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。	84
6-1-2	開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。	87
6-2-1	理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。	91
6-2-2	臨床科目が適切に開設され実施されていること。	96
7-1-1	法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。	102
8-1-1	授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。	110
8-1-2	教育及び学習上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。	114
8-2-1	学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。	117
8-2-2	学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。	120
8-2-3	学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること	123
8-2-4	国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。	124
8-3-1	1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。	126
8-3-2	入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。	128
8-3-3	在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。	129

9-1-1	厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。 ……	131
9-1-2	成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。 ……	134
9-1-3	成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。 ……	137
9-2-1	修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。 ……	139
9-2-2	修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。 ……	141
9-2-3	修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。 ……	142
第4	その他 ……	143

第1 法科大学院の基本情報

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 大学（院）名 | 明治学院大学大学院 |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 法務職研究科法務専攻 |
| 3. 開設年月 | 2004年 4月 |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者 | |
| 氏名 | 京藤 哲久 |
| 所属・職名 | 法務職研究科
教授（研究科長） |
| 連絡先 | 03-5421-5618 |
| 5. 認証評価対応教員・スタッフ | |
| ① 氏名 | 河村 寛治 |
| 所属・職名 | 法務職研究科
教授（専攻主任） |
| 役割 | 自己点検評価の教学責任者 |
| 連絡先 | 03-5421-5607 |
| ② 氏名 | 雨宮 孝子 |
| 所属・職名 | 法務職研究科
教授 |
| 役割 | 自己点検評価委員 |
| 連絡先 | 03-5421-5612 |
| ③ 氏名 | 加賀山 茂 |
| 所属・職名 | 法務職研究科
教授 |
| 役割 | 自己点検評価委員 |
| 連絡先 | 03-5421-5612 |
| ④ 氏名 | 櫻井 成一朗 |
| 所属・職名 | 法務職研究科
教授 |
| 役割 | 自己点検評価委員 |
| 連絡先 | 03-5421-5597 |
| ⑤ 氏名 | 瀧川 宜信 |
| 所属・職名 | 法務職研究科 |

役割 教授
自己点検評価委員
連絡先 03-5421-5610

⑥ 氏名 東澤 靖
所属・職名 法務職研究科
教授
役割 自己点検評価委員
連絡先 03-5421-5605

⑦ 氏名 茂木 由美子
所属・職名 法科大学院事務室
室長
役割 自己点検評価の事務責任者
連絡先 03-5421-5500

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

2007年（平成19年）4月1日

自己点検・評価報告書の事務部門責任者（法科大学院事務室長茂木由美子）確定

2007年（平成19年）4月9日 法科大学院教授会開催

2007年度自己点検評価委員会委員（雨宮、櫻井、瀧川）選出

拡大自己点検評価委員（自己点検・評価報告書の分担者－河村、雨宮、加賀山、櫻井、瀧川、東澤）選出

2007年（平成19年）5月24日

日弁連法務研究財団事務局と認証評価についての打ち合わせ

2007年（平成19年）6月11日 自己点検評価委員会開催

自己点検・評価報告書の基準別原案分担者確定（河村、雨宮、加賀山、櫻井、瀧川、東澤）

2007年（平成19年）6月13日

教員個人調書の依頼

2007年（平成19年）7月11日

教員個人調書の集約

2007年（平成19年）8月9日

自己点検・評価報告書原案のとりまとめ

2007年（平成19年）8月24日 自己点検評価委員会開催

自己点検・評価報告書本文原案の確定

2007年（平成19年）8月31日 自己点検評価委員会開催

自己点検・評価報告書別添資料の確定

2007年（平成19年）9月3日

自己点検・評価報告書原案についての教員意見の聴取締め切り

2007年（平成19年）9月19日 自己点検評価委員会開催

自己点検・評価報告書最終案確定

2007年（平成19年）9月19日 法科大学院教授会開催

自己点検・評価報告書の承認・確定

第3 自己点検・評価の内容と結果

1-1-1 養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること。

1 現状

(1) 法曹像

ア 本学は、キリスト教主義教育の大学として、ヘボン博士の"Do for Others"の精神を、キリスト教主義に基づく人格教育の核心をなすものとして重視しており、ボランティア活動が盛んであるのも、こうした学風を反映している。本法科大学院も、開設以来、この伝統を受け継いでおり、「21世紀の日本を支える司法制度」を確立し、「国民が自律的存在として、多様な社会生活関係を積極的に形成・維持し発展させていくために」¹、社会的弱者に優しいまなざしをもつ法曹を養成することを目的としている²。

本法科大学院は、養成しようとする法曹像の力点を法曹としての生き方においており、社会的弱者に優しいまなざしをもち、人々のために献身的に奉仕する気概をもった法曹の養成をめざしている³。本学のカリキュラムの「先端科目群」のなかに「社会貢献」を置いているのも、こうした本学の姿勢をカリキュラムに反映させたものである。また、入試制度においても、AO入試において、ボランティア活動等の社会貢献性をアドミッションポリシーとして採用しているが⁴、これもこうした分野で活動してきた者を積極的に受け入れ、法曹として送り出して行こうという姿勢のあらわれである。更に、本法科大学院は、開設当初より、四つの法科大学院が共同して、渋谷パブリック公設事務所を利用してリーガルクリニックを行っている。これも、本学としては、アメリカのリーガルクリニックで、プロボノ(Pro bono)の精神が重視されていることに着目し、事件受任型のリーガルクリニックを正規の科目として設置することで、プロボノ精神を備えた法曹を育てたいと考えているからであり、こうした科目の設置と普及が、社会的弱者に優しいまなざしをもち、人々

1 司法制度改革審議会意見書

2 ホームページ (<http://www.meijigakuin.ac.jp/~lawyers/>)

3 教員に対するアンケートでは、本学の法曹像について、次のような記述がある。「本学の法曹像は、どのような専門をもつ法曹になるかを目指すのではなく、社会の諸困難に対する法曹としての生き方や姿勢を問題にしているが、法科大学院での教育は、法曹になった後、いろいろな専門もつための前提となる基礎的な力を培うところであるという認識をもつ法科大学院では、こうした法曹像の提示は一つのあり方」「判事、検事は、組織の中でも、愛と奉仕の精神をもちながら、活動することを意味する。弁護士についていえば、経済活動の側面もあるが、愛と奉仕の精神という志もわずれずに業務を遂行できる職業人である。法曹像において理解されていることは、法曹三者に共通していえることは、愛と奉仕の精神という理念を実現する能力、スキルを併せもっていること」

4 「福祉・教育・国際交流・地球環境・まちづくり・コミュニティビジネス・ボランティア活動など NPO 分野での実践を通して NPO などの分野に強い関心を有する者で、法曹として特にこの分野における法的な問題解決のための確かな知識と技術を身につけたいと考えている者」(別添資料 1-①「2008 年度版法科大学院パンフレット」17 頁)

のために献身的に奉仕する法曹の養成につながると期待しているからである⁵。

依頼人の訴えに耳を傾け、依頼人のために誠実に努力することは法曹という職業の基本であるが、本学の Do for Others の精神には、このような法曹の基本的な心構えと通じるものが含まれている。

本法科大学院は、修了生が、将来、どの分野のスペシャリストになるとしても、本学で学んだこうした気風を貫いて欲しいと考えており、本法科大学院では、法曹としてどのような生き方をするのかについて、入学式、修了式等をはじめ様々な機会を通して働きかけている⁶。どのような分野で活躍するかは、学生が自ら選択することであるが、重要なことは、どの分野で活躍するかという問題は、あくまでもどのような人生を送るかという一人一人の人生の根本目的を達成するための手段であることを強調する点で、本法科大学院の基本姿勢は、キリスト教主義教育を重視する本学の人格教育の伝統を引き継いでいる。

こうした本法科大学院の法曹像は、法曹としての責任感、使命感にとどまらない、より根本的な価値について深く考え抜き、自らの生き方を選択する法曹が活躍することこそが、価値観の多様な社会にあって人々の生き方をより豊かなものとするにつながるという確信に支えられている。

イ 当然のことであるが、高い志があるだけで法曹になれるわけではない。また、人々のために献身的に奉仕するには、その前提として、まず、自らが、有能な法曹、良い法曹である必要がある。

そのため、本法科大学院は、基本を重視した段階的・体系的な科目展開のもとに、基本的な科目を段階的、横断的に学ぶことで、法曹に必要な責任感・使命感の涵養と基礎的な学力の獲得とを重視している。何をめざすにも、どの方向に進むにも、基礎的な学力の獲得はその達成の前提であるという考え方から、本学のカリキュラムでは、開設当初より、三年次にも、公法、民事法、刑事法といった基本的な法律科目を必修科目として設置し、三年かけて、じっくりと基礎的な学力を獲得させることを重視している。法科大学院の教育に必要なのは、あくまでも、法曹になるための基礎教育であり、将来、諸方面の専門家になるための前提である、しっかりとした法的基礎、法的素養を身につけさせる教育であるという点は、本法科大学院の揺るがない確信である。

入学案内では、本学が養成しようとする法曹像と法曹に必要な技術との関係を、「理想なき技術、技術なき理想を廃し、理想に裏打ちされた技術の修得を目指しています」と表現し⁷、その統一的な把握をはかっており、志ある法曹の養成という本学の姿勢をメッセージとして社会に発信している⁸。

⁵ 明治学院大学法学部の卒業生に対して、リーガルクリニック開設のため、大規模な募金をつのり、これによりリーガルクリニックにかかる学生の費用の一部を負担すること、また、本学の建学の理念にも沿った試みであることを強調することで、大学および理事会を説得し、ようやく設置にこぎつけた。

⁶ 2007年に実施した教員アンケートの回答にも、この点に言及したものがあり、本学の姿勢は、実践においても貫かれていることが確認できる。

⁷ 別添資料 1-①「2008年度版法科大学院パンフレット」2頁

⁸ 本学の説明会の内容が他と異なっている点（→1-3-1）は、入学した学生から時々聞

ウ 本法科大学院出身の法曹に、どの分野で活躍してほしいと考えているか。

本法科大学院としては、基本的には、Do for Others の精神を発揮できる場面であれば、あらゆる分野で活躍して欲しいと考えており、一定の活躍分野に強いこだわりをもっているわけではない。

これを基本としつつ、本法科大学院は、科学技術の先端学際分野の新しいテーマに取り組む人材、国際的に活躍する人材、社会貢献の分野で活躍する人材が、今日、社会でとくに要請されているという認識のもとに、こうした三分野で法曹として活躍する人材を育てるべく、カリキュラムや入試制度に特徴をもたせている(カリキュラムでは、この三分野に即して構成された先端科目群をもち、また、入試制度においても、この三分野に関心のある人材を受け入れるためのアドミッションポリシーをもち、これをAO入試として制度化している)。本法科大学院は、教育を通じて、こうした分野で活躍できる人材を社会に着実に送り出して行きたいと考えている。

なかでも、社会貢献の分野は、法律の専門家の支援が求められている領域であって、創設者のヘボンはもちろん、その後も、賀川豊彦をはじめ、社会貢献、ボランティア活動の領域で日本の先駆的役割を果たしてきた本学の伝統を受け継いでいる法科大学院としては、特に力を入れている分野である。前述したように、これらは、あくまでも、今日、本法科大学院が、人材の養成が特に求められていると認識している分野の一つであって、本法科大学院の目的は、こうした特化した人材の養成にあるのではなく、Do for Others の精神に共鳴して、社会に生起する諸困難、諸矛盾の解決のために、奉仕の精神をもって働こうという誠実な人材であれば、これを受け入れて、育てることにあり、本法科大学院の教育を通じて、こうした高い志ある人材を育成することをめざしている。

(2) 関係者等への周知

ア 志願者に対する周知の基本は、入学案内である。入学案内には、次のような表現で、本学の法曹像を志願者に周知している。

「明治学院大学法科大学院は、キリスト教主義教育の伝統のもと、愛と奉仕の精神に基づく教育を通して、社会的弱者に優しい眼差しをもち、人々のために献身的に奉仕する法曹の養成を目指しています。」⁹

志願者に対する法科大学院説明会の場でも、人々のために何か役立ちたい、そのよう職業をめざしたいという志をもっている人にこそ、是非、入学して欲しいと考え、本学の基本的な考え方について説明している(別添資料1-2「法科大学院説明会資料」)。説明会では必ず、法科大学院制度がつくられた背景を解説し、司法制度改革審議会意見書が追求した理想の説明にも時間を割き、そのうえで、本法科大学院がこの考え方に共鳴して設立されたという趣旨が伝わるよう努力している。

そのほか、ホームページ、新聞、雑誌(別添資料4-③「法学セミナー(2007年8月号)

かされている。

⁹ 別添資料1-①「2008年度版法科大学院パンフレット」2頁

掲載広告)等、様々の媒体を通じて、あるいは、インタビューを通じて、周知をはかっている。

イ 新入学生に対しても、学院長、学長が、入学式、welcome party 等、様々な機会を通じて、明治学院大学法科大学院の基本姿勢を、学部教育と法科大学院教育の目的の違いに即して、伝えるよう工夫している。

ウ 教員間では、いろいろな機会に、こうした本法科大学院の基本姿勢を確認する努力をしてきている。たとえば、年度はじめの教授会の場では、法科大学院説明会用の分厚い資料を配布する等して、共通の認識をもつよう努めている。また、本法科大学院の法曹像について教員アンケートを行い、本法科大学院がめざす法曹像の深化をはかっている。こうした努力を通じて、本学の法曹像の核心部分が、教員間に共有されるよう努力している。

エ 職員、助手に対しても、着任直後に法科大学院の概要について研究科長がレクチャーをし、あるいは、学内で開催される法科大学院説明会に参加してもらうなどすることで、本法科大学院の基本姿勢、概要について説明する機会を設け、周知をはかっている。これは、教育部門も事務部門も、担っている仕事の社会的意義を理解し、熱意をもって仕事をしてもらうことが、教育環境の形成にとって非常に大切と考えているからである。

オ また、本学の法科大学院以外の学部等に所属する教職員や理事会に対しても、上記のようなスタンスをもつ本法科大学院の存在意義を強調し、理解を得る努力をしてきており、本法科大学院の教育が、人格教育を重視する明治学院のミッションにもかなった教育活動であることにつき、理解と賛同を得るよう努力をしてきている¹⁰。

カ 本学は、Do for Others の精神をスクール・アイデンティティの核心をなすものとして強調しており、高校生、大学受験生向けの大学案内においても、法科大学院が、この明治学院の伝統を引き継いでいることを明確にしている¹¹。

2 点検評価

本法科大学院は、育成しようとしている法曹像を明確に提示しており、その周知徹底の努力を行っている。教職員、学生にも、法曹像は、明確に伝わっている。

法曹像についての議論は一通りなされているが、その深化のためには、今後も、本学の法曹像について、適宜、検討の機会をもつことが大切である。

3 自己評定

¹⁰ 別添資料 4 - ②「明治学院広報 第 304 号 2007 年 5 月 20 日」

¹¹ 別添資料 4 - ①「2008 年度版大学パンフレット」91 頁「「キリスト教主義」教育の伝統を受け継ぎ、弱い立場にある者の痛みに共感できる、熱い心と冷静な頭脳を兼ね備えた、信頼され実力のある法曹(弁護士、裁判官、検察官)」の育成を目指しています。」

A

4 改善計画

社会への発信の方法については、ホームページの改善等、まだ工夫できることが多いので、検討中である。

1-2-1 自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。

1 現状

(1) 組織・体制の整備

ア 明治学院大学には、「明治学院大学自己点検・評価規程」(別添資料 11-①)に基づき、全学組織として、学長が委員長となる「自己点検・評価運営委員会」が設置されている。これには、研究科長と専攻主任が委員として参加している。既に同組織のもとで、2001 年度に、大学基準協会の相互評価を受けて、適合の評価を得ている。「自己点検・評価運営委員会」は、2009 年度に予定されている大学基準協会の認証評価を受けるため、2007 年度より、本格的な自己点検・評価の活動をはじめており、法科大学院も、その一翼を担っている。

イ 法科大学院の活動がようやく安定し、体制の整備点検ができる状態になった 2006 年度以降、法科大学院内部にも、認証評価の準備のため、「自己点検・評価委員会」が設置され、「自己改革¹²⁾」の点検体制を整えた¹³⁾。現在、雨宮、櫻井、瀧川三教授が委員となっている。

¹²⁾ 教育研究を担ってきた大学に法科大学院というまったく新しい教育組織がつくられ、これが同時に、法曹養成の一翼を担うことになったことの意義を理解できるようになり社会がこれを共有するにはもう少し時間がかかると思われるが、当の法科大学院を担っている者にとっても事態はそうは変わらない。従来 of 学部や大学院と異なるという認識は、自己変容が要求され、ときには、教職員の側にも学生の側にも、苦痛を伴う。

本法科大学院としても、3 年かかって、ようやくこの意味を理解し、法科大学院の一員として自己規定ができるようになってきたところである。そして、この認識に基づいて、制度の不備な点をあらため、本法科大学院をその教育目的にそって、あらたな仕組みを導入しあるいは編成し直し、制度化してきている。

この三年間の諸取り組みは、既に完成された法科大学院という制度が疲労したので「自己改革」をしているというのではなく、日本の法科大学院制度の目鼻が理解できて、これにあわせて、本法科大学院でも、あるべき法科大学院を構築すべく努力してきたものである。先例も慣行もない中でこのようにした努力を「自己改革」という視点で記述することには、とまどいが無いわけではない。

というのも、こうした取り組みの実際の姿は、「自己改革」としてイメージされているものと重なるものの、制度の草創期には、執行部や決定権をもつ教授会組織の働きが決定的に重要であり、これは、自己改革以前の自己の確立の問題である。これをチェックする制度をつくり点検するという仕組みが本当に必要になってくるのは、教育が安定してマンネリ化の危険を産むときで、そのような状況に陥る危険が生じるのは、本来、もう少し、先のことで、現時点では、法科大学院の教育が安定している状況にあるとはいえないだろう。

もちろん、法学部の法学教育を前提とした場合には、「自己改革」したことは明らかであるが、法学部と法科大学院では、教育目的が異なるのだから、これを比較してもあまり意味がなく、また、法学部の法学教育のもつリベラルアーツの一環としての教育の意義は、法科大学院が出来た後でも、大きな価値のあるものである。

従って、「自己改革」以前の段階の問題を「自己改革」という用語で点検することには、多少のためらいがある。それでも、本法科大学院の三年間を振り返ると、制度の草創期に必然的に伴う、執行部、教授会の情熱が、あたらな諸制度の発案、導入に結びついていることが確認できたという意味で、この基準による点検自体は役に立っている。

¹³⁾ 別添資料 11-③「明治学院大学法科大学院自己点検・評価委員会内規」

ウ また、開設以来、「FD委員会」¹⁴が設置されている。FD委員会は、助手を含めた教員が、授業内容及び方法を改善し向上させるための、組織的な検討を行う場であるFD会議を主宰する。「FD委員会」の委員は、専攻主任を含めた3名～4名であり、2007年度は、専攻主任の河村教授、実務家教員・公法担当の東澤教授、研究者教員・民事法担当の福田教授が委員となっている。自己改革の中で、最も力を入れているのは、授業内容及び方法を改善し向上させるための組織的な取り組みであるが、このFD委員会の活動であるFD会議の内容については、4－1－1で触れる。FD委員会は、ほぼ毎月、教授会の開催前にFD会議を主宰し、また、このほかに、年間、原則として5回（夏期を除くと、2ヶ月に1回のペース）、教授会のない週に開催されるFD会議のうち、3回を主宰して（残り2回は、研究科長の主宰する「拡大FD会議」）、本学のFD活動の中心組織として活動している。

（2）自己改革の主体

ア 本法科大学院は、組織規模が小規模であることから、現在、自己改革の主体として機能し、自己改革の原動力となっているのは教授会と執行部会議である。

両組織は、学部(法科大学院を含む)単位の組織を運営する組織の要をなすものであるが、本法科大学院は、発足当初の教授会で、すべての審議、決定が教授会に集中する結果かえって重要な問題について審議時間を十分にとれないという弊害を避けるため、両組織の役割分担を明確にし、教員の出張の決済等、日常的な業務については執行部会議が検討、決定すること、教授会では、主として、教育、制度にかかわる重要な問題を集中的に審議、決定することとして、組織運営の効率化をはかった。ほとんどの制度改革には、教授会による機関決定が必要であるが、執行部会議には、教員、学生等からの要望、提案が集まってくるので、これに基づいて、執行部会議の場で企画し、提案として具体化したものを教授会の審議にかけ、教授会で修正・決定の上、実行に移している。以下に例示するような制度改革の実現(大きな予算的措置を伴った改革も含まれる)は、こうした本法科大学院のサイズにみあった効率的な組織構築、運営の所産である。

このように、自己改革という観点から見ると、執行部会議が提案し、教授会が決定して実施に移すという仕組みがよく機能しており、この三年間、法科大学院にかかわる諸制度の改革を実現してきた。

本法科大学院では、「自己点検・評価委員会」は、こうした教授会の活動、改革の成果を定期的に点検・評価するものとして存在しており、現時点では、教授会の自己改革への活力が維持されているのかをチェックする機能を果たすものとして、機能している。

これまでの本法科大学院全体の活動を点検する本「自己点検・評価報告書」の作成が現時点での「自己点検・評価委員会」の最大の仕事となっている。その基礎資料を作成するため、一時期、執行部会議の主導で年次報告書を作成することが企画され、フォーマットも用意されたが、実際には、計画倒れにおわり、実現にいたらなかった。こうした点検・評価は、執行部会議とは別の「自己点検・評価委員会」のような組織が担う必要のあるこ

¹⁴ 別添資料 11-④「明治学院大学法科大学院FD委員会内規」

とを示している。

このように、本法科大学院では、自己改革を実現するための組織は執行部会議・教授会であり、この活動を点検・評価する組織は「自己点検・評価委員会」である。

イ 制度改革を伴う自己改革のきっかけとなる問題提起は、研究科長・専攻主任からなる執行部で提案することもあるし、また、自己点検・評価委員である教員その他の教員の提言に基づいて検討することもあるし、また、学生からの申し入れ（アンケートに出ていることもあるし、メールで要望されることもある）に基づいて行うこともある。なかでも、本法科大学院では、情報が集約され、大学全体との接点もあり、機動性の高い執行部会議の役割が重要である。

（3）改革例

開設後の大きな制度改革としては、いくつか例をあげるなら、次のような教育改善につながる改革があげられる。

ア 制度面では、2005年度の秋学期より導入された成績優秀者に対する奨学金制度¹⁵があげられる。これは、それまで、他の法科大学院に比しても奨学金制度が整っていなかった点の自己点検、また、「奨学」の名にふさわしく、学生の勉強への動機付けとなるような制度設計をすることが望ましいという提案に基づいて、法科大学院教授会で制度案をつくり、大学に働きかけて実現したものである。この制度の導入は、学生の勉学意欲を高める大きな効果があった。

さらに、修了生に対するケアとして、2006年度に、「明治学院大学大学院法務職研究科登録修了生規程」¹⁶をつくって、修了生が法科大学院の施設を利用できることを可能にする制度をつくり、さらに、2007年度には、修了生の未履修科目の聴講を可能にするため、「明治学院大学大学院法務職研究科聴講生規程」¹⁷をつくり、修了生が、一定の条件のもとで、法科大学院の授業を聴講できる制度を整えた。これらは、いずれも、在学生から、修了後、新司法試験を受験している最中に、もう少し法律の勉強をすることができないか、法科大学院側のサポートを受けられないかという要望が強くあり、こうした制度が整わないことが、在学中の学生にも大きな不安を与えているという自己点検の結果を踏まえて、導入されたものである。

イ 教育改善にかかわる自己点検・評価の活動としては、FD活動について、2006年度より、FD委員会が主宰するFD会議と、授業評価アンケートを検討するための、本法科大学院の非常勤講師にも対象を拡大した、研究科長が主宰する拡大FD会議（年2回）とを開催することとして、FD活動の質的、量的強化をはかった。2007年度は、教育方法の改

¹⁵ 各学期毎にGPAの成績順に、各5名*3学年の15名の学生に当該学期の授業料の全額、半額、三分の一の額を支給する制度

¹⁶ 別添資料2-①「2007年度大学院要覧別冊」63頁参照

¹⁷ 別添資料2-①「2007年度大学院要覧別冊」65頁参照

善にとどまらず、より根本的な、法曹像、理論と実務の架橋のあり方についても検討するようになっている。これも、FD委員会の活動が、自己改革の問題に取り組むようになってきていることのあらわれである。

ウ 成績評価についても、公平で厳格な成績評価についての法科大学院協会等における議論をきっかけとして、本法科大学院としても本学の成績評価システムの再点検を行い、2006年度より、改革してきている。学生に対する成績評価を公平にすること、厳格にすることを目的として、FD会議、教授会の議論を経て、成績評価の方法を、絶対評価から相対評価を一部取り入れた絶対評価へと変更した。

法科大学院は、法曹養成教育の担い手として、法曹にふさわしい使命感と能力を備えた者を送り出す役割を担っており、高度専門職業人養成のための教育機関であるという性質をもっている。このことは、法曹にとって不可欠な基幹の科目における厳格な成績評価を要請するのであって、これは、大学「教育」の伝統的な成績評価システムとは異なる問題を含んでいる。法科大学院は大学の一部門として設置されてはいるが、この制度に見合った成績評価が求められている。そのためには、成績評価をする教員の側の大きな意識改革が不可欠である。成績評価の問題は自己改革の重要なテーマであり、時間はかかっているが、実現できてきている。

エ このような数々の自己改革は、いずれも教授会の機関決定が必要な改革であるが、教授会の審議対象が絞り込まれている結果、重点的に問題を取り上げて処理できる制度的保証が担保されているがゆえに、迅速に対応でき、実現できたものが多い。

2 点検評価

本法科大学院では、自己改革のための組織体制は、企画・実現する組織という点でも、点検・評価する組織という点でも整っている。

また、開設以降、いろいろな分野で積極的に自己改革に取り組んできていると評価して良い実績を残している。

組織のあり方としては、本法科大学院の規模では、自己改革の実現のため、教授会・執行部会議に加えて、これと別の異なる組織をとくに設ける必然性はないと考えられる。別組織を設けると、改革には最終的には教授会の機関決定が必要であることが多いので、かえって、効率を殺ぐことにもなるので、現在のように、「自己点検・評価委員会」は、教授会の自己改革への活力の維持のためのチェック機能、改革の成果を点検・評価し、フィードバックするための機能を果たすものとして存在するという現在のあり方が最適であると考えられる。点検・評価する主体は、自己改革を企画・立案する主体と別であることが望ましい。

今後、本「自己点検・評価報告書」を作成する過程で、本法科大学院の活動を総点検することになるが、今回の「自己点検・評価報告書」の作成を契機に、内規を改善・整備して、自己点検・評価委員会の活動内容をもう少し明確に定義することが望ましい。

3 自己評定

A～B+

4 改善計画

外部有識者の意見を聞く機会を設けることが望ましいが、自己点検・評価報告書の作成はその手がかりとなるので、実施を検討している。

年次報告書は、ゼロから作成するのは難しいが、自己点検・評価報告書に、毎年、手を入れて行くことは、それほど時間を取るものではないと予想されるので、その作成を検討している。

1-3-1 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。

1 現状

教育活動等に関する情報は、下記のとおり、適切に公開してきている。

(1) 基本方針の開示

本法科大学院の基本方針、カリキュラムの特徴、学費、教育体制等については、入学案内¹⁸やホームページ¹⁹など広報関連の媒体を利用して、開示している。また、受験を考えている者には、法科大学院説明会などを通じて、法科大学院の理念とともに、本法科大学院の基本方針の詳細について説明している。

(2) 入学者選抜の基準・方法・結果の開示

法科大学院説明会で使用される説明会用資料²⁰を全教員に配布し、また、説明会参加者には入試制度についてよく質問される事柄につき作成された「Q&A」²¹を配布することで、入試選抜の基準や方法に関する情報が正確に伝わるように努力している。またホームページを利用して、説明会開催の案内、受験生に役立つ本学入試選抜に関する有用な情報を提供するように努めている。受験生がもっとも知りたい情報を開示するように努めており、開示されている情報の質は高い（合否判定基準と方法もかなり詳しく説明されている。また、適性試験の相対順位により、受験者が本法科大学院を受験した場合に合格割合がどの程度であったかを毎回公表しており、本法科大学院受験生にとっては、合格可能性を知る重要な手がかりになる²²）。

個別の相談の依頼があれば、面談して対応しているし（AO入試については、個別に相談してくる学生が多い）、説明会でも、個別面談の機会は必ず設けている。また、メール、ファックスによる回答にも対応している。

メールで問い合わせがある場合、職員で回答できる場合には職員が回答しているが、職員で回答できない場合には、教員が回答している。

また、入試結果については、ホームページに、「結果報告」として、選抜過程も含めて、詳しい情報を迅速に開示している。

(3) 教員情報の開示

教員については、専任教員について、ホームページ、入学案内で、分野、担当科目などを、適切に開示している。また、授業科目を比較的多く担当している客員教授についても入学案内等で適切に開示している。専任教員以外の教員等については、数を掲げている。

¹⁸ 別添資料 1-①～③「法科大学院パンフレット」2008年度～2006年度版

¹⁹ ホームページ (<http://www.meijigakuin.ac.jp/~lawyers/>)

²⁰ 別添資料 3-①「2008年度入試版 法科大学院説明会資料」

²¹ 別添資料 3-②「2008年度入試版 明治学院大学法科大学院入試 よくある質問」

²² ホームページ (<http://www.meijigakuin.ac.jp/~lawyers/>) 参照

(4) カリキュラムの開示

カリキュラムも、入学案内²³や大学院要覧²⁴などを利用して、適切に開示している。

大きな変更がある場合（2007年度のカリキュラム改革など）、志願者に対しては、計画中のカリキュラム改革の概要を追加資料²⁵として挟み込む方法で開示し、また、学生に対しては、履修登録前にガイダンスを設けてカリキュラム改革の内容を説明している。具体的には、新規入学者向けにカリキュラムの構造とこれを支える基本的なコンセプトを説明し²⁶、在学生向けには、（今年度から）履修登録前にガイダンスを実施し、履修上の留意点等について説明している²⁷。

(5) シラバスの開示

シラバスは、初年度から昨年度まではTKCを利用して、今年度からは、大学全体のポータルサイト内のシラバス公表サイト（ポートヘボン）とTKCの双方を利用して、電子情報により開示している。シラバス公表サイトでは、「学修目標」、「講義概要」、「授業計画」、「授業に向けての準備・アドバイス」、「教科書」、「参考書」、「成績評価の基準」、「オフィスアワー」が示されているが、シラバス部分については、TKCにも、同様の情報を掲載している。TKCでは、これに加えて授業に必要な、より詳しい情報を掲載している。

また、2007年度は、シラバスが紙媒体からWEBによる電子情報に移行する時期にあたり、さらに、カリキュラムが大幅に改定された時期にあたったので、ガイダンス時に、全員に、その全容について記した印刷物を配布している²⁸。

シラバスの掲載場所が変更され、対応する時間が限られていたこともあり、シラバスにおける教員間のばらつきをすべて是正するまではいたっていないものの、シラバスを充実させるため、教員に協力を求め、努力し、次第に、改善されてきている。

公表されたシラバスについて変更がある場合には、TKCを利用して、授業の進行に合わせた形で修正し、その内容の詳細や教材の提供も同時に行っている。TKCのお知らせは、更新頻度が極めて高く、本法科大学院の掲示版として、重要な機能を果たしている。

シラバスやTKCを利用した教材の開示に関してはまだ教員間にばらつきがある。もっとも、本法科大学院では、電子情報化されている情報量自体がかなり豊富で、このばらつきは、こうした充実への努力の途上で生じているものである。

(6) 学生に関する情報の開示

学生に関する情報も、入学案内などにおいて、社会人の数、出身学部、男女比等の基本

²³ 別添資料 1-①～③ 「法科大学院パンフレット」 2008 年度～2006 年度版

²⁴ 別添資料 2-①～③ 「大学院要覧別冊」 2007 年度～2005 年度

²⁵ 別添資料 3-③ 「明治学院大学法科大学院の 2007 年度カリキュラム」

²⁶ 別添資料 5-② 2007 年度新入生「研究科ガイダンス（カリキュラムのしくみ）」資料

²⁷ 別添資料 5-④ 2007 年度在学生「2007 年度新カリキュラム・履修に関する説明会」資料

²⁸ 別添資料 5-⑤ 2007 年度シラバス（院生配布用）

的な情報は提供している。その他、法科大学院の基礎データを収集する特集を組む雑誌取材にも積極的に応じることで、こうした情報を、外部に開示している。

(7) 奨学金等の学生支援体制の開示

本学奨学金などの情報は、日本学生支援機構によるものや、学内における独自の奨学金の制度など、その種類や内容について、入学案内やホームページにより適切に開示しており、法科大学院説明会においても、その概要を説明している。

(8) 施設や設備環境の開示

本法科大学院の施設や設備については、白金校地での専用教室・法廷教室などの施設、桂坂校舎における自習室（264席が確保されている）、法情報資料室、PC室、ラウンジなどの施設や教室等の施設の内容を、入学案内等で外部に開示している。

また、学内で実施する法科大学院説明会では施設見学を行っている。

(9) 成績評価や修了認定の基準や判定手続の開示

成績評価、修了認定の方法も、学生に対して適切に開示している。

成績評価の方法については、毎回定期試験毎に、出席・欠席の評価方法、試験と出席との関係についての一般的な指針を試験前に開示し、さらに、試験後には、具体的な設問に即した評価方法を開示している²⁹。成績評価に対する異議申立の手続きも、大学院要覧に掲載されている（これを使って実際にも、成績評価については異議申し立てがなされており、適切に処理されている）。

また、修了認定の方法は、仕組みが単純なので、大学院要覧に掲載してある。また、修了認定に対する異議申立の手続きも、大学院要覧に掲載されている。

在學生に、自分の成績上の位置がわかるよう、成績優秀者の公表とともに、様々な指標による数種類のGPAの平均値、(全科目の)GPA2.5以上の全学生のGPA値を、毎学期、公開している（これにより、GPAが2.5以上の者が何人おり、この中にはいつている者は自分の席次を確認できる）³⁰。これは、学生の勉強への強い動機付けとなっている。

(10) 自己改革の取り組み等、法科大学院の教育研究活動の改善に関する情報

自己改革の取り組みの過程はとくに開示していないが、これに基づいて実施された個々制度の変更については、その都度、開示し、周知をはかっている。

今回の自己点検評価報告書を公表することで、この点についても開示が果たされると考えている。

また、本法科大学院附属研究所における研究活動の成果を社会に還元するものとして、

²⁹ 別添資料6-⑥「2007年度春学期 成績評価基準」の公表

別添資料6-⑦「2007年度春学期 問題解説・採点基準」の公表

³⁰ 別添資料7-①「GPA成績分布」(2004年度春学期～2006年度秋学期)

2007年度春学期に「新しい司法の姿と市民生活－21世紀の法－（規制緩和、事後規制の時代の司法の役割）」というテーマで、連続6回の港区民大学を開催した³¹。

（11）入学志願者の情報

入学志願者の情報は、入学試験毎に、未修者、既修者にかけて、募集人数毎に、募集人数、志願者数、第1次選考、第2次選考合格者数、補欠者数、補欠からの繰り上げ合格者数、最終入学者等、必要な情報を開示している。

過去の入学者の割合は、入学案内で開示されている。法科大学院説明会では、より詳しいデータを開示している。

（12）修了生の就職先

現時点では、修了生の就職先についての資料は収集していない。従って、開示もできていない。

（13）授業評価アンケートその他

本法科大学院の活動全般を評価するための情報は、授業評価アンケート結果の総評を付けて数値データを、毎学期、学生に、紙媒体でラウンジに備え付け、また、総評については、TKCにも掲載している。

また、教授会、拡大FD会議においては、科目毎の記述式アンケートを含め、かなり立ち上がったより詳しい資料を開示している。

2 点検評価

教育活動等に対する開示は、学内に対しても、学外に対しても適切に行われている。

シラバスについては、かなり詳しいものもあり、これにあわせることは現実的ではないが、最低限のスタンダードを決めて、これについては全員がクリアーできているというような工夫が望ましい。

授業評価アンケートの総評の掲載については、TKCには開示されているが、ホームページの更新はとまっている。ホームページ上も更新することが望ましい。

奨学金に関する情報も、実績について、開示しておくことが望ましい。

入試に関する情報の開示は、優れている。

3 自己評定

A～B+

開示の程度については、より開示の進んだ法科大学院もあるが、重要な情報、有用な情

³¹ 別添資料17-① 2007年度前期港区民大学講座「新しい司法の姿と市民生活－21世紀の法－」

報は公開するという本法科大学院の情報公開の方針は適切で、そのもとに情報の適切な開示がなされている。A～B+と評価してよいと考える。

4 改善計画

また、入試情報を除いては、ホームページ上で、情報の更新が迅速に行われていないことがあり、この点についての改善策を検討中である。

1-4-1 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1 現状

(1) 法科大学院の組織

明治学院大学法科大学院（大学院法務職研究科）は、大学、高校をもつ「学校法人明治学院」の一部門である「明治学院大学」内の、学部と同格の組織である。本法科大学院の人事、予算は、法人、大学のルールに従っている。

大学は法人の一部門であるが、本学院では、大学の自主性、独立性は保証されている。また、大学内においては、学部の自主性、独立性が尊重されている。そのため、本大学では、大学全体の意思決定に際して、調整機関である学部長会が、重要な役割を果たしている。

この制度のもと、理事会との関係でも、大学との関係でも、本法科大学院は、予算、人事に関する権限を有する学部同格の組織として、その自主性、独立性は保証されている。具体的には、法科大学院の扱いにゆだねられた人事枠、予算枠の利用の仕方については、その自主性、独立性が高度に尊重されており、この点について、過去に問題が生じたことはない。

法科大学院は、学部ではないが、人事権と予算執行権限をもつため、組織上も、学部と同等に取り扱われ、大学の学部間の調整機関である「学部長会」の一構成員となっている。加えて、法科大学院は、他の大学院研究科とともに、大学院委員会の一員でもあり、この点については、学部にはない特徴を備えている。

法科大学院（大学院法務職研究科）の組織上の根拠は、「明治学院大学大学院学則」³²にある。上述のように、法科大学院は、他の大学院研究科と異なり、学部同等の組織として扱われるため、特に同学則第15章に「法科大学院の特則」としていくつかの規定がおかれ、そこに、法科大学院教授会の審議事項、報告事項が明記されている。

これによると、人事、予算、科目の設置・廃止については、大学評議会の承認事項であり、この取り扱いは、学部と同様である（大学評議会は、学部および法科大学院がこれらの重要事項について他学部に対して説明責任を果たすものとして機能しており、相互チェックを通して、大学組織の適正な運営に資するものとなっている）。

10年間を限って認められている法学部との併任教授人事については、併任教授が法学部の科目をも担当するので、担当科目、コマ数については、適宜、法学部との調整が必要となることがあるが、これは、制度の性質上、当然のことで、組織としての自主性、独立性に影響する問題ではない。

法科大学院教授会に所属することになる併任教授の人事については、法学部との関係でも、法科大学院の自主性、独立性が保たれており、この場合の人事案件については、法科大学院教授会のみが審査決定し、大学院委員会、大学評議会を経て、理事会で承認される仕組みとなっている。理事会では、教授人事は審議事項、准教授以下は報告事項となって

³² 別添資料2-①「2007年度大学院要覧別冊」29～43頁参照

いるが、いずれについても、大学が決定した人事が理事会で覆った例はない。

(2) 法科大学院の自主性・独立性

こうした制度的担保のもとで、組織上も、運用上も、法科大学院の自主性、独立性は、学内において、尊重されている。

ア 予算

予算の作成は、毎年、研究科長が割り当てられた予算額の範囲内でその配分を決めて原案を作成し、法科大学院教授会が承認し、これを大学評議会が承認している。予算の使い方については、他学部から異議が出されて修正を求められることはなく、配分された額の予算措置についての法科大学院の自主性、独立性は高度に保証されており、柔軟な運用が可能となっている。

イ 人事

人事については、予算枠の範囲内である限り、誰をどの職位で採用するかについては、法科大学院及び学部の自主性、独立性が高度に保障されている。法科大学院教授会では、これまで慎重な審査を行って人事を決定してきており、過去にこの決定が大学評議会でも覆った例はない。

法科大学院及び学部が審議決定した専任教員の新規採用、昇任、非常勤教員の採用の審査は、大学の最高決定機関である大学評議会の承認が必要である。本学では、このような相互チェックを可能とする組織的仕組みが存在することが不適格な教員を採用しないための担保となっており、その結果、再審査、差し替えが必要になる例は皆無ではない。もっとも法科大学院が提案した人事案件で適格性が問題とされた例はこれまでのところ存しない。

ウ カリキュラム

カリキュラムの改廃については、予算を伴うものもあり、大学院委員会、大学評議会での承認が必要となる。この場合も、カリキュラムの内容については、各大学院、学部の自主性が尊重されている。大学評議会でも、大所高所からの意見、助言がなされることはあるが、これまで、予算の枠内である限り、カリキュラムの改廃が認められないという事態を招いたことはない。

カリキュラムの改廃に予算を伴い、学部、法科大学院内部では処理できない場合には、学部長、法科大学院長からなる学部長会であらかじめ調整が行われ、処理されている。実際、法科大学院の教育の充実のため、2008年度以降(人的な手配が可能な場合には2007年度秋学期からでも)、三年次の必修科目(総合演習)のクラスサイズを、20名が基準となる4クラス化することを可能にする特別の財政措置を取ることが承認された例がある。こうした予算を伴う改革については、大学は大局的な見地から判断している。

エ 学生の入・退学、修了等の学生の身分に関する案件

学生の入・退学、修了等の学生の身分に関する案件は、「明治学院大学大学院学則」第 52 条により、法科大学院教授会の審議事項となっているので、法科大学院教授会が決定する。大学院委員会、大学評議会に対しては、報告事項として処理されている。

2 点検評価

法科大学院の教育活動に関する重要事項は、法科大学院により自主性、独立性をもって意思決定されている。また、法科大学院の重要事項の意思決定は、すべて、法科大学院教授会の審査を経て、行われている。自主性、独立性は高度に保証されており、規定上の整備もされている。この点について、現在、改善すべき点は存在しない。

3 自己評価

適合

4 改善計画

特になし。

1-4-2 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1 現状

入学案内等で法科大学院が実施を約束している点については、実施してきており、問題となるような事項はない。

(1) カリキュラム

入学案内には、カリキュラムに「〇〇〇〇年度時点のカリキュラムです」と注意書きして、カリキュラムの改訂がありうることは告知しているが、2007年度カリキュラム改革については、大きな改革であるため、説明会で、そのカリキュラムの概要を追加資料として配布することで対応してきている。

(2) 授業

開講を予定している科目は、下記を除いて、開講されている。

授業科目で、履修者がいないことにより未開講となった科目は、2004年度に1科目（「エクスターンシップ・リーガルクリニック2」）、2005年度に4科目（「エクスターンシップ・リーガルクリニック2」、「法史学」、「金融法」、「自由研究」）、2007年度春学期に1科目（「外国法分野特講」）がある。

担当者が在外研究で不在となり、かわりの適任者が見つからなかったために、当該年度に、学生に周知のうえ、未開講とした科目は、2005年度の「EU法」がある。それ以外はない。

また、本学は、展開科目（研究）および展開科目（演習）は、隔年開講科目としており、これについては、毎年度、計画的に実施してきている。なお、教員の担当コマ数の調整、学生の履修希望等の事情で、隔年開講科目を、2005年度から各年開講科目に変更したもの（「商法研究1」・「商法研究2」）、および、毎年開講しているもの（「消費者法分野特講」）がある。

学期途中で担当者が病気になり、講義内容が高度かつ専門的で、同水準の講義をするのにふさわしい後任の手当がつかず、学期最中に休講とした例が過去に一件あった（2006年度秋学期「米国独占禁止法」）。開講直後に生じた緊急事態であったが、履修している全学生の意向を聞いたうえで、各人が希望する科目への振り替えを認める措置を取り、対応したことがある。なお、この科目については、それまでも、履修者が少なかったこともあり、「外国法分野特講」の一つとして開講することでカバーすることとし、2007年度からは、この科目を廃止した。

(3) 授業へのITの活用とITの利用

ITは、授業では、比較的活用されている。

パワーポイントを用いるか、印刷教材をあらかじめ配布するか等は、教員の教育方針によって異なるが、教育効果という観点から、それぞれにふさわしい教育スタイルを選んできている。

また、テレビ会議システムが整備されており、これは、現在、次のような方法で利用されている。

当初計画における臨床実務教育に関しては、技術上、遠隔地をインターネット回線ではないでいる不安定さもあり、授業の現場で活用する段階にはいたっていないが、リーガルクリニックの運用についての四大学のリーガルクリニック合同運営委員会の会議は、このシステムを用いて、定期的に運用している。

本学の複数の教室を結んだテレビ会議システムを利用して、複数教室で授業を実施したり、あるいは、オーストラリアの大学と本学の教室をテレビ会議システムでつないで、共同授業を実験的に行うなど、現在、経験を積み重ねている段階である。

複数教室を使いテレビ会議システム（教員のいる教室とは別の部屋の学生の姿をズームでも確認でき、また、そこから自由に質問でき、教員も回答でき、場所は離れていても、臨場感のある授業ができる）を利用した講義は、いくつかの授業、補講に際して試験的に利用されている。2007年度以降、ネット環境が改善されたことにより、現段階では、実用段階に達しており、適宜、利用されている。

ITの活用については、ITが授業で活用されているか、自習に活用されているかについて、学生のアンケートでは、授業で活用されているかという設問の「はい」と「いいえ」の割合は、60.8%と15.2%であり、また、自習に活用されているかという設問の「はい」と「いいえ」の割合は、77.6%と7.1%であり、本法科大学院におけるITシステムの高度の活用は、実績によっても裏付けられている。入学案内に掲載されている学生からのメッセージにも、こうした本法科大学院の教育を特徴付けるITの活用度が見てとれる³³。

インターネット環境についても、2006年度に契約内容を見直し、2007年度より、接続環境を改善してIT利用環境の整備を図った。

（4）履修指導

履修指導は、入学時および各学年開始時、全体ガイダンスとして行われている。

担当教授制、オフィスアワーなどは、授業評価アンケートの結果を見る限り、次第に利用例が増えてきている³⁴。担当教授制は、担当教授への相談が少しずつ増えているが、十分に活用されているとはいえない。また、オフィスアワーの時間は設定されているが、利用者は少なく、あまり機能していない。

³³ 別添資料1-①「2008年度版法科大学院パンフレット」11頁

³⁴ 担当教授の制度が役立ったかという設問に「はい」と回答した者の割合は、2006年度は、12.8%だったのが、2007年度は19.1%と改善されている。1年次生に限ると、10.4%から20.9%で、改善されている。また、オフィスアワーの利用については、2006年度は、16.8%だったのが、2007年度は24.4%とわずかながら改善され、またオフィスアワーでの相談が役立ったかという設問については、2006年度は、24.0%だったのが、2007年度は32.7%と改善されている（2006年度と2007年度の春学期施設アンケート）。別添資料13-①・③参照

(5) 施設、設備

学生に約束した施設、設備は、整っている。

留年生が一定規模で発生してきているので、自習室の座席数、ロッカーの数が不足する不測の事態を招かないよう、2006年度中に、座席の増設、ロッカーの増設を行うなどして、これに対応している。都心にある校舎である関係で、一人あたりの自習機のスペースは十分ではないが、現状、在学生全員の自習機の確保はできている（現段階での個席数は、264席）。

なお、修了生のために、登録修了生の制度を導入している。自習室の規模から、登録修了生には、利用できる個席数が現在限られているので、共同利用の机の使用を前提としている。現在のところ、登録修了生の数が少ないので、個席を保証できている。なお、この点について、現在、2009年4月利用開始予定の新校舎の建設が計画されており、この際に、修了生用の自習室を桂坂校舎（12号館）に増設することを計画している。また、修了生は、白金校舎の図書館を利用でき、そこには、落ち着いた環境の勉強スペースがかなり用意されているので、これを利用することが可能である。在学生の中にも、図書館で勉強している者が比較的多い。

(6) 奨学金

学生に約束した給付、貸与の奨学金制度は実施されている。実際には、日本学生支援機構の奨学金によってカバーされている。また、本学で独自に準備した貸与制奨学金の利用者は、2004年度が4名、2005年度が3名、2006年度が7名である（2007年度は10月に募集）。

2005年度秋学期より、成績優秀者に対する給付奨学金制度をあらたに導入した。在学生については、約束した内容を超える措置であるが、遡及して適用している。2006年度入学生に対しては、説明会、ホームページ等を通じて、制度の導入について広報し、広報した内容に従って、実施してきている。

また、白金法学会より、既修コース入学者に対して、入学時給付奨学金（一部、社会人に対する優遇措置が含まれている）の申入れ（白金法学会実施の奨学金制度）を受け、これを実施した。制度実施の前には、十分に情報を開示し、その上で実施している。これらの奨学金制度は、その趣旨に沿って、適切に実施されている。

(7) 未修者に対する配慮

法学未修者に対する配慮として、2008年度版入学案内（16頁）には、入学前事前講義、ガイダンス、個別相談の三つが記載されているが（2007年度版では前二者のみ記載）、これは2006年度よりすべて実施されている。個別相談の制度は、一年次に学ぶ法律基本科目について、その分野の専任教員が未修者の相談に個別に応じる制度で、2006年度に、いわゆる純粋未修者の入学者が多かったことに対応して学期開始直後に導入したものである。本法科大学院のように未修者中心の法科大学院の場合には、必要性が高い制度で、定着して

いる。

2 点検評価

本法科大学院の教育活動等について学生に約束したことについては、これを実施してきている。

もっとも、担当者が急病のため授業を実施できなくなったことがあるが、この時には、学生の利益を考え、また、学生の了解のもと、可能な代替措置を講じており、その措置は適切である。

3 自己評定

適合

4 改善計画

既修コースの学生に対する独自のガイダンスが用意されていないという指摘を受けたので、2007年度に実施した。これについては、今後とも継続して実施する予定である。

1-5-1 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1 現状

(1) 本法科大学院は、キリスト教主義に基く人格教育の伝統のもとに、社会的弱者に優しい眼差しをもち、人々のために献身的に奉仕する法曹の養成を目指している(1-1-1)。

こうしたミッションを自覚し、社会のためにつくす法曹の養成をめざす本法科大学院の基本姿勢は、本法科大学院を特徴付けるものとして、次のように、学生の受け入れ政策、臨床教育、カリキュラム等、様々な場面で具体化されている。

(2) 高度専門職業人としての法曹は、社会に対して大きな責任を負っており、法科大学院の教育で、実践的な法知識を身につけることになるが、法曹は、この力を公正に活用する理性を備えている必要がある。力は善用もできれば、悪用もできるだけに、この力を正義のために行使する理性は、法曹にとっても重要な資質であり、これは、大学の学部におけるリベラルアーツの教育、本来の教養教育を通して身につけることが期待されているものである。法曹という職業に就く者の果たすべきこうした大きな社会的責任を考慮して、本法科大学院の出願資格は、大学卒業を基本としつつ、それ以外の者で個別審査により出願資格を認める例外的な場合であっても、「大学を卒業した者と同等の学力があり、かつ、幅広く深い教養および総合的な判断力を培う機会を有したと認められた者」であることを要求している³⁵。

(3) 入学式、修了式でも、専門職大学院としての法科大学院で教授される力としての法知識を使う者は、なによりも人間性を磨き、理性をもった教養人であることの重要性に必ず言及している。良い法曹であるために、良い人間でなければならないというメッセージは、共有されており、いろいろな機会に強調してきている。

(4) 入学試験を通して、どのような学生を本学に受け入れるかは、本学のめざす法曹養成にとっても重要な問題で、次のような点に本学の特徴があらわれている。

AO入試において、ボランティア活動等の社会貢献性をアドミッションポリシーとして採用しているのも³⁶、本法科大学院が養成したいと考える法曹像と深いかかわりがあり、毎

³⁵ 文科省の基準に合致する大学以外の教育機関にも、こうしたリベラルアーツ、一般教養を重視する四年制の教育機関もある。こうした教育機関の学生から受験資格について問われた際に、当時は規定がなかったので、受験資格を認めることができなかったが、本法科大学院の基本姿勢からは、出願資格を認めてよい場合であるので、この点を反省して、本文に掲げた規定を新設した。生涯教育の視点から専門学校等で長期の就学期間のある者に法科大学院出願資格を認める社会的要請にも配慮しつつ、同時に、法曹に求められる社会的責任の重さを考慮して、本法科大学院は、本文に記したように、この点に配慮した規定をもっている。

³⁶ 「福祉・教育・国際交流・地球環境・まちづくり・コミュニティビジネス・ボランティア活動など NPO 分野での実践を通して NPO などの分野に強い関心を有する者で、法曹として特にこの分野における法的な問題解決のための確かな知識と技術を身につけたいと考

年、受験者がおり、制度の存在自体が、法科大学院に出願する動機ともなっており、本法科大学院の特徴となっている。

また、本法科大学院は、障害、難病等を抱えた学生の受け入れにも、前向きな姿勢で取り組んでおり、法科大学院で学ぶ資質と能力がある者を受け入れてきている。本法科大学院の取り組みが先進的というわけではないだろうが、障害を抱える学生の受け入れには、概して消極的であるという現実のなかでは、努力している法科大学院にはいるであろう。具体的には、法科大学院教育の特徴をなす双方向型の授業について行くことが可能であることを確認したうえで、条件が許す限り、入試方法を工夫するなどして、受け入れてきている。入学後は、周りの学生が、自然に、障害を抱える学生の移動等に協力しており、学生同士の助け合いの一つとして、学生には特別なものとして意識されているわけではない。こうした学風は、明治学院大学が時間をかけて作り上げてきた良い伝統でもあるが、同時に、本法科大学院がめざす社会的弱者に優しい眼差しをもち、人々のために献身的に奉仕する法曹の養成にとっても、貴重な環境となっている。もちろん、その受け入れのため、条件に応じて、定期試験時間を延長するなどの障害を考慮した特別の体制を取り、法科大学院として必要な対応も行っている。

(5) 本法科大学院は、ローヤリング、エクスターンシップ、リーガルクリニック、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理といった科目を用意しており、実務教育、臨床教育にも力を入れている。

とくに、事件受任型のリーガルクリニックは、プロボノ精神と関係している点が、本学がめざす人々のために献身的に奉仕する法曹の養成にとって有意義と認識しているので、法科大学院教育として定着、普及させたいと考えて、努力している。

リーガルクリニックは、大きな教育効果が認められること、及び、科目の負担に見合う単位を与える必要があることから、2007年度以降、その単位数を1単位から4単位に引き上げ、学生にリーガルクリニックを履修するよう働きかけている³⁷。

本学のリーガルクリニックは、渋谷パブリック法律事務所を利用して、國學院大學法科大学院、東海大学法科大学院、独協大学法科大学院と明治学院大学法科大学院の四法科大学院が、共同で運営している事件受任型のリーガルクリニックで、そのため、二ヶ月に一度の割合で運営委員会を開催し（四大学をつなぐテレビ会議システムもよく利用されている）、その教育内容、成績評価方法の改善に向けて、努力してきており、大きな成果をあげてきている。

四法科大学院共通の「中間発表会」、「最終発表会」では、四法科大学院から実務家教員、

えている者」（別添資料1-①「2008年度版法科大学院パンフレット」17頁）

³⁷ 制度上は、年間12名のみが履修できる特別の科目であるため、履修者からは、「法務職研究科臨床教育実習料」として20,000円を徴収することになっている。リーガルクリニックの科目としての重要性と、これを定着させるため、本法科大学院は、これまで、教育実習料の部分については法科大学院の予算からこれを支出しており、実際には、学生は、実習料を負担していない。履修地が渋谷であること、また、そこから外に出向く場合もあるため、履修者には一定の交通費等が発生するが、これらについても、学生の負担が重くなりすぎないように、ある程度までは補填する措置を取っている。

理論家教員が多数参加するなかで、チーム毎の発表が行われ、質疑がなされる。ときに、激しい議論の応酬が行われ、理論教育と実務教育の架橋をはかる教育としても貴重な実践の場となっている。

このように、臨床教育としてのリーガルクリニックの本格的実現を追求し、その教育内容の向上につとめ、成果をあげてきていることも、本法科大学院の教育を特徴付けている。

授業評価アンケートを見ると、履修した学生も、リーガルクリニックについては、高い評価を与えており（五段階の授業評価アンケートで、すべての回答者がA Bの高い評価を与えている）、その教育が成果をあげ成功していることがみてとれる。

（6）カリキュラムにも特徴があり、本学の教育を特徴あるものにしていく。

本学のカリキュラムは、基本の重視、段階的・体系的な履修を可能にすることを主眼とするもので、基本的な法知識をしっかりと身につけさせるため、主要科目については、三年次秋学期まで、必修科目が存在する。本法科大学院のカリキュラムは、あくまでも、これを基本としているが、同時に、先端科目群に大きな特徴をもたせており、カリキュラム上、「先端学際性」、「グローバル性」、「社会貢献性」の三領域を重視した先端科目群がおかれている³⁸。

「先端学際分野」、「国際分野」、「社会貢献分野」の各分野で活躍する法曹に対する要請が強くなっており、この分野で活躍する人材の養成が求められているという本法科大学院の認識を背景として、この狙いをカリキュラムに反映させたものである。また、これらの科目の履修には、「単なる法律の知識だけでなく、さまざまな周辺領域を学ぶことによって、多様化する現代の社会問題の解決に柔軟でかつ創造的に取り組める法曹を育成することができる」という意義も認められる³⁹。

ア 専任教員の大変な個人的犠牲を伴うが、2005年度と2006年度には、ウィーンで開催される模擬仲裁裁判（Vis Moot）に、教員が引率し、本学の学生（各1名）が参加している。これは、ディスカッション能力の向上に役立つだけでなく、国際性の涵養にも大いに役立っている。同時に、国際的には、より進んだ教育実践があることを認識させることで教育に対する大きな刺激にもなっている。また、2005年度および2006年度には、夏期集中講座の枠組みのなかで、オーストラリアのロースクールの教員と共同で授業（研究科目）を行うなど、法科大学院の授業自体に国際性をもたせる試みも行った。

イ 先端科目群の履修を推奨するため、2007年度より、履修要件の括り直しを行い、「基礎法学・隣接科目群」と「先端科目群」とに分かれていたものを、「基礎法学・隣接・先端科

³⁸ 「先端科目群(その他)」として、「自由研究」という科目を設置しているが、これは、米国のロースクールにある **independent study** を参考にした科目である。カリキュラム上の科目では扱われていない法領域について研究したい、あるいは、学生のなかに、長めのレポートをまとめて、将来、大学院博士後期課程に進学したいという希望者も出てくることを想定して置かれている科目で、これ自体は、具体的な特徴をもつ科目群ではない。

³⁹ 教員アンケートより

目」にまとめて、先端科目群の多くの科目を選択必修科目の一つとして位置づけ、カリキュラム構成上の評価基準の要請を満たしつつ、学生がこうした本学の特徴的な先端科目群の科目を履修しやすくなる改正を行っている。

(7) カリキュラムと連動して、上記(4)でも一部触れたが、入学試験では、これに沿って、「先端学際分野」(主として自然科学系の人材を念頭においている)、「国際分野」、「社会貢献分野」の三つについてアドミッションポリシーを掲げ、AO入試を実施し、これらの分野で活動実績のある者で、これらの分野で法曹として活躍したいという問題意識を持つ者を受け入れる努力をしている。

ア 「社会貢献分野」は、本学の法曹像にとっては重要な分野で、本学の特徴の追求の実現に役立っている。社会的弱者に優しい眼差しをもち、人々のために献身的に奉仕する法曹の養成にとって、この分野で活躍した社会経験をもつ学生が存在することの意義は小さくない。

イ 先端学際性の点も、自然科学系の人材が法曹を希望する場合に受験しやすい制度になっている。また、カリキュラム上も、人工知能の専門家の専任教員がいるという強みを生かして、先端学際分野には、比較的多くの科目を配置しており、この点も、本学のカリキュラムの特徴となっている。

ウ 国際分野も、これをAO入試の一つの基準として、国際分野で活躍することをめざす学生を受け入れている。語学運用能力に秀でている学生を採用すること自体は特徴といえるほどのものではないが、培った語学能力を生かした法曹になりたいという希望をもつ学生は少なくなく、また、英語による授業等を通じて授業に国際性をもたせることは、学生の視野を広げることに有益であるので、視点として重視している。

2 点検評価

本学の特徴を追求する試みは、入試制度、臨床教育、カリキュラム等の様々な場面で、整合性をもって、適切に行われており、明治学院大学法科大学院について、はっきりしたイメージをもたせることにはかなりの程度まで成功していると評価できる。

なお、キリスト教主義に基づく人格教育を基礎とする大学が設立した法科大学院には共通する特徴があるようなので、こうしたテーマを深めるためのシンポジウムや研究会を、キリスト教の専門家も交えて、行ってもよいのではないかと。専門職大学院の教育は職業教育なので、キリスト教主義に基づく人格教育という理念には学部とは異なる面があることが自覚されているが、本学はこの点の解明がすすんでいるほうであるとしても、他の法科大学院のとらえ方を知ることもまた有益であろう。

3 自己評定

A

4. 改善計画

これまで学外者を招いての講演会等の活動がやや少ないので、授業にゲストを呼ぶこと等も含めて、もう少し充実させることが望ましい。その制度化を計画中である。

2006年度～2007年度にかけて行われた教員アンケートの結果を活用して、本学の法曹像と本学の特徴について、今後、検討する予定である。

2-1-1 適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

1 現状

(1) 本法科大学院は、入学試験を、秋季入試と春季入試の二回に分けて、実施している。大学入試センターまたは日弁連法務研究財団の実施する当該年度の統一適性試験を受験した本法科大学院出願者に対して、秋季入試では一般入試とAO入試を、春季入試では一般入試と飛び入学入試を実施している。

それぞれの入試制度は、各年度入試の入学試験要項に記載されている。入学案内、ホームページにも、その概要が記されている。

また、合否判定基準は、入学案内掲載のQ&A、法科大学院説明会での解説及びその際に配布される詳しいQ&A、ホームページ掲載の、過去の入学試験の際に、その都度公表されている「結果報告」を通じて、公表されている。

ア 一般入試

「一般入試」では、書類審査、小論文試験、面接試験を実施している。

2007年度入試まで、秋季(9月入試)も春季(3月入試)も、書類選考による第一次選考と小論文・面接試験による第二次選考の、二段階入試を実施していた。2008年度入試より、秋季入試は二段階選考方式、春季入試は小論文試験、面接試験のみの一段階選考方式を採用している。

第一次選考は、志願者全員に面接試験を課すため、人数を絞り込む必要があるため設けられている。春季入試については、経験上、出願者数との関係で全員に対する面接試験が、確実に実施できることから、2008年度入試以降、書類審査による第一次選考を省略したものである。ただし、最終の合否判定は、秋季、春季いずれも、適性試験、書類審査、小論文試験、面接試験の各結果をもとに行っており、合否判定に際して書類審査の結果が占める比重は同じである。

「書類選考」では、第一次選考通過者のおおまかな人数枠(おおむね300名程度から最大350名程度まで)を確定したうえで、統一適性試験の結果と出願書類(志望理由書、エントリーシート等)に基づいて行われる、書類審査である。志望理由書、エントリーシートの内容について評価したうえで、これに統一適性試験の結果を組み合わせ、各教員が審査のうえ評点をつけ、さらに、執行部会議で、その審査結果を確認し、面接可能な人数に絞り込んでいる。なお、第一次選考は、面接試験実施のための絞り込みなので、面接試験を実施してその能力を確かめたいと考える志願者についてはできるだけ第一次選考を通過させる方針を採用しており、例えば、学部で非常に優秀な成績を修めている場合には、法学部であると法学部以外であるとを問わず、学生の能力・資質、真面目さの指標になるので、志望理由書、エントリーシートの評価が極端に低い場合を除いて、書類選考を通過させ面

接試験を実施するという取り扱いがほぼ確立されている⁴⁰。

「小論文試験」は、法律の知識を必要としない問題で、論理的な文章を読ませて記述式で解答させる試験であり、これにより、志願者の作文力、文章構成力を判定している。

「面接試験」は、これまで、その場で、一定のテーマを与えて議論させるグループ・ディスカッションの方式を採用しており、これにより、法曹としての適性或資質を判定している。

秋季も春季も、最終の合否判定方法は総合判定によっており、判定方法はまったく同じである。

統一適性試験の成績（二つの試験が混在しているので、順位付けに工夫があるが、法科大学院では、当初より、各人の試験毎の相対順位を算出することで双方の試験成績を一本化し、この順位に従って並べ直している）を一定の基準でグループに分け、その上位層については、小論文試験、面接試験の成績が一定の基準をクリアしているなら合格とし、下位に行くほど、要求される小論文試験、面接試験の成績がより厳しくなり、基本的には、小論文試験のより良好な者、面接試験の成績のより良好な者を合格させている。合格者の原案は、上記の方法により作成されて合否審査教授会に提案される。合否判定は、最終的には合否審査教授会の場における総合判定で、最終の段階では、学部成績（きわめて良好な場合）や出願書類も合否判定の一要素として考慮され、これが合否の分かれ目になることもある。

判定手続は、次の通りである。合否審査教授会で、まず合否判定基準表について審議し、そのうえで個々の志願者について個別に審査し、合否判定を行っている。教授会の審議において、この合否判定基準表の数値を変更した場合には、その変更は受験生全体に及ぼして再調整され、その結果、合否が変動することがあるが、了承された合否判定基準表に沿った合否判定を実施してきており、公平性は厳格に担保されている。

合否判定基準表については、毎年度、適性試験と入学後の成績との相関、学部成績と入学後の成績との相関等を検証のうえ、合否判定基準表の見直し、改訂を行っている。こうした検討結果は、書類選考の際の学部成績の考慮、適性試験の順位枠毎に要求される小論文試験の成績基準の変更、面接試験結果の考慮方針等の改訂として、結実している。

イ AO入試

「AO入試は」、アドミッションポリシー（先端学際性、国際性、社会貢献性）との適合性を基準に、提出書類の審査による第一次選考を行い（この段階では、適性試験の結果には重きがおかれぬ）、そのうえで、小論文試験、面接試験を実施している。面接試験は、志望理由書に基づいて、一人一人について、法曹を志望するにいたった理由を審査している。適性試験、小論文試験が一定の基準（一般入試の場合よりは緩い基準）をクリアし

⁴⁰ 法科大学院の入学試験では法律の専門知識を問われぬので、かえって、法科大学院に進学を希望する法学部生が入試対策に没頭し、専門教育に力を入れなくなるのは望ましくないと考えたためでもある（法学部以外の学生についてもあてはまる）。

ているなら、面接試験の結果を重視し、総合判定により合否判定を行っている。合否審査教授会では、面接試験の結果を参考に作成された原案をもとに、一人一人について時間をかけて審査のうえ、合否を判定している。

アドミッションポリシーの三つの柱は、先端学際分野、国際分野、社会貢献分野という、本法科大学院が社会的に法曹の養成がとくに重要と考える分野に対応しており、また、これは、カリキュラムの先端科目群の設定とも対応しており、とくに、社会貢献性は、本学の法曹像と親和性があり、一貫した考え方に沿って、制度設計されている。

ウ 飛び入学入試

「飛び入学入試」は、受験資格に違いがあるだけで、合否判定は、同じ時期に実施している「一般入試」とまったく同一の基準を用いて行っている。面接試験も、一般入試の志願者のなかに飛び入学による志願者を混在させて実施、評価しているし、また、合否判定についても、一般入試の合否判定と同じ合否判定基準表を用いて、同時に行われている。

飛び入学入試では、明治学院大学法学部三年生で、三年次終了時に卒業に必要な単位をすべて取得する見込みの立つ者で、GPA 値の高い成績優秀者（三年次終了時点の GPA が総合 2.8 以上かつ学科科目 2.9 以上）に受験資格を与えている。飛び入学入試として特別の採用人数枠はなく、一般入試と同じ基準で合否を判定している。これまでの実績では、「飛び入学入試」制度を利用した志願者には合格・不合格の双方の判定がなされており、また、合格者数は、1 名から 6 名まで、年度によりばらつきがある。

エ その他

2006 年度入試までは、旧司法試験の受験生で力のある者が滞留しているという事情を考慮して、適性試験、小論文試験の成績が基準に達していないが、既修者判定試験の結果が非常に良い場合があり、教授会で個別に審査して、合格させた例がある。2007 年度入試では、この場合に該当するとして合格させる例がなくなっている。

その結果、現在では、合否は、適性試験、書類審査、小論文試験、面接試験により決まり、この合格者のうち、既修者判定試験の結果が基準を満たしている者について 2 年コースへの入学を認められるという、すっきりした運用になっており、3 年制の未修者中心の法科大学院としての本法科大学院の特徴が入試制度にも徹底されている。

(2) 既修者判定試験

合否は、上記(1)の基準で決定し、合格者のうち、既修者判定試験を受験した者で、憲法、民法、刑法、商法（会社法）、民事訴訟法、刑事訴訟法の六科目の筆記試験で、全科目とも一定の基準に到達している者について、2 年制コースへの入学を認め、入学後、26 単位から 30 単位の範囲で単位認定している。

筆記試験は二段階で実施しており、まず、民法、刑法、商法の三科目について、秋季入試の第二日目または春季入試の第二日目に実施し、この三科目の成績がそれぞれ基準を満たしている者に対して、既修者判定最終試験の受験資格を与えている。次に、これらの受

験資格のある者に対して、年度末の3月下旬に、既修者判定最終試験（商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の三科目の筆記試験）を実施している。

既修者判定最終試験で、三科目の成績がそれぞれ基準を満たした場合に、2年コースへの入学を認めている。

なお、2004年度は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法については日弁連法務研究財団の法学既修者試験の結果を利用して判定していたが、同試験の結果と本法科大学院が既修者に要求する基準が一致しないことが判明したので、2005年度より、上記の方法に改めたものである。

（3） 社会人枠等特別の配慮の有無

社会人等のための特別の配慮は、現時点では、補欠の順位付けに際して考慮している点を除いては、特にない。

社会人のための特別の募集枠は設けていない。現在、社会人、法学部以外の卒業者の割合が、要請される基準を上まわっており、一般入試、AO入試で、合否判定に際して、特定の属性の者を優遇する基準は設けていない。社会人、法学部以外の学部出身者の入学者が三割を下まわる状況に至ったなら、特別の対応策を考慮することとなっているが、現段階では、そのような状況には陥ってはいない。本法科大学院は、未修者中心の法科大学院として制度設計されており、社会人、法学部以外の学部出身者が受験しやすい法科大学院の一つであり、今のところ、予定している社会人、法学部以外の学部出身者を確保できる見込みが十分に立つので、この点については、本法科大学院は入試制度を特に工夫する必要性は大きくないと認識している。しかし、法科大学院への進学を希望する社会人、法学部以外の学部出身者、とくに、法学部以外の学部出身者の志願者が全国的には減少傾向にあり、その推移についてはやや不安を抱いており、この傾向が本法科大学院の志願者にどう影響してくるかについて、毎年度、翌年度の入試制度を決定する際には、慎重に分析、検討し、対応の必要性について判断している。

本法科大学院としては、社会人、法学部以外の卒業者の割合が要請される基準をクリアしている限り、入学試験としての公平性の確保を重視しており、社会人を特に優遇することもなく、法学部以外の卒業者を特に優遇することもなく、また、明治学院大学出身者を特に優遇することもしていない。社会人、法学部卒業者、法学部以外の学部出身者の、志願者構成比率と合格者構成比率はほぼ一致しており、本法科大学院の入学試験が、このどれかのグループに特に有利にも不利にも働いているということはないと考えられる。

ただし、社会人については、専門職大学院設置基準第19条を考慮して、合否判定基準に準じる者を補欠者として確定した後の段階の、補欠者の順位確定に際しては、順位をあげる積極的な考慮要素としている（2007年度春季（3月）入試以降の運用⁴¹）。

また、既修者として入学した者のうち、本法科大学院が推薦する成績優秀者2名以内の者については、「白金法学会」から入学金相当額の奨学金を給付する制度があるが、2名を

⁴¹ ホームページの入試の結果報告「2007年度法科大学院3月入試（B日程）最終結果について」参照。

推薦する場合には、そのうちの1名は社会人（入学時に大学卒業後3年を過ぎていること）であることが要件となっており、社会人にやや有利な内容の奨学金制度がある。

（4）合否判定と合理的関係のない要素の考慮の有無

上述したように、本法科大学院の入学試験の合否判定基準は客観的かつ合理的なもので、公平性を重視した内容であり、法曹養成と合理的関係がない要素を考慮する余地はない。

寄附金、縁故、自大学出身者等の要素が合否判定に結びついた例もない。自大学出身者の有無については、審査資料からこれを知ることは可能であるが（面接試験を実施して、これを審査資料から除くことは合理的でない）、合否判定基準表によって合否がきまり、教授会による集団による審査が行われており、また、合格者のなかの自大学出身者の人数もその都度公表しており、自大学出身者を有利に取り扱うことは制度的に不可能な仕組みになっている。

（5）公開

入試における合否判定方法は、とくに一般入試については、公平性、公正性を担保するため、その選抜基準、選抜方法を含めて、ホームページに、その都度、公表しており、透明性の確保に努めている。また、入学案内でもQ&Aの項で、選抜基準、選抜方法の概要を示している。

入学試験の選抜方法は、ホームページでもその都度開示しているが、説明会の席でも、説明している。とくに、開示内容には、適性試験の点数から、各受験生が、本法科大学院に志願した場合、どの程度の合格可能性があるかがわかるようになっており、受験を考える者がもっとも知りたい情報が適切に開示されている。

2 点検評価

本法科大学院は適切な学生受入方針をもっており、選抜基準、選抜手続も明確に規定され、審理のプロセスも合否審査教授会が、この基準に沿って実際に実質審査を行っており、そのプロセスについても、ホームページ上で適切に説明されている。開示内容も、審査のプロセスがよくわかるように記載されており、透明性が極めて高い。

全体として、本法科大学院の選抜基準は、法曹に必要な資質を適切に判定するため、一人一人の志願者の能力、資質を確実に把握できるような充実した審査資料が用意され、個々の志願者の合否審査自体も、教授会構成員による相互チェックが働くことで情実等の要素が排除される仕組みとなっており、適切、公正、公平の三点が確保されている。

本学の入試制度は、社会人、法学部以外の卒業生を特に優遇する基準をもっておらず、公平性の確保を重視した選抜基準、選抜手続となっている。

3 自己評定

A

4 改善計画

審査資料の作成に膨大な時間がかかっており、より効率的な選抜基準、選抜手続が可能かについて、今後、検討する必要がある。

2-1-2 入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

1 現状

(1) 本法科大学院の入試制度は、2-1-1で触れたように合否判定基準が明確に規定されており、また、その手続も、教授会の場における、合否判定基準の審議確定、その具体的適用の審議確定と段階を分けて実施されている。審査過程においても、総合判定に伴いがちな不明瞭さが可能な限り排除されており、また審査過程も、その概要がホームページでその都度公表されている。

(2) これを担保するため、次のような措置がとられている。

合否判定の基礎となる資料は、法科大学院の指示に基づき、入試センターが作成している。資料自体は、一覧性があり、合否判定基準表の手順に沿って審査できるよう、加工されている。

合否判定基準、合否判定原案は執行部会議で作成され、資料として、教授会に提出される。

合否判定基準についても、合否判定原案についても、合否審査教授会の場で、比較的、時間をかけて審議されている。大枠に沿って問題なく合格判定できる者の審査はできるだけ簡略にし、ボーダーラインにある者について、原案の説明に基づいて、教授会で慎重に検討の上、合否判定をしている。

当該入試に際して教授会で利用された合否判定基準表は、合否判定表に添付するかたちで入試センターに保管する取り扱いをしており、事後的な検証ができる体制も整えている。

(3) これまで、教授会の審議の結果、原案が大幅に修正されたことはないが、審査の結果、個々の志願者の合否判定が入れ替わる例(補欠候補との入れ替わり等)はある。

(4) 審査結果の概要は、毎回、ホームページに掲載されている。ホームページに掲載されている2007年度入試の入試選考方法の結果(書類選考は、2007年度は全員が通過している)、2006年度のもの)を下記に掲げておく。

ア 2006年度法科大学院 9月入試(A日程)書類選考方法・結果について

「明治学院大学法科大学院教授会では、9月入試(A日程)への出願者が429名であったため、書類選考を行いました。

本学の志願者には、法科大学院の理念にふさわしい、熱意の感じられる多様な志願者が含まれておりました(ちなみに、法学部出身者は63%、法学部以外出身者は37%でした)。そこで、本学としては、できるだけ多くの方について小論文試験、面接試験を実施し、その適性を判定したいと考え、書類選考通過者数を、当初予定していたよりは少し多めにいたしました。そのため、9月24日午後実施予定の面接試験の終了時間が若干ずれ込む可能

性がありますが、ご了解ください。

(1) 一般入試について

一般入試の出願者が 402 名おりましたので、次のような手順に従い、書類選考を行いました。

1 (イ) 大学入試センター適性試験、日弁連法務研究財団統一適性試験を受験した者のうち、それぞれの試験で相対順位（本人の順位／当該試験の有資格の受験者総数）が上位の者、および、(ロ) 法学部またはこれに準ずる学部の現役生・卒業後一年以内の者であってかつ当該学部の成績が極めて良好であった者については、その大部分を、書類選考通過としました。

2 次に、平均点より下に位置する者のうち、志望理由書が非常に高い評価を受けた者で、小論文、面接を行ったうえで判定することが適当と考えられる者を書類選考通過としました。

結果として 347 名（内訳 大学入試センター試験利用出願者 205 名、日弁連統一適性試験利用出願者名 142 名）を書類選考通過者としました。

なお、このなかには、二年制を希望する者が 109 名含まれていました。

(2) AO 入試について

AO 入試の出願者が 27 名おりましたので、次のような手順に従い、書類選考を行いました。

志望理由書及びその他の出願書類を精査し、24 名（大学入試センター試験利用者 20 名、日弁連統一適性試験利用者 4 名）を書類選考通過者としました。

なお、このなかには、二年制を希望する者が 4 名含まれていました。」

イ 2007 年度法科大学院 9 月入試最終結果について

「1. 一般入試

書類選考を通過した 230 名のうち、二次出願をし、当日出席した 178 名全員に、小論文試験、面接試験（グループディスカッションを採用）、また、2 年制コース希望の受験生は、これに加えて、憲法、民法、刑法の筆記試験を実施しました。その結果に基づき、最終選考を行いました。

(1) 受験生の適性試験の相対順位（適性試験受験者全体における本人の相対順位）により、全体を 5 段階に分け、小論文試験の基準を設定し、その基準をクリアした者で面接試験の成績が良好だった者を合格とし、小論文の基準に満たない者については、面接試験の結果、書類審査の結果、学部成績を考慮して、可否を判定しました。（なお、同様の方法で、小論文試験の結果が合格者に準じる者について、面接試験の結果、書類審査の結果、学部成績等を考慮に入れ、順次、補欠としました。）

(2) 適性試験の信頼性についてはなお留保が必要な段階にあることを考慮し、三科目の法律科目筆記試験の成績、学部成績等を総合的に考慮して、採用予定人数の 1 割を越えない範囲で、(1)に加えて、若干名を合格とする方針を採用しておりますが、この基準の該当者はおりませんでした。

(3) 上記の合格者のうち、三科目の法律科目試験が一定の基準を満たしている者 2 名について、2007 年 3 月に予定されている商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の三科目の既修者判定最終試験の受験資格有りと判定しました。

結果として、合格者は 85 名となりました。このうち、2 名について、既修者判定最終試験の受験資格を認めました（既修者判定最終試験の結果にかかわらず、現時点で、3 年制コースへの入学資格は認められています）。

なお、適性試験の相対順位に即して、おおよその割合を示しますと、上位 20%以内の者については約 8.5 割が、21-50%の者については約 7.5 割が合格しました。50%以下の者については約 1.8 割が合格しました。（割合は、出願者数を基準としています。例えば、ある適性順位の層の方が本大学院に 50 人が出願しそのうち 5 名が合格した場合、これを 1 割と表示しております。また、母数には、当日、面接試験に欠席して審査対象からのぞかれた者の数は含んでおりません）

合格者のうち、在學生は約 40%、これに卒業後 1 年以内の者をあわせると約 65%、就業経験のあることが確認できる社会人は約 15%、法学部以外の出身者は約 25%でした（この割合は、受験生全体の分布とほぼ同比率です）。

また、明治学院大学出身者は 10 名でした。

補欠は 23 名で、上位者から、A、B、C、D の順に、四段階のランクに分けています（このうち、繰り上げ合格となった場合、既修者判定最終試験の受験資格が認められる者は 1 名含まれております）。また、各ランクの人数は 5-6 名です。

2. AO 入試

書類選考を通過した 11 名のうち、二次出願をし、当日出席した 11 名全員に、小論文試験、面接試験（個別面接）、また、2 年制コース希望の受験生には、これに加えて、憲法、民法、刑法の筆記試験を実施しました。その結果に基づき、最終選考を行いました。

面接試験の結果および小論文試験の成績が一定の基準を満たしている者 6 名を合格としました。このうち、既修者判定最終試験の受験資格が認められた者は 1 名です（既修者判定最終試験の結果にかかわらず、現時点で、3 年制コースへの入学資格は認められています）。

また、明治学院大学出身者は 1 名でした。

AO 入試に補欠はありません。」

ウ 2007 年度法科大学院 3 月入試（B 日程）試験最終結果について

「1. 一般入試・飛び入学入試

志願者 143 名のうち、当日出席した 113 名（途中放棄者を除く）全員に、小論文試験、面接試験（面接テーマに基づくディスカッション）、また、2 年制コース希望の受験生は、これに加えて、憲法、民法、刑法の筆記試験を実施しました。その結果に基づき、最終選考を行いました。

(1) 受験生の適性試験の相対順位（適性試験受験者全体における本人の相対順位）により、全体を 5 段階に分け、小論文試験の基準を設定し、その基準をクリアした者で面

面接試験の成績が良好だった者を合格とし、小論文の基準に満たない者については、面接試験の結果、書類審査の結果、学部成績を考慮して、合否を判定しました。(なお、同様の方法で、小論文試験、面接試験等の結果が合格者に準じる者についてこれらに、書類審査の結果、学部成績等を加え、専門職大学院設置基準 19 条をも考慮に入れたうえで総合判定した上で、順次、補欠としました。)

(2) 適性試験の信頼性についてはなお留保が必要な段階にあることを考慮し、学部成績、三科目の法律科目筆記試験の成績等を総合的に考慮して、採用予定人数の 2 割を越えない範囲で、(1)に加えて、合格とする基準を有していますが、今回、該当者はおりませんでした。

(3) 上記の合格者のうち、三科目の法律科目試験が一定の基準を満たしている者について、2007 年 3 月 17 日に予定されている商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の三科目の既修者判定最終試験の受験資格有りと判定しました。

結果として、合格者は 11 名となりました。このうち、2 名について、既修者判定最終試験の受験資格を認めました(既修者判定最終試験の結果にかかわらず、現時点で、3 年制コースへの入学資格は認められています)。

なお、適性試験の相対順位に即して、おおよその割合を示しますと、上位 40%以内の者については約 2 割が、41-50%の者については約 1.5 割が合格しました。50%以下の者については約 0.5 割が合格しました。(割合は、出願者数を基準としています。例えば、ある適性順位の層の方が本大学院に 50 人が出願しそのうち 5 名が合格した場合、これを 1 割と表示しております。)

合格者のうち、在学学生は約 35%、有職社会人は約 45%、法学部以外の出身者は約 45%でした。また、明治学院大学出身者は 1 名(飛び入学出願)でした。

補欠は 8 名で、上位者から、A、B、C の順に、三段階のランクに分けています。各ランクの人数は 2,3 名です。」

(5) 合否判定基準の概要、合否判定に際して考慮される諸要素については、2-1-1 で言及した通りである。

判定の手順の概要を記すと、適性試験の相対順位(適性試験受験者全体における本人の相対順位)により、全体をいくつかの段階に分け、それぞれについて小論文試験の基準を設定し、その基準をクリアした者で面接試験の成績が良好だった者を基本的に合格とし、次に、小論文試験の基準に(数点)満たない者について、面接試験の結果、書類審査の結果、学部成績を考慮して、合否判定している。

学部成績は、法学部であると法学部以外であるとを問わず、成績が良好な場合には積極的な考慮要素として取り扱っているが、大学、学部により、成績評価は区々であるという現実があるので、総合判定の一要素として考慮するという位置づけとなっている。

なお、補欠も同様の方法で、小論文試験の結果が合格者に準じる者について、面接試験の結果、書類審査の結果、学部成績等を考慮に入れて、選抜している。「等」とあるのは、補欠の順位の確定に際して、社会人であるという要素をも考慮しているためである(2-1-

－ 1 の 1 (3))。

2 点検評価

本法科大学院の入学者選抜は、適切に実施されており、公平さ、公正さが確保されており、選抜基準、方法を公開している点でも優れている。受験生からも、本法科大学院の入試選抜の透明性の高さは高く評価され、好感をもたれている。

3 自己評定

適合

4 改善計画

特にない。

2-2-1 適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

1 現状

(1) 本法科大学院における法学既修者の認定は、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の6科目の筆記試験により行われている(全科目とも100点満点)。法学既修者として認定されるためには、全科目について、本学の要求する基準点に到達していることが要求されている。各科目の筆記試験問題の解答に要求されるレベルは、本法科大学院の一年次終了時の学生に要求されている学力水準である。

法学既修者のための筆記試験は、二段階に分けて実施されている。まず、秋季入試(9月入試)、春季入試(3月入試)の各第二日目に、憲法、民法、刑法の三科目の筆記試験を課しており、(適性試験、小論文試験、面接試験等により合格と判定され、かつ)、三科目のそれぞれについて合格点をクリアーした場合、次の既修者判定最終試験の受験資格が与えられる。

3月末の既修者判定最終試験では、商法(2007年度入試より、その対象を会社法に限った)、民事訴訟法、刑事訴訟法の三科目について筆記試験を課し、三科目それぞれについて、合格点をクリアーした場合に、2年コースへの入学を可としている。

入学後、この試験結果のみで、一年次配当の憲法、民法、刑法、商法1(内容は会社法)、民事訴訟法、刑事訴訟法、公法基礎事例演習、民法基礎事例演習1、刑事法基礎事例演習の26単位につき単位認定を行っている⁴²。

法学既修者の判定試験を2回に分けて実施している理由は、技術上の理由もあるが、①法学部に在学中の現役学生については、9月の時点で、いきなり6科目の筆記試験を課すことはかなり負担であること、とくに、こうした現役学生の志願者にとっては、なお当該科目を履修中に試験することになり、学部での勉強の成果をはかるものとしては厳しすぎる試験になってしまうこと、また、②志願者一般についても、6科目の全てにわたって満遍なく合格点を取る準備をすることはやや負担が重く、既修者の学力をはかる試験としては必ずしも適切とはいえないことを考慮し、2年コースにチャレンジしやすい方法、学力を的確にはかる方法を模索した結果である。反面、このような制度は、3月末にならないと既修コースに入学できるか否かが判明しないというデメリットが伴うことは否定できず、そのため、他法科大学院の既修コースへの入学が認められると、本法科大学院には入学してこない場合も十分に考えうる。

こうした得失を衡量した結果、本法科大学院としては、2年コースへの入学を考える現役

⁴² 2007年度のカリキュラム改正により、一年次必修科目の商法1の対象が会社法となったので、既修者判定試験の商法の出題範囲が単位認定される科目である商法1の内容に応じて、会社法に限定されることになった。2006年度以前の商法の講義対象は商法総則・商行為、手形法・小切手法の範囲をカバーしていたので、既修者判定試験の試験対象も会社法、商法総則・商行為、手形法・小切手法を含んでいた。この点の変更は、2007年度カリキュラム改正が承認された後に生じた事態であったが、志願者に対して、事前に通知等して周知徹底をはかり、志願者が受験に際して不利にならないよう対応しており、実際、その後も、この点についてクレームはなかった。

法学部生にとっての受験のしやすさ、準備のしやすさを重視するという選択をした。また、こうした判断は、本法科大学院が、3年制を中心とした未修者中心の法科大学院として展開されていることと無関係ではない。

既修者認定の試験方法は、変更が加えられてきている。2004年度入試では、日弁連法務研究財団の既修者認定試験も併用し、この結果も利用して、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の既修認定を行ったが、2005年度以降、上に述べたような6科目の筆記試験を課す方法に変更した。

(2) 既修単位の認定方法は、次の通りである。

既修者には、30単位までの単位認定が可能である。現在では、次のような手順で単位認定をしている。

学生が単位認定の申請をし（これまでのところ、実例はないが、制度としては、本人が申請しないと単位認定できないので、2年コースに入学を許可されても、単位認定の申請をせず、あえて3年で修了することを希望した場合には、3年コースに入学したのと同じ取り扱いをすることになっている）、これに基づいて、既修者判定試験の筆記試験により26単位を認定し、残り4単位については、学部の成績をもとに担当教授が面談の上、本法科大学院が定める基準に従って、申請される個々の科目について認定することとなっている⁴³。

担当教授または専攻主任教授は、学生が認定を求める科目について、面談の上、確認し、指導、承認する。これを、研究科長が、最終的に、確認して、単位認定を承認している。法学既修者に対して実際に認定されている単位数は、26単位から30単位まであり、学生の出身学部、学部成績により、認定単位数は区々になっている。

手順は、入試要項、大学院要覧に開示されており、また、2年コースに入学を認められた者に発送される入学手続書類でも、個別に連絡し、周知をはかっている。

2 点検評価

適切な法学既修者の選抜基準をもっており、選抜手続も明確で、既修単位の認定基準も厳密であり、その手続も、明確である。これらの手続も、入試要項、履修要項に規定され適切に公開されており、説明会でも、詳しく説明している。また、2年コースに入学が認められた合格者に対して、個別に連絡・周知しており、適切に運用されている。

2007年度カリキュラム改正に伴う商法科目の単位認定方法については、既修者判定試験の商法の対象を会社法に限定したことは適切であるが、法学部生には、手形法・小切手法を履修済みの学生もいるので、これについては、担当教授による単位認定の可能な科目として扱うことが望ましい。ただし、商行為法については、学部レベルの教育では、法科大学院の要求水準から考えると、不十分なものととどまっている可能性が大であるので、これは認定科目からは除外することが適切である（あるいは、民法5のように、単位認定す

⁴³ 別添資料2-①「2007年度大学院要覧別冊」8頁参照

るとしても、聴講が望ましい科目として扱う⁴⁴⁾。

3 自己評定

A

4 改善計画

既修者認定手続は改善を加えられ、ほぼ安定している。新司法試験の合格水準が劇的な変化をしない限り、現時点では改善計画はない。

⁴⁴⁾ 別添資料②-①「2007年度大学院要覧別冊」8頁参照

2-2-2 法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

1 現状

	05年度		06年度		07年度	
	入学者数	法学既修者数(内数)	入学者数	法学既修者数(内数)	入学者数	法学既修者数(内数)
学生数	62	2	88	13	72	3
学生数に対する割合	100.0%	3.2%	100.0%	14.8%	100.0%	4.2%

[注] 「法学既修者」とは、当該法科大学院において必要とされる法学の基本的な学識をすでに有すると認められ、入学し在学している者をいう。

(1) 法学既修者の選抜

法学既修者の選抜は、下記に記すような方法で実施している。

2-1-1で触れたように、本法科大学院では、合否は、書類審査、適性試験、小論文試験、面接試験による総合判定により決定し、この合格者のうち、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の6科目の筆記試験(100点満点)を受験し、各科目で所定の得点を得た場合に、既修者として認定し、2年コースへの入学を認めている。

採点者は、問題なく合格基準に到達している場合、要求基準ぎりぎりの場合、それ以下の場合につける得点を目安に採点しており、既修コースに合格するには、最低限、どの科目の得点も要求基準ぎりぎりの場合の得点を上回っていることが要求されており、また、その場合には、既修コースへの入学を認めている。

6科目の筆記試験を導入して以降、1科目でもこの基準に到達しなかった者について、総合点により合格を認めたという例はない。また、2007年度入試以降、総合得点で上位に位置している者であっても、書類審査、適性試験、小論文試験、面接試験による総合判定の結果が基準を満たさない場合には、不合格となっている(2006年度入試までは、総合判定の結果が基準をわずかに満たさない場合であっても、法律科目試験の成績を加味し、若干の例外を設けて合格させた例がある。この場合には、その旨、ホームページ上の入試結果報告で必ず開示している)。また、6科目の法律科目試験の総合点が上位に位置していても、特定の科目の成績が基準点に到達していない場合には、既修者として認定されないし、実例もある。秋季入試、春季入試の際の憲法、民法、刑法の試験でも、既修者判定最終試験で実施される商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の試験でも、基準点に多少の差はあるが、同様の基準で判定し、1科目でも基準点に達しないと、既修者として認定していない。

各科目の筆記試験問題の解答に要求されるレベル(要求基準ぎりぎり)は、本法科大学院の1年次終了時の学生に要求されている学力水準である。

(2) 単位認定基準

単位の認定も、6科目については、筆記試験の結果に基づいて、認定している。また、試験科目の出題内容と認定される科目内容は連動している。

すなわち、商法については、2007年度カリキュラム改革で、会社法に相当する部分（「商法1」）を認定することになったので、2007年度入試の試験科目「商法」の出題範囲は、会社法に限定されることになった。そして、この試験により単位認定される科目は、会社法を対象とする「商法1」だけである（このカリキュラム改革は前年度の途中で確定したものであるが、その後も速やかに、志願者、受験生に対する事前の開示を行い、試験準備に支障がないよう、適切な配慮がなされている）。2006年度入試以前の「商法」の試験問題では、商法総則・商行為法、手形・小切手法に関連する問題も出題されており、これに基づいて、これらが科目の範囲に含まれている1年次の「商法」の単位認定をしていた。

このように、本法科大学院では、認定科目の内容に対応して、既修者認定試験の試験科目の出題内容を調整している。

本法科大学院の入試における既修者認定の基本的な考え方は、3年制を基本とする法科大学院の一定の科目の単位を、試験で学力があることを確認できた場合にこれを既履修科目として認定し、在学期間を1年短縮するという趣旨に忠実なもので、これに沿って、運用されている。既修者のための特別のクラスを用意していないのも、そのためである。2007年度より、既修者の学力が、認定科目以外の部分で不十分で、二年次の授業進度についていけなくなる可能性がある場合（たとえば、要件事実論の教育、行政法）、入学時に、補習を行っている。

(3) 単位認定手続

筆記試験により自動的に既履修として認定される科目は、法律基本科目に位置づけられている26単位分の科目である。それ以外の4単位分の科目については、担当教授が、既修コースの入学者に、単位認定願いを提出する際、学部の成績表を持参させ、担当教授が、面談し、必要な場合には、簡単な質問をし、30単位以下の範囲で、既修単位の認定している（担当教授または専攻主任教授の承認印が必要で、また、最終的には、研究科長の承認が必要とされている⁴⁵⁾）。実際には、全員が、30単位の認定を認められているわけではない。

2 点検評価

本法科大学院の法学既修者認定、既修単位の認定は、2-2-1に記載した選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施していると評価できる。

3 自己評定

適合

⁴⁵⁾ 別添資料2-①「2007年度大学院要覧別冊」8頁参照

4 改善計画

特に予定していない。

2-3-1 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

1 現状

現時点では、「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上である。

	法学部 出身者	他学部 出身者	実務等経験者	合計
入学者数 07年度	42	6	24	72
合計に対する 割合	58.4%	8.3%	33.3%	100.0%
入学者数 06年度	47	7	34	88
合計に対する 割合	53.4%	8.0%	38.6%	100.0%
入学者数 05年度	35	13	14	62
合計に対する 割合	56.4%	21.0%	22.6%	100.0%

- [注] 1 「実務等経験者」とは、卒業後に実務経験（概ね3年以上）を有する者（派遣社員、長期アルバイトを含む）をいう。
- 2 「他学部出身者」とは、法律学を主たる専攻とする学科以外を卒業した者のうち実務等経験者でない者をいう。
- 3 「法学部出身者」とは、法学部出身者のうち実務等経験者でない者をいう。法学部及び他学部を卒業している者は、他学部出身者として扱い、法学部出身者に含めない。

なお、本法科大学院では、社会人の定義は、卒業後3年を経ている者という期間による基準と、会社勤務、ボランティア活動の主要メンバーとしての長年の経歴等の実務経験による内容による基準との二つを併用している。奨学金の関係では、明確性、一義性が重要なので、前者の期間による基準を利用している。他方、入学案内等では、会社勤務等の経験のある者がどの程度入学しているかの点に、社会人等の志願者の関心があると想定されるので、エントリーシート等を活用して、実務等の経験のある者の数を出して、掲載している。

なお、上記の統計は、入学試験の際に提出されているエントリーシートの内容とほぼ重なるが、入学後提出させている書類に基づいて、正確に計算し直したものである⁴⁶。

⁴⁶ 入学時に学生に提出させている書類は、本学では、法科大学院教授会、研究科長が要求しても見ることのできない取り扱いがなされている。本報告書を作成する際に正確な統計が必要になるので、利用目的を特定したうえで、事務方に依頼して算出させたものである。

いずれの場合も、アルバイトの取り扱い、また、旧司法試験の受験勉強をしている者のなかにも勤務主体の者と受験勉強主体の者がいるが、雇用形態が多様化しており、実質的判断が必要となるが、実務経験等のある者に分類する場合には、勤務年数をみながら（3年を目安としている）、判断している。

年度により変動があるが、本法科大学院が、3年制をベースとした法科大学院であること、また、交通の便も良く、都心の通いやすい場所にあることから、法学部以外の学部の学生、社会人が受験しやすいことも影響しているのか、法学部以外の学部出身者、(法学部出身者で)実務経験のある社会人が比較的多く出願してきており、現時点では、4割を越えており、3割を下回るという状況にはない。

受験生の法学部出身者と法学部以外の学部出身者の割合、社会人と社会人以外の者との割合と合格者のそれとはほぼ比例しているので、本法科大学院の選抜方法による限りでは、志願者の多様性を確保できる構造となっている。

また、社会人の場合、家庭の事情等で、入学手続をしても通えない場合が生じるが、こうした場合にも、本法科大学院は、事情を聞いたうえで、個々の学生の事情に即した配慮をしてきている。いったん、休学、退学をしても、復学、再入学できるよう相談にのるなど、配慮をすることで、社会人等が就学しやすい環境を実現している。

2 点検評価

多様性は確保されている。

3 自己評定

適合

4 改善計画

法学部以外の学部出身者と実務等の経験のある者が入学者全体の3割を超えているので、現時点では、改善計画はない。

3-1-1 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。

1 現状

学生収容定員	240名
専任教員総数	17名

専任教員と担当科目の一覧表は、自己点検評価報告書の末尾に添付
専任教員の教員調書は別紙添付

専任教員は17名で、12名以上おり、収容定員240名に必要な専任教員は $240/15=16$ 名であるが、これを上回っている。

専任教員の適格性については、「明治学院大学教員選考基準」（別添資料9-①）に従い、審査している。採用に際しては、当該科目についての専門知識、教育能力、研究者の場合にはさらに研究業績を重視して審査している。

具体的には、審査委員会を構成し、その報告書をもとに、人事教授会の場で、法科大学院において当該科目を担当しうる専門知識を十分に備えているか、教育能力はどの程度あるか（授業評価アンケートが参照できる場合には、これも参照される）、研究業績（実務家の場合には、これに匹敵する実務経験⁴⁷⁾を十分に備えているか等の点について審議される。

人事教授会は、通常の教授会とは異なり、専任教員の三分の二以上の出席のもと、秘密投票の方式による三分の二以上の得票が得られなければ、当該人事は認められない。このような慎重な手続を経て、専任教員としての適格性を審査している。教授昇任については、教授のみで構成される人事教授会により、審査されている⁴⁸⁾。

その後、大学の最高の意思決定機関である評議会でも、当該教員の採用について、審査報告書をもとにした報告をもとに、教員としての適格性、審査過程の合理性が審査されたうえで、その承認の後、理事会に諮られ、専任教員が採用されている。

本学の17名の専任教員は、全員、このような手続に則って、その適格性を判定され、採用または教授に昇任したものである。

2 点検・評価

専任教員数は17名であり、収容定員240名に対して求められる教員数16名の基準を充足している。

また、専任教員の適格性の判定についても問題はない。

⁴⁷⁾ 教授の場合には「原則として14年以上の実務、実践または社会活動等の経歴があり、かつ格別の知識・経験・技能を有」すること、准教授の場合には「原則として8年以上の実務、実践または社会活動等の経歴があり、かつ相当の知識・経験・技能を有」すること（「明治学院大学教員選考基準」第1条4号、第2条6号）別添資料9-①参照

⁴⁸⁾ 別添資料8-①「法科大学院教授会内規」

3 自己評定

適合

4 改善計画等

現在、研究者教員を一名増員する予定で人事が進んでおり、2008年度以降、恒常的に、専任教員は18名となる予定である。

3-1-2 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

1 現状

憲法（中川、東澤）、行政法（田村）、民法（雨宮、加賀山、福田）、商法（滝川、山下）、民事訴訟法（宗田、波多江）、刑法（京藤）、刑事訴訟法（鈴木、渡辺）のそれぞれの分野に該当する各科目について、別紙「法律基本科目担当者一覧表」のとおり、各教員の科目適合性を満たしている。

各分野の必要数と実人数

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	1	1	1	1	1	1	1
実員数	2	1	3	2	2	1	2

2 点検・評価

法律基本科目を担当する各専任教員は、科目適合性の観点から適格性を充足している。
分野毎の専任教員数は、上記表のとおり、基準の必要数を満たしている。

3 自己評定

適合

4 改善計画

特になし。

3-1-3 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

1 現状

法令上必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員（以下、「実務家教員」という。）の数については、現在、専任教員17名の内、実務家教員は10名で5割以上となっており、2割以上の基準を大きく超えている。

各実務家教員の実務経験については、別紙「実務家教員実務経験一覧」のとおり、いずれも、10年以上の経験があり、「5年以上の実務経験」という基準を十分にクリアーしている。

2 点検・評価

実務家教員の要件である「5年以上の実務経験」の該当性および割合につき、まったく問題はない。

なお、みなし専任の制度については、実務家の資質・能力は、実務に携わり続けてこそ維持される側面がある。従って、実務を離れて教育に専念する場合、年数を経る毎に、実務家教員として期待されている役割を果たせなくなるという問題がおりうる。本法科大学院にとって、中堅の実務家が、実務に携わりながら法科大学院の教育に携わることを可能とするみなし専任教員の存在は重要で、本法科大学院の場合、東京の都心部に近い地理的メリットを生かして、この制度を、今後も積極的に活用して、実務教育の実をあげるよう努力することが望ましい。

3 自己評定

適合

4 改善計画

特になし。

3-1-4 専任教員の半数以上は教授であること。

1 現状

下記の通り、専任教員 17 名中、16 名が教授、1 名が准教授である。

専任教員総数と、その内の教授の数

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員(実員)		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	16	1	17	9	1	10
計に対する割合	94.1%	5.9%	100.0%	90.0%	10.0%	100.0%

2 点検・評価

専任教員に対する教授の割合は、9割を超えており問題ない。

3 自己評定

適合

4 改善計画

特に問題はないので、改善計画はない。

3-1-5 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1 現状

専任教員の年齢構成（2007年5月1日時点での年齢）

		40歳以下	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	計
専任教員	研究者教員	0	2	4	1	0	7
		0	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%	100.0%
	実務家教員	1	3	3	3	0	10
		10.0%	30.0%	30.0%	30.0%	0.0%	100.0%
合計		1	5	7	4	0	17
		5.9%	29.4%	41.2%	23.5%	0.0%	100.0%

本法科大学院の年齢構成は、平均54歳で、17名の専任教員中60歳以上は4名で、年齢構成としてはバランスがとれている。

2 点検評価

現状では、問題がない。

今後、やや年齢層が高くなって行くので、今後の人事については、年齢構成について配慮する必要がある。

3 自己評定

A

4 改善計画

今後の人事計画では、年齢構成にも配慮することを計画している。

3-1-6 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。

1 現状

専任教員、兼担・非常勤教員の男性、女性別の人数

性別	専任教員		兼担・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	6	7	28	40	81
	7.4%	8.6%	34.6%	49.4%	100.0%
女	1	3	3	6	13
	7.7%	23.1%	23.1%	46.1%	100.0%
全体における女性の割合	23.5%		11.7%		

本法科大学院の現在の専任教員は17名おり、そのうち女性は4名おり、その割合は約2.4割である。また、教育の補佐をする研究者系列の助手が4人おり、そのうち女性は3名おり、その割合は7.5割である。

教育に関与する専任教員と助手をあわせると、21名のうち女性は7名で、その割合は3.3割である。

2 点検評価

ジェンダー構成には配慮しており、本法科大学院は、現状では、かなり高い水準にある。教育補助を行う助手も含めて計算すると、本法科大学院の専任教員の割合は3割に到達していることも評価できる。

なお、本法科大学院の2007年度入学者の男女比が76%対24%で、学生の比率と専任教員の比率がほぼ一致しているが、本学の到達点は、この点でも満足すべき水準にある。

3 自己評定

A～B+

4 改善計画

今後も、ジェンダー構成には配慮するよう努力する予定である。

3-2-1 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1 現状

(1) 専任教員の負担状況

専任教員の担当時間数は、就業規則および「法科大学院に伴う実務家専任教員任用規程」で原則 10 コマと定められており（みなし専任教員の場合には 6 コマ以上）、法科大学院、法学部の授業をあわせて、10 コマ以内という基準に沿って、運用されている。年により、教員の手当がつかない場合に、超過講座手当というかたちで経済的に補償しているが、運用の実際としては、10 コマの担当を基準として運用されている。

法科大学院の場合には、とくに準備に時間がかかることから、60 分*15 回(週 1 回一学期担当)を 1 コマと計算しており、学部の授業の場合には、90 分*15 回を 1 コマと計算している。従って、法科大学院の 10 コマの授業負担は、時間ベースのみで考えると、学部の授業の 7 コマ相当になる。

専任教員の負担コマ数がこれを超える場合、超過コマについて経済的に補償することとなっているが、本法科大学院の教員の教育負担は、1 コマ 60 分であることを考慮しても、決して軽いとはいえない。

2005 年度、2006 年度、2007 年度の各学期毎の、教員の担当コマ数（時間単位）の最長、最短、平均値

2005 年度 春学期

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	9.0	7.0	3.0	3.3	1 コマ 60分
最 低	3.0	2.0	0.5	0.1	
平 均	5.7	4.4	1.3	1.1	

2005 年度 秋学期

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	7.0	6.0	3.0	3.0	1 コマ 60分
最 低	3.0	2.0	1.0	0.5	
平 均	4.6	4.4	1.5	1.2	

2006年度 春学期

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	8.5	7.0	3.0	3.3	1 コマ 60分
最 低	2.5	1.0	0.5	0.1	
平 均	5.6	4.2	1.4	1.1	

2006年度 秋学期

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	9.0	6.0	3.0	3.0	1 コマ 60分
最 低	3.0	3.0	1.0	1.0	
平 均	5.3	4.6	1.5	1.5	

2007年度 春学期

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	7.0	7.0	3.0	3.3	1 コマ 60分
最 低	2.0	1.0	0.1	0.1	
平 均	5.9	4.3	1.1	1.1	

2007年度 秋学期

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	8.0	6.0	4.0	3.0	1 コマ 60分
最 低	2.3	3.0	1.0	0.3	
平 均	5.3	4.4	1.7	1.1	

- [注] 1 専任教員については、明治学院大学における担当コマ数を、兼任・非常勤教員については、本法科大学院での担当コマ数を記載した。
2 本学の1コマの時間は、法科大学院が60分、学部および他の研究科は90分である。

(2) 補助スタッフの充実

授業の補助スタッフは、開設当初は、民事法分野、刑事法分野、公法分野、実務関係法分野、情報分野の5分野にそれぞれ一名の助手が配置されたが、各分野の専任教員が十分に利用できる状態ではなく、どちらかというとな非常勤教員を中心とした授業サポートという実態であった。2006年度まで5人体制であったが、今年度から情報分野の担当助手が転出したために、4人体制となっている。

分野により授業サポートにばらつきがある。

2 点検評価

専任教員の負担については、私立大学としては、授業負担10コマというのは平均的な負担で、適正であるが、十分な授業準備や授業のフォローをすることで手一杯の状況で、研究活動に割く時間が犠牲となっている。法科大学院の専任教員は、ほとんどが十分な時間的余裕がないと感じており、この実感は、実態を反映している。

すべての専任教員は、授業の負担以外にも、本法科大学院および大学内の各種委員会の委員も担当している。本法科大学院は、実務家教員の比率が高いために、一部の教員は、この各種委員会の委員を複数兼務していることもあるが、ほぼ月に一回程度(1回あたり1~2時間程度)である。このような授業負担以外の負担もあるが、これらのために授業の準備に支障を生じているということはない。

大学院法学研究科は、2007年度に修士課程を廃止し、また、博士課程在学の院生が少ないこともあり、大学院の負担は、指導教授となっている教員を除いては担当していないので、考慮する必要はないが、担当教員については、その負担を個別に検討して、対応することが適切である。

法学研究科の科目担当は、専任教員の意思を確認して行われており、担当している教員と担当していない教員がおり、区々である。

授業の補助スタッフとしての助手は、時間の経過と担当者の交代とともに、順調に授業サポートをこなしていると思われるが、現状は、助手は学生の勉強のサポートといった機能がより重要となってきた状態である。

助手の一名減を利用して、事務スタッフを一名増としたが、本法科大学院の現状からは、事務部門が弱いので、この体制で運営することは適切である。。

3 自己評定

B

4 改善計画

専任教員の責任コマ数はできるだけ遵守したいので、その方策を検討している。また、補助スタッフのサポートを充実させて、教員の負担を軽減させることを検討している。

3-2-2 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。

1 現状

ティーチング・アシスタント等授業の補助をする者の数、および法科大学院の事務スタッフの数

教員総数	職員総数	助手総数
94	7	4

- [注] 1 「職員」には、専任職員、派遣職員、アルバイトを含む。アルバイトの人数は、フルタイムの人数に換算して記載した。
2 「助手」とは教育の補佐をする研究者系列の助手である。

(1) 事務体制

ア 本法科大学院の教育支援のため、法科大学院事務室が設けられている⁴⁹。そこには、事務部門の職員が3名配置されており（専任職員1名、派遣職員2名）、大学の諸事務部門との調整を行いつつ、学歴、法科大学院の要覧の作成等のほか、個々の教員の授業をサポートする役割も担っており、教員との連絡事務、レポートの受渡し、貸し出しパソコンや教室の鍵の管理等を行い、また、授業評価アンケートの回収・打ち込み・整理、認証評価のための諸資料の整備等々、様々な業務を担当している。事務系統に位置づけられている。

法科大学院事務室が、大学内の各事務部署に業務委託することで、教務部は、法科大学院のカリキュラム、授業（休講、補講）、定期試験、成績評価関係の業務を担うことで、この分野の教育支援を行っている。

イ また、学生の自習室がある桂坂校舎（12号館）には、法科大学院桂坂事務室が設けられている。そこには、教学補佐が2名配置され、アルバイトが2名配置されている。教学補佐は、法科大学院予算の管理、教授会や研究会のサポート、教材印刷、レポートの受渡し、パソコンの貸し出し、桂坂のパソコンやプリンターの管理等、教員の授業支援、学生のサポート等、重要な業務を担うとともに、種々の諸雑務をこなしている。

(2) 助手制度

本法科大学院は、教員の教育活動、とくに個々の授業支援のため、助手を置いている。助手は、教員の授業とその準備を支援するとともに、普段は、学生が授業を理解し、知識の定着がはかれるよう、学生を教育面でサポートしている。

法科大学院助手の職位は、一言でいえば、研究助手でも事務職でもなく、教育助手であ

⁴⁹ 「明治学院大学事務局職制」第40条に分掌事項が定められており、入試、学歴、授業、成績、成績管理、学籍、証明、要覧、認証評価、法科賠等法科大学院固有の保険事務、施設の管理等のほか、学外諸機関、各事務部署への業務委任および連絡調整等を行っている。本文に記すように、法科大学院の業務は、各事務部署へ業務委任しており、例えば、入試関係は入試センターに、学籍、成績、諸証明等は教務部に、奨学金関係は学生部に委任するなどしており、法科大学院の業務は、大学の各事務部門によって担われている。

る。助手は、大学院修士課程修了者相当の者を採用しており、本法科大学院の紀要である「明治学院大学法科大学院ローレビュー」にも執筆の機会があり、また、他大学の非常勤講師を一定のコマ数まで担当することが認められている。助手として勤務する期間に、法科大学院の授業に出席してその教育メソッドを学ぶことで教育研究能力を伸ばしており、既に、開設当初に採用した5名の助手のうち4名は、着任後、三年以内に、大学の准教授のポストを得て交替しており、研究者養成の役割を担っている（現在は、事務部門の強化が必要なため。助手のポストを一名減員し、かわりに教学補佐を採用することで、法科大学院の事務部門の強化をはかっている）。

助手は、現在、4名おり、公法、民事法、刑事法、法律文書作成の各分野を担当して、教材印刷、返却のためのレポート、定期試験のコピー等、教員のために様々な教育支援をしている。公法、民事法、刑事法は範囲が広く、科目数も多いので、その分野のすべての科目の授業について助手が支援できているわけではなく、全員を有効に活用できているわけではないが、学期毎でみると数科目について、授業にも助手が出席した上で、担当教員との連絡のもと、授業準備の一翼を担っており、本法科大学院では重要な役割を果たしている。

このほか、学生の授業理解を助けるため、助手は、全員が各自のオフィスアワーを持ち、直接、学生の質問に答えたり、学生の自主ゼミの面倒を見たり、学生が自主的に書いてきたレポートの添削、助言をしている。年齢的に、学生に近いので、学生は、助手には相談しやすく、本法科大学院では、助手の存在意義は大きい。

（3）教材印刷支援

教員が作成し授業に関する教材・レジュメは、作成した教員自らがTKC（法科大学院教育支援システム）というWEB上のシラバスに直接掲示することもできるが、紙媒体で配布することもある。紙媒体で配布する場合、1週間前までなら、総務課印刷室に依頼することができる。その時間的余裕がないときは、桂坂事務室のアルバイトにコピー又は印刷を依頼することができる。もちろん教員は、自ら、へボン館1階の教員ラウンジや法律科学研究所（法科大学院附属研究所が併置されており、コピーやリソグラフ等が利用できる）等で印刷することもできる。

本法科大学院では、電子情報も非常に活用されているが、紙媒体での資料提供も多く、科目によっては、400頁を超える教材が履修学生に配布されることもあり、教材作成支援のための仕組みが、こうした教育活動を支えている。

（4）レポート等の受渡し、パソコンの設定等

授業に関する教材・レジュメの配布、学生が書いたレポートの提出・返還、答案の返還は、電子メールの添付ファイル等を用いて又は教室で直接に、教員が学生に対して行うこともできるが、多くの場合、10号館1階の法科大学院事務室又は桂坂校舎（12号館）2階の事務室を通して行なわれている。

授業直前に教室に情報機器をセットすることは、授業担当の教員が自ら行うことが多い

が、アルバイトに依頼することも可能で、その例もある。

2 点検・評価

授業及び成績評価という教育活動は、基本的には、教員自らの営為でなければならず、教育活動の支援体制がどんなに整備されていても、担当教員以外の者が代替してはいけな部分がある。授業の内容的準備、教材・レジュメの実質的作成、授業そのもの、試験問題作成、採点・評価といった業務を、担当教員以外の者が行うべきではない。この原則は理解されている。

本法科大学院では、教育活動における代替可能な単純作業的業務については、授業出欠のチェックと集計以外については、教育支援体制が人的にも物的にもよく整備されている。

また、教育活動を学生の満足度の視点から見れば、学生から望まれている教育活動は、授業そのもの以外にもある。例えば、学生は、学生の個別的な質問に対する回答を授業時間外でも自習室の近くで容易に得られる又は学生が書いたレポートへの助言や添削してもらえるといった学生に対する個別対応を望んでいる。成績評価にかかわらない部分の基礎体力作りのための教育支援体制として、本学の教育助手制度は、この望まれている教育活動に、沿ったものであり、学生に評判がよい。

問題は、提供科目数との関係で、助手の数が少ないことである。この点は、改善の余地がある。

3 自己評定

B

4. 改善計画

助手制度の拡充は、財政的な問題もあり、簡単ではないので、法科大学院の修了生の中から適切な人材を選び、稼働期間が限られていても、TAとして、学生への個別対応に従事してもらう制度の導入を検討している。現在、法科大学院の予算をこれに割り、試行段階である。

授業出欠のチェックと集計は、2008年度以降、既にICカード化されている学生証を用いて、自動的に出欠確認・集計を自動で行う装置が設置される見込みである。

3-2-3 教員の研究活動を支援する制度・環境に配慮がなされていること。

1 現状

本法科大学院は、教員の研究活動を支援する制度・環境として、つぎのものを用意している。

(1) サバティカル制度⁵⁰

本学の研究者については、勤務全期間に渡り4回を上限に、6年の勤務後に1年のサバティカル（研究年）をとることができる制度が存在する。

なお、法科大学院の教員が1年のサバティカルを取得することが極めて困難である状況にあるので、現在、大学として制度の見直しを検討中で、必要な場合、半年のサバティカルを取得できることを可能にする制度改革案を検討している段階である。

(2) 個人研究費制度⁵¹

年間30万円の個人研究費が、申請手続きに則り、支給される。

(3) 研究旅費制度

年間15万円の研究旅費が、申請手続きに則り、支給される。

(4) 図書館の蔵書及び利用可能な情報源

図書館の蔵書及び図書館経由でアクセスできる電子情報の情報源が、良好な研究条件の一つになっている⁵²。

(5) その他WEBの情報源

図書館経由でアクセスできるWEB上の情報源以外に、LEX/DB（日本の判例）及びLexisNexis（米国の判例・法律文献が中心）が自宅からも利用可能である。

2 点検・評価

上記1の(1)のサバティカル制度は、研究年を申請する有資格教員が、その担当科目を研究年の期間中担当してくれる非常勤講師を探してることが事実上の前提となっているので、それが法科大学院草創期特有の不安定さと相まって隘路になり、法科大学院創設以来、有資格教員もまだ研究年をとれていない。現在、半年の研究学期がとれる制度改革を検討中であるので、今後、この制度が利用しやすくなる可能性がある。

上記以外の制度及び研究条件は整っており、実際に研究活動を支援している。特に、電子ジャーナルは、同規模の大学と比べて進んでいる。

⁵⁰ 別添資料10-①・②「明治学院大学特別研究制度規程」・「明治学院大学特別研究制度規程細則」

⁵¹ 別添資料10-③・④「明治学院大学教員研究費規程」・「明治学院大学教員研究費規程施行細則」

⁵² 別添資料16-①～④ 図書・電子情報資料参照

オンライン・データベースでいうと、Juris Classeur（フランス）及び Beck-OnlineないしはJuris（ドイツ）も、少なからぬ他法科大学院が、教育・研究用として利用環境を整えているので、日本法との比較において大陸法の研究をする教員にとっては、独仏1つずつの法学データベースがあることが望まれる。

法学部では行われていた研究上の必要な文献のコピー作業支援が、教材の作成等の作業が優先されるために、実際上は、無理な状態となっている。

法科大学院では、教員以外のスタッフも教育活動支援で手一杯であり、そのことを教員もよく認識しているからであると思われる。教育活動で今まで以上に時間をとられざるをえないので、この点を考慮して欲しいという教員の要望がある。

3 自己評定

B

4 改善計画

アルバイトの増員が可能であれば、研究用文献のコピーも依頼しやすくなるので、こうした改善策を検討中である。

4-1-1 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

(1) FD委員会、FD会議

本法科大学院においては、FD委員会、FD会議は、決定機関としては位置づけられておらず、教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みについて研究、検討する、決定権限のない組織、会議体である。

教育内容の改善のためカリキュラム変更が必要である場合には、FD会議の場で時間をとって検討され、そこで合意された方向が、執行部会議の場で、他の諸制度との必要な調整をしたうえで具体化された提案としてまとめられ、教授会にはかって実現している。教授会の意思決定が迅速に行われているので、教育内容、教育方法の改善のための審議機関を別に設けることはかえって効率が悪く、また、教授会では、教育上の問題にかなり時間を割いて議論することができているので、このスタイルにより、今のところ、うまく運営されている。

現在、FD会議と拡大FD会議の二通りの会議があり、前者はFD委員会の主宰、後者は研究科長の主宰である。

FD会議は、教授会の構成員の他助手も構成員となっているので、教授会とは完全には重なっていない。また、拡大FD会議では、非常勤、法学部の科目担当教員も構成員となっている。

(2) FD活動の内容

FD活動はFD会議を中心に行われている。その内容は、次第に充実してきている。

ア 2004年度・2005年度のFD活動

2004年度は、年2回、学期毎に、学生の授業評価アンケートの分析を行い、また、評価の高い授業について担当教員に実施している授業を実演してもらう取り組みをした。

2005年度は、年2回、学期毎に、学生の授業評価アンケートの分析を行い、また、教授会の前の時間を利用して、2時間程度、FD委員会の主宰で、FD会議を実施し、教育と研究の関係、成績評価、教育内容、教育方法の改善に向けた取り組みを行ってきた。

以上2年間のFD活動については、2004年度・2005年度FD活動報告書にまとめられている⁵³。

イ 2006年度FD活動

2006年度以降は、FD活動への取り組みを本格化し、次のような形態で実施している。

その概要は、次の通りである。

毎月、教授会の前の時間を利用して、2時間程度、FD委員会の主宰で、FD会議を開催している。構成員は、専任教員及び助手である。2006年度は、カリキュラムの改革が大きい。

⁵³ 別添資料11-⑤「2004年度・2005年度法科大学院のFD活動について」

なテーマであったので、主として、カリキュラムの見直しにかなり時間を割き、そこでの議論を踏まえて、教授会で審議し、カリキュラム改革を実現した。

また、厳格な成績評価が問題となっている時期であったので、その方法について検討し、更に、パソコンを利用した客観的で汎用性のある採点システムについて検討をしてきた。

このほか、FD会議は、教授会の開催されない週に、年に5回の長めのFD会議の開催を計画している。そのうち2回は、7月と3月の最終週の水曜日に、研究科長が招集するもので、非常勤講師にも案内を出して、学生の授業評価アンケートの結果をもとに、教育方法、教育内容の改善について検討している。

また、残りの3回は、5月、11月、1月の最終週の水曜日に開催し、FD委員会が主宰して、少し時間を取ったFD会議を開催し、教育内容・教育方法上の大きなテーマについて実施している（ただし、2006年度11月は、文科省の実地調査の日と日程が重なり、開催できなかった）。

「法律文書作成」科目の位置づけ、理論と実務の架橋、他の法科大学院の訪問結果についての報告と討議、要件事実教育の狙い、各科目の新司法試験委員の報告を手かかりに法科大学院教育に求められているものは何かについて、また、アンケートで評価の高い科目の教材を配布して、検討を加えてきた。

この内容については、2006年度FD活動報告書のとおりである⁵⁴。

ウ 2007年度のFD活動

2007年度からは、「定期試験問題を通しての授業方法の紹介と問題点」を共通の課題として、各科目担当者からの報告を得て、年次毎の教育の獲得目標と、これを試すための定期試験問題出題上の工夫、定期試験問題の講評等の資料に即して、授業方法の改善、出題のあり方などを検討してきている。

また、2007年度は、教員向けに行ったアンケート（テーマ：養成する法曹、理論と実務の架橋、架橋のための努力、マインドとスキルの養成、本学におけるマインドとスキルの教育の現状、マインドとスキル獲得に向けた教育努力）の結果を踏まえ、「理論と実務の架橋とマインドとスキルの教育の現状等」を中心とした議論を5月に行っている。

7月には、春学期に実施した授業評価アンケートの結果の分析を行い、また同時に実施した2006年度の定期試験に関するアンケートの分析も行った。

いずれも、これまでの教育方法および教育内容をふまえ、立ち入った議論がなされている。とくに授業評価アンケートや架橋のテーマは、教員の関心が高く、出席者が多い。

その内容については、別添の2007年度FD活動報告書のとおりである⁵⁵。

各分野毎のFD会議も適宜開催されており、教育内容、教育方法について、検討を加えてきている。とくに、民事法分野は、アンケートの結果をふまえて、毎週、民事法応用における教育内容、教育方法について、教育改善のためのFD会議が集中的に行われている。

⁵⁴ 別添資料11-⑥「2006年度のFD活動報告書」

⁵⁵ 別添資料11-⑦「2007年度FD活動中間報告書」

F D会議の案内と議題は記録され、資料は保管されているが、フリートーキングであり、制度改革が必要な場合には、すぐに教授会で審議決定されるため議事録としては残していない。審議されたことが、その後の教授会で、すぐ決定されて実施しうる程度に小規模な組織なので、議事録を残すことが二度手間になり、教員の負担が重くなるためである。

ただし、2007年度からは、拡大F D会議については、記録を残している。

(2) 授業参観

教員による授業参観は、当初から計画したものの、行われていないわけではないという程度の回数しか行われておらず、計画倒れに終わっていた。

2007年度には、授業参観を実施する週を決めて、実施に移した。すなわち、2007年度春学期には、授業参観計画を事前に提出してもらい、それにそって2週間の期間を定めて授業参観を実施、また参観者の報告書を提出してもらい、授業担当者へのフィードバックも行っている。

(3) その他

その他、外部講師を招聘した講演会やF D会議などは、十分に実施できているといえる状態ではない。外部で実施されている教育方法などのシンポジウムへの参加は適宜出かけているが、本法科大学院における外部講師による講演会の開催等については、現状は学生向けの講演会が中心であり、これらを通じて、教育方法や教育内容に反映するという状態には、まだ至っていない。

2 点検評価

年々、F D活動は、充実してきている。

F D会議は、その形式も整い、回数も増え、定期的に行われ、充実してきている。内容も、教育内容、教育方法の改善につながる議論が中心になってきており、本格的な活動としての実質を備えるようになっている。

授業参観は、十分に出来ていないという反省に基づき、ある程度、強制的に実施することとし、その成果は一定程度あった。

教授会開催の前のF D会議は、まだ、常に全員が出席するという状況にはない。熱心な教員とそうでない教員が分かれているというわけではないが、回数も多く、必ず出席するという雰囲気醸成されるにはいたっていない。

F D活動としては、一通りの活動をしてきており、実を伴う活動として定着しているが、外部講師の講演会の開催などを含め、まだ十分とはいえない。

3 自己評価

B

4 改善計画

FD会議への参加をもっと積極的にすすめるとともに、専任教員全員による授業参観の恒常的实施のため、更なる改善方法を検討している。

外部講師による講演会開催の検討を進めるほか、外部機関での教育方法等を主題とした東京以外で開催されるシンポジウムへの参加についても周知をはかり、奨励することになっている。

4-1-2 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

(1) 授業評価アンケートの実施

本法科大学院では、年 2 回、授業評価アンケートを実施している。回収率が低落傾向にあったこと、アンケートは全件調査に近いものであることが望ましいことから、2006 年度以降は、授業時間中に実施することとして、回収率をあげ、学生全体の評価の把握に努めている。全体アンケートを必修科目の時間帯に行い、あわせて、全授業科目について、当該科目アンケートを実施している。アンケートは教員が持参し、学生に委託して、記入・回収後、事務室に届けられ、事務方で電子情報化し、記述を並べ直したうえで、教員に提供される。

その結果については、年 2 回、拡大FD会議の場で検討している。FD会議は、原則的に、毎月の教授会の前に開催するもの、年 5 回、テーマを定めて、教授会の開催されない週に開催するものがある。後者のうち 7 月と 3 月に開催するFD会議については、研究科長が主宰し、参加対象を非常勤講師にまで含めた拡大FD会議として開催し、実施された授業評価アンケートの結果に基づいて、教育内容、教育方法の現状と改善の方策について、検討している。拡大FD会議は、教授会に匹敵する重要な会議として、資料を十分に整備し、準備のうえ、開催されている。

本法科大学院の授業評価アンケートは、回を重ねるごとに内容が充実してきており、現在では、学生が率直な授業評価を教員に伝える機会として、教員と学生との間の意思疎通をはかるのに欠かせない役割を果たしている。また、拡大FD会議で扱われるアンケートの集計結果は、本法科大学院の現状を理解できるため、授業担当者も深い関心を抱くようになっており、会議への参加者は自然と次第に増えてきている。現在では、拡大FD会議は、専任教員の人数を大きく上回る数の教員が参加し、密度の濃い報告、検討が行われるようになってきており、FD会議としての実を伴っていると評価してよい段階に到達している。

(2) 授業評価アンケートの内容

授業評価アンケートの内容は、

① 全体のアンケートとしての、施設等アンケート(三段階評価で、法科大学院の施設、教育、事務体制等全般にわたって評価している)、および各科目の授業評価アンケート(五段階評価で、予習、教材、授業計画、授業そのもの、授業のフォロー、総合評価に分けて評価している)

② 研究科長、専攻主任教授宛のアンケート(記述式)

③ 科目毎のアンケート(記述式)

④ 科目毎に担当教員にそのまま電子情報化せずに渡される、励まし・批判(採点報告終了後、そのまま担当教員に交付する旨の注意書きをしてある)

に分かれている。

① は、数値データを集計、整理して公開されている。

② は、執行部会議で検討されるだけで、教授会にも開示されない性質のものである。

③ は、担当の各教員、FD会議、教授会で公開されている。

④ は、①から③までのアンケートとは少し性質が異なるもので、学生と科目担当教員とのコミュニケーションをはかるものとしての意義をもつもので、研究科長を含め、他の教員が見る機会はない。データとしても、法科大学院には残されていない。

(3) 教員へのフィードバック

科目毎のアンケート（③記述式）については、電子情報化し、見やすいかたちに整理したうえで、拡大FD会議、担当の各教員に提供（拡大FD会議では回覧）されている。

記述式のデータは項目別に整理されているので、全体的特徴が掴みやすく、役立っている。これらをもとに、拡大FD会議では、当該学期に授業評価で高い評価を受けた教員の授業についての紹介、評価の芳しくない授業のアンケートからの原因分析等が行われている。教員は、統計数値と項目毎に整理された記述データを見て、学生が授業をどのように評価しているかを判断している。統計数値だけでは、解釈が難しいが、記述データは、その数値の意味を読み取る際に、大変に役立っている。

このように、授業評価アンケートは、有用で役立っている。反面、無記名であることから行き過ぎた記述もあり、あるいは、法科大学院に受験予備校的な機能を期待する観点からの指摘もあり、これらがきっかけで、教育的には価値のある授業であるにもかかわらず、非常勤講師が辞退するきっかけとなることもあり、アンケートの実施と活用には、ある程度、摩擦、副作用も伴っている。

(4) 学生への公表

アンケートの集計結果は、学生にも公表されており（12号館ラウンジでの閲覧）、各項目についての法科大学院としての評価とコメントを総評として付し、アンケート結果に対する法科大学院としての考え方を示している⁵⁶（12号館ラウンジでの閲覧、TKCへの掲載）。

(5) 定期試験アンケート

また、2006年度秋学期以降、定期試験のアンケートを実施している。授業評価アンケートを学期中に実施する関係で、定期試験に対する評価について学生の評価を知り得ないという問題点があったため、翌学期の授業評価アンケートと同時に、前学期の科目の定期試験等についてアンケートを実施している。定期試験アンケートは五段階評価で、問題の適切性、解説の適切性、事後のケアの適切性、成績評価の適切性の四項目について評価して

⁵⁶ 別添資料 13-① 2006年度春学期授業評価アンケート集計と総評
13-② 2006年度秋学期授業評価アンケート集計と総評
13-③ 2007年度春学期授業評価アンケート集計と総評

いる（これまで、2006年度春学期、秋学期のアンケートが行われた）。

（6）その他改善の取組

研究科長・専攻主任教授宛に出すアンケートでは、科目の新設や科目間の構成、重複等のカリキュラムに関する問題や施設の改善要望に関する意見が寄せられる。これらの意見は、カリキュラムの見直し、施設改善に際して参考になる意見で、必要な場合には、執行部会議で検討したうえ、条件を整備しながら、教授会で、カリキュラムの手直しをはかり、あるいは管財部に施設改善を依頼して、要望が実現されている。

その他、学生との意見交換を行う機会はあるが、自習室の利用方法に関する調整がいつも問題となり、この問題について、毎年、学生と専攻主任教授との間で意見交換が行われている。この場で、教育内容や教育方法について意見交換されることはほとんどない。

また、研究科長、専攻主任教授、担当教授に、メール等で意見が寄せられることも多いが、これも、自習室の騒音、席の指定方法等の学習環境の整備に関する提案、苦情が大多数で、教育内容、教育方法について提案がなされることはほとんどない。教育内容、教育方法については、上記のアンケートで要望する機会が十分にあり、かつ、アンケートのほうがか一般的に指摘できるためであると思われる。

2 点検評価

アンケート内容、実施方法については、改善されてきており、学生の評価は、適切に把握できていると評価できる。

記述式アンケートの厳しい記載内容から見て、記載にあたって学生が萎縮しているとは考えられず、学生の意見は、アンケートに適切に反映されていると判断してよい。

また、アンケート結果について、学生も、おおむね、全体の傾向が数字に正しく反映されているという認識をしているのではないかと判断される。

教員アンケートからも、全員が、アンケートによる学生の評価はきっちり把握できており、教育内容、教育方法の改善に役立っていると回答しており、本学の授業評価アンケートが成功していることがうかがえる。

なお、定期試験に対するアンケートについては、今の体制では、三年次秋学期の学生の評価をとれないという問題が残るので、この点についてアンケートを取る工夫をすることが望ましい。

3 自己評定

A

4 改善計画

回収率については、放置すれば下がるので、低下しないよう工夫を積み重ねる必要がある。

アンケートの記述時間が不足しているという学生の意見に対応できるよう、もう少し時間をかけて書きたいという学生に対しては、授業時間後に提出できるような仕組みを制度化する等の、なんらかの改善が望ましいので、検討中である（これまでも、学生が要望すれば、このような取り扱いを認め、事実上の対応はできているが、アンケートにその旨注意書きする等して制度化することまでは行われていない）。

- 5-1-1 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること

1 現状

(1) 現在の科目群ごとの開講科目

本法科大学院の科目群ごとの開講科目は、次のとおりである。

以下の説明で、「一年次」の選択科目、選択必修科目とは、一年次以上で履修できる科目を意味し、二、三年次になっても履修できるという意味である。

ア 法律基本科目

法律基本科目は、履修年次一年次科目が、必修 12 科目 (25 単位)、選択 4 科目 (4 単位)、二年次科目が、必修 7 科目 (14 単位)、三年次科目が、必修 6 科目 (12 単位) である。必修は 51 単位である。

イ 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目⁵⁷は、履修年次一年次科目が、必修 2 科目 (2 単位)、二年次科目が、選択必修 2 科目 (2 単位)・選択 1 科目 (1 単位)、三年次科目が、必修 3 科目 (3 単位)・選択必修 3 科目 (6 単位) である。

なお、二年次の選択必修科目(「ローヤリング」か「エクスターンシップ」のいずれか)と三年次の選択必修科目(「民事訴訟実務の基礎 2」、「刑事訴訟実務の基礎 2」、「リーガルクリニック」の中からいずれか 1 科目)は、それぞれ各 1 単位以上を取得することが修了要件となっているため、修了するには、必修科目、選択必修科目をあわせ、法律実務基礎科目から合計 7 単位以上を履修する必要がある。

ウ 基礎法学・隣接・先端科目

基礎法学・隣接科目群が、一年次科目、選択必修 10 科目 (16 単位)、先端科目群が、一年次科目、選択必修 8 科目 (8 単位)・選択 1 科目 (1 単位)、二年次科目、選択必修 6 科目 (6 単位)・選択 3 科目 (3 単位)、および三年次科目、選択 1 科目 (1 単位) となっている。このなかから、5 単位以上を取得することが修了要件となっている⁵⁸。

エ 展開科目

展開科目に関しては、選択必修科目からなる展開科目群と、展開科目群(研究)および展開科目群(演習)とに分類されている。展開科目群は、一年次科目、選択必修 4 科目 (5 単位)、二年次科目、選択必修 13 科目 (22 単位) であり、展開科目群(研究)は、選択 2

⁵⁷ 本学では、履修要覧上では実務基礎科目と称し、法曹基礎科目群と法曹基幹科目群とに分類している。別添資料 2-①「2007 年度大学院要覧別冊」10 頁～13 頁参照。

⁵⁸ 先端科目群の「特講」科目には、隔年開講科目となっているものがある。

1科目(21単位)、展開科目群(演習)は、選択8科目(8単位)である⁵⁹。

なお、展開科目群から選択必修科目8単位以上を取得することが修了要件となっている。

(2) 2007年のカリキュラム改定の趣旨

FD会議での議論、学生のアンケート等を通じて、本法科大学院のカリキュラム上の問題点を洗い出し、2007年度に、以前のカリキュラムの見直しをし、大きな改定を行った⁶⁰。

その要点は、次の三点にある。すなわち、第一に、一部の選択必修科目群の科目選択の幅が狭いことが、学生の選択の幅を不必要に制限し、本学のカリキュラムに特徴的な先端科目群の諸科目の履修を困難にしていることに反省が加えられ、選択科目と選択必修科目の組み合わせの見直しを行ったこと(基礎法学・隣接科目群と先端科目群の一部を一括りにして、選択の幅を広げた)、第二に、臨床科目の教育内容が三年間の経験を経て、その内容がほぼ定まってきたこと、また理論と実務の架橋をはかるリーガルクリニックの教育的効果が確認されたことから、「エクスターンシップ・リーガルクリニック 1、2、3」という科目を、「エクスターンシップ」「リーガルクリニック」という科目名称に改めることで、科目名称をその内容によりふさわしく適切なものに改め、あわせて、従来1単位であったリーガルクリニックに相当する科目(「エクスターンシップ・リーガルクリニック 3」)を、履修のために学生に要求される学習の質と学習量にふさわしく(履修した学生からも、かなり時間をかけ、学習レベルも高いのに1単位では見合わないと指摘されていた)、4単位に変更したこと、第三に、学生から授業時間数の絶対的不足を特に強く指摘され批判を浴びていた一部の法律基本科目の単位数を増やし、あわせて、科目分割を行ったことである。

(3) 法律基本科目の単位数増加と科目分割

ア 単位数増加等

従来のカリキュラムでは、「行政法」、刑法各論に相当する「刑法2」が1単位であったのを、それぞれ2単位に変更した。

商法分野の科目については、従来、3単位で「商法」のすべてカバーしていたのを、会社法に相当する3単位の「商法1」、商法総則、商行為法をカバーする2単位の「商法2」、手形小切手法および有価証券法をカバーする1単位の「商法3」に改め、商法分野に属する科目を全体で3単位から6単位に変更した。商法1は法律基本科目群に位置づけ必修科目に、商法2、3は展開科目群に位置づけ選択必修科目にした⁶¹。

⁵⁹ 展開科目群(研究)と展開科目群(演習)は、商法研究1、2を除き、すべて隔年開講科目である。両群の意味については、7-1-1参照1(3)イ(ア)参照

⁶⁰ 別添資料2-①「2007年度大学院要覧別冊」14頁 2007年度カリキュラム変更について(06年度生以前用)【新旧対照表】と【変更の内容】のとおり。

⁶¹ 科目の位置づけの変更については、必修科目である会社法に総則規定がおかれており、商法2については、これに含まれる商法総則を敢えて必修科目にまで取り込む必要性のないこと、また、法科大学院で扱われる商行為法は応用的な内容が取り込まれていること(本法科大学院では、既修者に対する認定可能な科目の対象からも外されている)が背景にあり、また、商法3については、電子記録債権の登場普及に伴い手形小切手法の比重が相対的に小さくなると見込まれ、かつ、有価証券法として、手形小切手以外の有価証券も取り

さらに、法曹実務にとっては重要な「倒産法」を1単位から2単位に、「民事執行・民事保全法」を2単位から3単位に変更した。

この単位数の増加によっても、法律基本科目の必修単位数は51単位であり、修了に必要な単位(94単位以上)から差し引いた残り単位は、 $94-51=43$ 単位で、法律基本科目群の選択科目である基礎事例演習4単位(一部は、純粹未修者を優先しており履修制限がかかっている)を加えても、 $94-51-4=39$ 単位で、「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修できるようなカリキュラムとなっている。

イ 科目分割

「民法」は、従来、「民法1」(4単位)、「民法2」(4単位)、「民法3」(2単位)であったのを、学生の履修の利便性と教育効果を考え、「民法1」、「民法2」、「民法3」、「民法4」「民法5」の各2単位科目に分割変更し、「民事法応用2」(3単位)を同じく、「民事法応用2」(2単位)と「民事法応用3」(1単位)に分割変更した⁶²。

カリキュラムは、法科大学院の教育は自習を前提としており、すべてを教えるわけではないという考え方に立って作成されたという理由があったものの、これらの科目については、科目の重要性に照らして考えると、ややバランスを欠いていたもので、カリキュラム上の問題として開設当初から指摘され、改善の必要を感じていた部分であり、また、アンケート等を通じて学生からも問題点として指摘されていた点であるが、専任教員の補充との関係もあり、実現できていなかったものである。完成年度を過ぎた2007年度に実現された。

あわせて、理論と実務の架橋をめざす観点から意味のある科目として、「民事法研究1、2」や「企業法務特講」などの科目を新設して、架橋にふさわしい科目の強化をはかっている。

2007年度のカリキュラム改定に際しては、カリキュラム全体の体系構成についても、コンセプトレベルに立ち戻ってもう一度見直し、新たなカリキュラムとして再編成したものである。

(4) 選択必修科目履修上の問題点の改善

本学の規模の法科大学院としては、基礎法学・隣接科目が豊富に開設されており、今回のカリキュラム改革でも基礎法学科目を一科目新たに増やしている。

2007年度カリキュラム改定では、要求されている「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」という要求を満たす工夫をしつつ、既修認定を受けた学生が二年間で、この科目群の履修をしやすいものとするため、指定されている選択必修科目から5単位以上を履修する必要のある科目群として、「基礎法学・隣接科目群、先端科目群」を設けるカリキュラム変

扱うため、商法3には、展開的な内容が含まれていることが背景にある。

⁶² 以上の詳細は、別添資料2-①「2007年度大学院要覧別冊」14頁を参照。

更（2007年度から）を行った。本法科大学院の先端科目群には「法と経済学」「法律と人工知能」等の、通常は、隣接科目に分類されうる科目が多く配置されているという実質を考慮したもので、特に設置されているこれらの科目の履修を推奨する狙いがある。同時に、「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」という認証評価上の要件を満たす必要があるため、先端科目群に含まれながら、実務科目あるいは展開科目としての性質をもつ科目は、先端科目群に位置づけられていても選択科目として扱い、上記の修了要件となっている5単位の選択必修科目の対象から外しており、このような工夫により、この要件が満たされるよう配慮されている。

2 点検評価

法律基本科目は、そのほとんどが必修科目であり、修了要件である94単位のうちの51単位をしめており、また、実務基礎科目で7単位以上を履修することになっている。それ以外の科目群についても、選択の幅は比較的大きく、本法科大学院の特徴が良くあらわれていると同時に、バランスよく履修できるカリキュラムとなっている。

2007年度の改正により、商法関係科目については、「商法2」、「商法3」といった選択必修科目を増やすことができ、従来から指摘されていた商法科目の授業時間数の不足を解決することができ、改善されたと評価できる⁶³。また民法科目については、分割することにより、学生にとっても、民法科目の履修がしやすくなる等の効果があったと評価できる。

実務関連科目である臨床科目の「リーガルクリニック」は、4単位化することで従来から課題であった学習量と学生の負担とのバランスがとれることとなり、当該科目の重要性に鑑み、適切な改正であると評価できる。

「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」という要件については、既修者の単位認定分も含めると、問題なく要件をカバーできている。学生の履修科目によりチェックをしたが、2006年度生以前の学生については、履修科目で確認する限り、この要件をクリアーしている。

なお、カリキュラム改定に際しては、学生の利益になる改定部分については、例外的に遡及して適用をしたため、大規模なカリキュラム改革に伴う読み替えの見落とし等の予期せぬ問題が発生する可能性があるため、二、三年次生については、適切な履修指導を行い、学生に不利益が生じないよう配慮されている。

3 自己評価

B+

4 改善計画

⁶³ 商法関係の授業時間数の拡大については、2006年度11月の文科省の現地調査の際にも指摘されていた点で、その時に、カリキュラム改革と教員の補充により対応することを約束していた。

カリキュラム全体の見直しをし、改定を行ったことで、設立当初から抱えていた当面の課題は解決されたので、当面は、改定の狙いにそった確実な運用に留意する予定である。

5-1-2 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

1 現状

(1) カリキュラムの特徴

本法科大学院のカリキュラムは、未修コースの学生が履修することを前提としたものであり、法律基本科目も実務基礎科目も、段階的に修得できるカリキュラムとなっている。

法理論教育は、基礎・応用・総合へと段階的で、確実な修得をめざすカリキュラムとなっている⁶⁴。三年次後期まで法律基本科目の必修科目が設置されている。本法科大学院では、法理論教育についても、三年間をフルに活用することが必要であると考えている。

また、実務基礎科目についても、一年次の「法情報処理」・「法律文書作成」の基礎から、三年次に「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」と段階的に履修することが予定されており、臨床科目も、「ローヤリング」と「エクスターンシップ」、そしてその先には（これらの科目をとらず選択的に履修することも可能だが）、「リーガルクリニック」も選択できるようになっており、段階的に履修できるカリキュラムとなっている。

このように、スキル面の修得に必要な科目は、バランス良く開設され、年次配当の点でも、無理のない履修が可能になっている。

また、法律実務基礎科目を通して法曹に必要とされる各スキルをすべての学生が学べるよう配慮されている。すなわち、法律実務基礎科目では、法情報処理、法律文書作成1、民事訴訟実務の基礎1、刑事訴訟実務の基礎1が必修科目とされ、これに加えて、ローヤリング、エクスターンシップのどちらかが選択必修科目として履修が要求され、また、民事訴訟実務の基礎2、刑事訴訟実務の基礎2、リーガルクリニックのどれかが選択必修科目として履修が要求されている。

また、マインド面の修得に必要な科目である法曹倫理も必修科目として設置され、必ず履修することとなっている。

「行政法」については、既修コースの学生は、二年次の「公法応用2」を春学期に履修した後に、基本科目の一年次の「行政法」を秋学期に履修することになっており、三年制を基本とするカリキュラム編成上の技術的な理由で、解決できていない(本学のカリキュラムは、未修コースの学生が履修することを前提にした制度設計がされており、受入れている学生の傾向もそうになっている)。現在は、既修コースの学生に対して、入学前または入学後授業開始前に、行政法の最低限の知識が要求される「公法応用2」を履修することができるよう、既修者のため、行政法について補講をして対応している。

また、時間割編成の問題であるが、既修コースの学生にとっては、二年間で「基礎法学・隣接科目、先端科目および展開科目」から33位以上の履修をしなければならず、時間割上

⁶⁴ カリキュラム概念図(2006年以前と2007年度(カリキュラム変更後)(別添資料1-②・③)2007年度および2008年度版法科大学院パンフレット3頁)とカリキュラム一覧表(2007年度以降)(別添資料2-①「2007年度大学院要覧別冊」10頁～13頁)

の拘束が未修者より強いため、科目選択の幅が少なくなるという問題が指摘されている。これには、年度毎の時間割作成の工夫をするとともに、開講時期の変更や、夏期集中科目の開設などすることで、現実的に対応している。

これらの配慮により、既修コースの学生についても、科目選択の幅もある程度広がっている。

2 点検評価

科目の体系的かつ適切な配置は十分に考慮されている。開設当初から指摘されていた問題も、2007年度のカリキュラム改定により解決され、現在では、ほぼ問題がなくなっている。

学生による授業評価アンケート等で指摘された、学生の履修上の選択肢など問題に関しては、開講時期や履修年次を変更するなどにより、適宜対応していると評価してよい。

3 自己評定

B+

4 改善計画

「行政法」の開講時期については、未修者の履修上の負担等を考慮したものであり、合理性はあるが、他方、既修コースの学生にとって、春学期に「公法応用2」を先行して履修することとなっており、3月末から4月初めに、既修者に対する行政法の補講により最低限の対応はなされているものの、この点については、既修者に行政法の試験を課すこと等を含め、より有効な改善策を検討している。

5-1-3 法曹倫理を必修科目として開設していること。

1 現状

「法曹倫理」は、1単位科目で必修科目として開設している。本法科大学院では、開設当初より、法曹三者が関与するかたちでの開講を検討し、法曹三者の現役およびそれぞれの分野の経験者が、分担して担当してきている。その分担は、弁護士倫理に6回、裁判官の倫理に4回、検察官の倫理に4回、三者合同を1回となっている。

教科書としては、『法曹の倫理と責任 補訂版（上・下）』（現代人文社）を利用し、利益相反、誠実義務、真実義務、報酬と説明義務等のテーマが取り扱われている。

クラス数については、2006年度までは、一クラスだったが、2007年度より学生数増に伴い、二クラス化した。

カリキュラム上、開講年次を三年次としているが、「エクスターンシップ」や「リーガルクリニック」を履修する学生にとっては、同時併行で履修することになり、事前に法曹倫理の履修が終わっていないという問題がある。そのため、これらの科目の履修学生に対しては、履修前に、特に守秘義務の遵守を中心とした倫理原則の講義が行われている。

2 点検評価

現時点では、1単位科目で対応しており、内容的には利益相反、誠実義務、真実義務、報酬と説明義務等のテーマが取り扱われており、必要な事項は教育されており、問題がない。

設置当初より、この科目については、授業科目として安定してきた段階で、単位増と開講年次等の問題を検討することとなっていたので、一度、FD会議で、法曹倫理の位置づけ、内容について、時間をとって検討する機会を設けることが望ましい。

二クラス化して、より効果的な教育をする体制がようやく整った段階であるといえるが、更なる充実のため、法曹倫理科目の内容、開講時期、授業運営方法についてFD会議で検討することも考える必要がある。

3 自己評定

適合

4 改善計画

法曹倫理の教育は、「法曹倫理」科目において、事例をベースに議論する方法をとるとはいえ、これで良いというものではなく、「エクスターンシップ」や「リーガルクリニック」のような実務教育のなかで、より実践的な場面で法曹としての倫理問題を考えるということが重要である。

現在、法曹倫理として要求されている最低限のことは行っているが、他の法科大学院の授業を参考に、科目間の連携の可能性も含め、また一年次・二年次の段階での法曹倫理教育をどうするかも含め、関連科目の充実をはかることを計画している。

5-2-1 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1 現状

本法科大学院のカリキュラムでは、必修科目は段階的に履修するものとして配置されており、また、選択必修科目、選択科目も、その内容により、一年次から履修できるものと二年次以上から履修できるものとに分けて、段階的に履修できるように配置されており、法律基本科目も実務科目も、基礎的な科目を一年次に、応用的な科目を二年次、三年次に配置することで適切に履修選択できるように科目配置がなされており、基本的には、学生は、その学力に即して、適切に科目履修できるようになっている。

これを可能にするため、希望する科目を履修できるように時間割を組む努力をしている。開講科目が多いため、学生が履修を希望する科目が同時間帯に開講されることはある程度避けられず、毎年、学生の指摘を受け、履修希望の多い科目が重ならないよう微調整を行い、改善をしてきている。

また、履修希望の科目がバッティングしている場合には、次のように、クラス変更を認めることにより希望する科目が履修できるよう対応している。

すなわち、選択必修科目、選択科目の履修にあたっては、必修科目のクラスと重なる場合には、専攻主任教授の許可を得て、別の時間帯の同一科目の履修を認めるなどの措置をとっている。また、不合格等の理由で再履修が必要となった必修科目と上位年次の必修科目の履修とがバッティングした場合には、少なくとも、バッティングが1科目にとどまる場合には、どちらかの科目の履修について別の時間帯に開講されているクラスへの変更をするなどして履修可能になるよう配慮している。さらに、選択必修科目、選択科目についても、クラスの履修人数に極端な不具合が生じる等の不都合が生じない限り、その履修を認めるなどの措置をとってきている。

既修コースの学生の場合、必要な科目を二年間で履修しなければならないという制約があり、そのため、選択必修科目、選択科目の履修にあまり自由度がなく、選択の幅が限られていることが指摘されている。この点については、開講時間、開講時期の変更をしたり、夏期集中科目として開講するなどして、対応している。

履修科目の変更・追加、クラスの変更を頻繁に求める学生もいるが、自由な変更を認めると、指定クラスの履修者数のバランスが崩れ、所期の教育効果がそがれるという問題が発生するので、再度の履修科目の変更・追加、クラスの変更については、その必要性のあることを明確に提示させる等して、厳格に運用している。

2 点検評価

カリキュラムが段階的な科目履修を可能とするように組み立てられており、学生は、これに従って、基本的には、適切な科目履修ができていると評価できる。

しかし、学生が希望する科目の履修が可能かは時間割の組み方に左右される部分が大きいので、この点については、まだ改善の余地がある。

また、授業科目の履修登録にあたっては、担当教授の指導を受けた上、履修することが求められているが、個別に履修相談する例はあるが、全体として、担当教授による個別の履修指導が十分には機能しているとはいえない。

既修コースの学生については、履修科目の選択について未修コースの学生と比べると、制約されている状態であるから、学生数自体も少ないこともあるので、選択科目、選択必修科目のいくつかについて、履修人数は少なくなるが、別クラスを開講したり、あるいは、選択科目、選択必修科目の基本モデルを示すなどの工夫をすることが適切である。

3 自己評定

B

4 改善計画

選択科目、選択必修科目が必修科目と重なるときには、クラス変更を出来る限り認めていることで対応しているが、開講科目が多いことも関係して、事柄の性質上、学生からの科目履修に関する苦情がなくなることは難しい。しかし、履修者数のバランスを考慮しながら、時間割上、より自由度の高い配置になるよう改善を加えてきており、今後も、逐次改善して行く予定である。

科目履修については、入学時ガイダンスの充実、担当教授などによる個別履修指導の徹底を含め、改善策を検討している。

5-2-2 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。

1 現状

本法科大学院では、年間履修単位数が制限されており、「原則として、年間36単位を超える履修は認めない。ただし、修了年次生については、提出された履修計画書（書式は自由）に基づき、主任教授がさらに8単位以内の科目履修を認めることができる。⁶⁵⁾

夏期休暇期間中に開講する集中講義科目は、学期中の予習、復習時間を制限するという問題を生じないので、一定の範囲で、その例外としている⁶⁶⁾。これに基づいて、主に夏期休暇期間を中心として実施する「エクスターンシップ」については、学期開始後に履修希望者を募り、引受事務所と期間などを協議・調整して、かつ面接などを行い決定することとなるために、履修者に限り履修制限の対象外とする措置をとっている。履修指導を通じて、夏期休暇期間中の集中講義科目についても、「一定の範囲で例外としている」という基準の運用として、年間履修単位40単位を超えることのないよう指導している。

修了年次生については、36単位を超えた科目について、予め履修計画書を提出させた上で、8単位を上限として、専攻主任教授が認めるという方法をとっているが、このような例はない。修了年次生については、学生はおしなべて前倒しに科目履修をする傾向があり、3年次生の履修単位数が少なすぎるということが問題になることはあっても、44単位を超えることで問題を生じる可能性はまったくない。

2 点検評価

現在まで、夏期集中講義科目と「エクスターンシップ」を除き、履修制限を超えない運用を行っており、かつ、これら除外分を含めても、「一定の範囲」内におさめ、年間履修単位数が40単位を超えないように履修指導が行われており、適切な対応である。

なお、担当教員が病気のため休講にせざるをえなかった科目の受講生について、他の科目への振り替えを認めた際、1単位分、履修単位をオーバーした例があったが、これは、緊急事態での学生の不利益に扱うわけには行かない措置であったので、やむをえない対応で、適切であったと評価される。

3 自己評定

適合

4 改善計画

特になし。

⁶⁵⁾ 別添資料2-①「2007年度大学院要覧別冊」2頁

⁶⁶⁾ 別添資料2-①「2007年度大学院要覧別冊」2頁

6-1-1 開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。

1 現状

(1) 本法科大学院のシラバスは、2006年度の開設科目までは「大学院要覧別冊・法務職研究科」に記載していたが、2007年度の開設科目からは全学共通の在学生用のWebサイトであるPort Hepburn（ポートヘボン）の教務Web Service上に掲載している。このシステムにおいては、シラバスだけでなく個人別のWeb履修登録・成績参照も可能となっており、優れたシステムである。シラバスの教務Web Serviceへの掲載時期は、3月下旬からであり、その旨を3月上旬から在学生に、上記の教務Web Serviceにて案内している。

今年度は、ペーパーからWebへの全面的移行期であると同時に、カリキュラムが大幅に変更されたため、新カリキュラム・履修に関する説明会を実施し⁶⁷、同時にプリントした「シラバス」⁶⁸も配布している。また、新入生については、4月2日にプリントした「シラバス」を配布し4月5日に履修等に関する説明会を開催している⁶⁹。

上記のポートヘボンによるシラバスのほか、教育支援システム（TKC）でもシラバスを確認することが可能であり、双方の棲み分け、使い分けについては、今年度の活用状況等を見て、一本化するなどの可能性も含め、検討予定である。

(2) 開設科目のシラバス

シラバスには、科目ごとのねらいである「学修目標」、「講義概要」、各回ごとの授業内容の概要である「授業計画」、「授業に向けての準備・アドバイス」、「教科書」、「参考書」、「成績評価の基準」などが提示される。そのほかシラバス上で「オフィスアワー」も設定でき、履修登録時や授業履修時に、適宜、シラバスを確認して授業担当者に相談することが可能となっている。なお、オフィスアワーについては、別途、各科目をまとめて、学生に案内をしている。

(3) 教育支援システム（TKC）

開設科目について、シラバスに掲げた各回の授業計画の詳細を提示するものが、教育支援システムである。各回の授業の具体的な内容やレジュメを提示でき、さらに電子教科書・教材を添付し、電磁的に配布が可能となるほか、予習、復習等の案内を行うことができる。また、「お知らせ」として授業の準備等に関する内容を案内することができ、利用頻度はきわめて高い。このシステムを利用することにより、担当者、学生とも受講の準備等を効果的に行うことができる。

同システム内には、学生からの質問に回答する公開の掲示板システムも組み込まれている。学生は、メールで質問することを好む傾向があり、利用例は少ないが、皆無ではない。こ

⁶⁷ 別添資料5-④ 2007年度在学生「新カリキュラム・履修に関する説明会」資料参照

⁶⁸ 別添資料5-⑤ 2007年度シラバス（院生配布用）

⁶⁹ 別添資料5-③ 2007年度新入生「履修に関する説明会」資料参照

のほか、教員には、自分の管理するホームページ上で、より制約の少ないかたちで質問・回答を行っている例もある。

(4) 教材作成等の工夫

2004年度から現在に至るまでの教材作成の工夫の主なものは以下の通りである。

ア 「憲法」

新しい重要な憲法判例は教材に加え（差し替え）ることはもとより、その時々に出された憲法判例やホットな憲法判例については、新聞記事などを使用しながら適宜取り上げ補充するようにしている。

イ 「民法」

詳細なレジュメ（教科書に匹敵するもの）を作成し、改定を続けている。

ウ 「民事法応用 1」

詳細なレジュメを作成し、学習を助ける努力をしてきた。本年度は、担当する 3 教員が同じ教材を使うことにより、相互の関連を明らかにするとともに、3 教員が毎週集まって、講義の内容、方法を検討して、講義全体の整合性を保つように努力を続けている。

ウ 「商法 1」

法改正との関係で毎年、パワーポイント教材を改定している。本年度の教材は基本的に昨年度をベースにしているが、加えて、教材に対応する詳細な解説版を作成し、学期の初めに配布している。授業はパワーポイント教材で行うが、解説版を学習することにより、十分な予習が可能になるなどの工夫を行っている。

エ 「刑法 1」

教材が重要なので、毎年、改訂している。とくに判例については、できるだけ解説を加え、ポイントを示すことで勉強しやすいものとなるよう努力している。また、設問を入れて、その先について考えることができるように配慮している。判例六法に掲載されている判例の解説版として役立つような働きをしている。

基本書を使わなくても大丈夫な教材にしてあるが、利用している場合でも、教材を読むことで、その勘どころがつかめるように気を配っている。

オ 「刑法研究」

科目の性質上、毎年、テーマを変更しているが、事前に教材を準備して配布することが大切なので、その努力は怠らないように努力している。

2 点検・評価

(1) シラバスの内容から開設科目の授業内容の概要や各回の授業計画を把握することが可能である。また、シラバスのポートへボンへの掲載時期（配布時期）も適切なものである。

カリキュラム等の大幅変更時の説明会、新入生の説明会は、必要かつ適切なものである。また、シラバスを Web で開示するとしても、少なくとも、新入生にはプリントでの配布は欠かせない。この点は、次年度以降も、継続する必要がある。

(2) 教育支援システム（TKC）については、事前に授業の詳細が把握でき、学生が各回ごとに具体的な授業の準備や予習をすることが可能となっている。

ただし、科目によっては十分な活用が図られていないものがある。また、活用されていても、授業のアンケートによると、科目によっては予習問題や教材等資料の教育支援システムへの掲載をもっと早めにして欲しいという意見も出されているので、該当科目は、対応することが適切である。

今後、教育支援システムに関しては、FD活動による掲載基準の検討や、2004 年度の開校前に行ったようなシステムの説明会も必要となろう。

(3) 教材の作成については、かなりの科目で独自の開発・作成が行われており、それに満足することなく毎年の改定が図られている。

3. 自己評定

B+

4. 改善計画

教育支援システム（TKC）は、学生が高い頻度で参照しており、授業内容等に関して学生と教員の間を緊密につなげる役目も果たしている。

この教育支援システムを、いかに有効に活用していくかが、よりよい授業、効果的な予習・復習のキーポイントになるといっても過言ではない。

教員の交替、新たな科目の設定などもあり、年に 1 回程度は、ポートへボンの教務 Web Service に掲載するシラバスの作成方法、教育支援システム（TKC）の使用方法、効果的な掲載方法などの説明会を開催したい。

また、FD活動により、学生および教員の効果的な教育支援システムの活用方法、レジュメ・予習問題等に関する「授業の詳細」および「お知らせ」の掲載基準（最低授業日の何日前など）について、検討し、「大学院要覧別冊・法務職研究科」に開示していきたい。

6-1-2 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。

1 現状

(1) 本法科大学院は、良き法曹となるため、「理論的な法的思考力」と「実践的な実務スキル」の効果的な育成を目指している。

法的思考力を育成するため、本法科大学院のカリキュラムでは、法学未修者を前提とした、基本を重視した段階的・体系的な科目展開を図るという考え方のもとに、基本的な法律科目を、一年次から三年次まで段階的に学ぶことができるよう必修科目を設置し、「講義」－「応用」－「総合演習」と、螺旋階段を上って行くように段階的にレベルをあげて行くことで、基礎学力の確実な定着をはかることを目指している。これらは、法曹になるための基礎教育、将来、諸方面の専門家になるための前提となるしっかりした法的基礎、法的素養を身につけさせる教育という性質をもっており、その後の、より高度の法的知識、法的思考力の涵養の基礎となるものである。

また、法律実務基礎科目で実践的な実務スキルを養うには一人一人の役割に応じた作業が重要になる。例えば、リーガルクリニックでは、担当弁護士と同席する人数が原則二人であり、こうした教育指導の環境が実現されている。また、ITが組み込まれている法廷教室での模擬裁判の様子を四画面に分割したビデオに録画し、これを使って、後の授業で再生して問題点を検討することで、実務スキルが演じた者だけでなく、皆にも共有されるような工夫がなされている。さらに、あるクラスの授業内容を他のクラスでも再生して、理解を深めさせることも行われている。

(2) 法的思考力を育成するため、入学決定者から、入学前の学習等について相談されることが多いが、本法科大学院では、次のような対応をしている。

入学予定者向けに、1月と3月に、未修者を対象とする民法および刑法の「事前授業」を実施している。これは、法学入門的な性質を兼ねた授業で、配付資料には、事前授業後入学までの自習用の教材もあわせて配布し、最初から、不安なく授業に臨むことができるような配慮をしている。刑法の教材は、春学期の講義教材の簡潔な要約としても利用できるものとなっており、授業教材と連動しているので、入学後も、利用されている。

(3) 法律基本科目については、効果的な履修のために、次のような配慮がなされている。以下のアからオは、大部分、2007年度の教員の授業に関するアンケートの回答に根拠になる記載があるので、これを引用したものである。

ア 予習の指示や教材は、多くの教員が、「教育支援システム」(TKC)を利用して事前に学生に提供しており、予習してくることを前提とした授業を行っている。アサインメントを課すと実力がつくが、学生の負担が重くなりすぎることもあり、かねあいが必要で、この点については試行錯誤がある。

イ 授業では、必修科目については座席指定制が取られており、出欠の確認が簡単に取れるよう工夫し、時間を節約している。

ウ a 授業の形態は、一年次の憲法、民法、商法、刑法等の基本科目については、研究者教員が、時間対効果の関係で、双方向型授業も部分的にとりいれつつも、重要部分については講義方式で授業が展開されている。パワーポイント資料を用いて実施する授業も多い。いずれも、一クラスの人数が多いことが、教育効果をあげる際のネックと感じられている。

そのなかで、基本的知識の確認、定着のために、授業のはじめに、前の授業で扱った内容について小テスト等を実施している。

また、授業中は、基本的な問題について学生に質問して口頭で説明させて議論能力を訓練し、学生の理解力を確認しながら、双方向型の授業が取り込まれている。

また、必修の法律基本科目の授業進行にあわせて実施されている基礎事例演習は、選択科目ではあるが、事例演習形式として、基本科目で学んだ法理論を事例にあてはめて解答させることで、法理論が事例の解決にどのようなかたちで使われるのかを体験させており、双方向型の授業として展開され、基本科目の内容の理解に役立っている。一年次であり、深く考えさせるというよりは、法理論の理解を助けることを目的とした授業なので、一回で扱う事例はかなり多いこともある。

また、一年次の授業後のフォローについては、あらゆる方法が活用されている。

授業直後の質問に対する回答が経験的には一番効果的と感じている教員が多く、学生もそう感じている。それ以外にも、教員は、メールでの質問対応やオフィスアワーで対応している。

さらに、本法科大学院では、分野ごとに助手がおり（現在は4名 公法、民事法、刑事法、法律文書作成）、学生からの授業等に関する質問を受ける窓口となっており、さらに、助手が、自主ゼミの指導や学習上のアドバイスなどしており、助手の指導、助言を受けることができる体制がとられている。さらに、一年次においては、民事法、刑事法および公法それぞれについて、このほか、一年次の春学期については、憲法、民法、商法、刑法について、純粋未修者のために、個別に相談に乗る体制を整えている。

b 二年次の「応用」科目については、教員の工夫で様々な方法で双方向型の授業を行っている。

具体的な事例が課題として出され、その解決を学生に検討させる方法、判例を前提として議論させる方法、代表的な判例を素材として事実関係の把握と分析の仕方を理解させる方法、判例理論の正確かつ総合的な理解を得るため、検討課題について質疑して応答させる方法などがあり、これらのため、双方向・多方向型の授業が行われている。授業中グループに分けて議論させ、各グループに発表させるという方法で他方向型の授業を試みている例もある（民事法応用2）。二年次には、判例を徹底的に読み込ませることで、認定されている事実に基づいて法的分析、推論が行われ、結論が引き出されるプロセスを正確に理解させることを重視している科目が多い。予習を前提として、ソクラテスメソッドにより、

①制度、知識、学説の解説をして正確な知識を与え、そのうえで、②判例を素材にケース方式の設問を全員で検討することにより具体的ケースの解決能力を涵養するというように、スタイルが確立した授業もある。また、事前の周到的な打ち合わせのもとに研究者教員と実務家教員の合同授業も行われている(民事法応用1)。

いずれも、これらの授業を成り立たせるため、授業の前後に、予習と復習が必要とされる教材の作成が行われており、なかには、毎回の授業を、予習段階、講義段階、復習段階の三段階に明確に分けて教材を作成している例もある(刑事法応用1)。また、議論の不足部分をレベルの高い授業を想定して、再現した教材を作成し、配布している例もある(民事法応用1)。

c 三年次の「総合演習」科目については、ヒントのないかたちで、各分野で、総合的な課題が出されて、これについてレポートを提出させておいて、これをもとに、その課題について議論し(学生から鋭い質問を受けて考えさせられたこともある(公法総合演習2))。なお、三年次だけでなく、一年次の論理性のある純粹未修者の質問には時々鋭いものがあり、教員にとっては虚を突かれる質問で考えさせられることが多く、知的刺激になっていることも、話題になる)、法的議論や表現の仕方、説得の仕方の訓練をし、また、提出されたレポートの講評などを通じて、学生の問題解決能力、文書作成能力、起案能力などの向上やディスカッション能力の向上を図っている。授業後は、提出されたレポートについては、採点・添削後に返却するなど、フォローしており、一人一人の問題点や課題に即して指導してきている。

エ 定期試験や提出させたレポート等についても、その解説や講評が採点基準とともに公表されており、また、参考レポートが紹介されることもあり、レポート等にコメントを付けて返却されており、学生が、自分の提出した定期試験やレポート等の問題点を認識して、自分で再検討できる機会を提供している。

オ 学生による思考能力や柔軟性を培うため、教員は、双方向・多方向の議論を引き出すことに特に配慮し、ほとんどの科目でその努力をしている。内容によっては、教員による一方通行の質問で終始し、多方向・双方向に発展しないまま終わってしまうこともあり、双方向・多方向の議論が毎回成功するわけではない。学生に課題を割り当てて報告させて、学生同士で議論させ、最後に教員が講義調でコメントする方法を採用することで、双方向・多方向型の授業をする例もある(刑事法応用2)。こうした双方向・多方向授業は、学生の勉学意欲を強め、積極性を引き出すので、学生の創造性や批判的態度の涵養にも役立っている。

その他、選択科目でも、不動産に関する専門知識をもつ土地家屋調査士を招いて、「境界の話」についての講義を依頼したり(不動産法)、授業中に外部から講師を招いてスポットで話してもらい(知的財産権法等)、講義の幅を広げる工夫をしている。

2 点検評価

各教員は、授業での予習や復習を実践させるための努力、双方向・多方向の授業を実践するための努力をしてきている。そのために、共同担当の科目における教材作成や授業方法を検討する際にも、各科目や分野ごとのFD会議で十分に議論をしながら進める、判例研究会で検討された最新判例が教材として組み込まれる仕組みができあがっている分野など、複数の教員が授業運営について協力している姿も浮き彫りになっている。これらは、いずれも評価に価する試みと評価できる。

2007年度は、専任教員に対して「授業に関する個別アンケート」を実施し、科目ごとの授業の目標とその実現方法の再確認を行うとともに、授業形式・成績評価方法などの工夫や、過去三年間で改善してきた点、また授業運営上の問題や、理論と実務の架橋のための共同授業のあり方などについて意見を聞くとともに、担当者ごと、また科目ごとに抱えている問題意識、例えば講義の時間が十分にとれない、また双方向の議論に時間がとれないなど、問題点を共有することができた。現状認識にとって有益であっただけでなく、この授業に関する個別アンケートは量が多く、その本格的分析はこれからの課題であるが、現状と改善の努力、理論と実務の架橋という視点からの工夫として考えられることが一つ一つの科目について回答されているので、今後の法科大学院の授業の改善のための貴重な資料となっており、貴重なFD活動としても、評価に値する。

3 自己評定

A～B+

4 改善計画

全体を通しての共同授業よりは、共同授業が意味をもつときに、複数教員で担当する授業の持ち方が望ましいと回答する教員が多いので、ゲストを呼んで授業することを可能にするなど、実現可能な方法を検討中である。

授業に関する個別アンケートにおいて指摘された課題や改善すべき点について、更なる検討を加え、実現に向けた努力をすることを考えている。2008年度には、三年次の締めくくりの段階での総合演習科目の教育的意義が大きいので、これをすべて、二クラス体制から四クラス体制に移行するため、準備中である。一部前倒しとして2007年度秋学期から三クラスにて実行する予定である。

6-2-1 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。

1 現状

(1) 本法科大学院では、開設以来、その教育を通じて「理論教育と実務教育との架橋」をめざすことについては、共通の理解がある。そのため、研究者教員は、実務を意識した理論教育を行っているし、実務家教員は、理論を意識した実務教育を行っている。もっとも、法曹養成のための教育機関であることから「理論教育と実務教育との架橋」をめざす点では共通しているものの、「理論教育と実務教育との架橋」の意義をどうとらえるかについては、当然のことながら、各教員の理解には幅がある。

2007年に実施した専任教員に対する授業に関するアンケートを参照しながら、本法科大学院の現状を記述するなら、教員は、「理論教育と実務教育との架橋」こそが法学教育の本来のあるべき姿で、双方の教育が分離していたという状態はむしろ不正常的な姿であるという認識をもって、法科大学院の教育に取り組んでいる。この意味で、法科大学院の教育について、「理論教育」と「実務教育」という用語を用いて理論と実務が対立的に把握されることは、本来は、あまり適切なことではない⁷⁰。

経験を積むに従い、本法科大学院の教員は、この架橋の実現を、ますます強く意識するようになってきている。理論家教員からも実務家教員からも、一様に、法科大学院で三年間教えることで、学生よりも、自分のほうが猛烈に勉強した、勉強させられたという、ため息ともとれる感想が漏れてくる。理論家教員からは実務の勉強を、また実務家教員からは理論の勉強をずいぶんしたという感想である。これは、教員の側が、こうした架橋の実現に向けた努力を真剣に追求してきたことのあらわれでもある。

(2) 実務教育の側からは、理論教育との架橋をどう意識し、架橋をはかろうとしてきたか。

実務では、実務のハウツーを知っているなら解決できる事柄も多いが、時々、典型的な処理になじまない例外的な事件に出会うことがある。そのときに、民法等の基本科目の基礎にある根本の考え方に立ち戻って原理的に考え、事件を処理せざるをえないことがある。理論がとくに必要とされる実務の場面はこうした場面であることは、実務経験の豊富な、本学のすべての実務家教員が経験している。本法科大学院の実務家教員は、このようなかたちで理論教育の重要性を認識しており、自らの経験をふまえて、どのような場面で理論が必要とされ、これにどう取り組んだかという思考のプロセスを伝えることを通して、理論が実務家にとって必須のものであることを示している。そうすることで、理論教育との架橋をはかり、この視点の重要性を学生に伝えている。本学で追求している法科大学院の実務教育では、このような経験を学生に伝えることを通して、理論教育と実務教育の架橋の重要性を認識させることが重視されており、この点は、FD会議の場でも、議論され、ほぼ共通の理解に達している⁷¹。

⁷⁰ 教員アンケートの回答より

⁷¹ 2007年5月のFD会議で、教員アンケートをもとに、集中的に検討した。(別添資料12)

(3) 理論教育の側からは、実務教育との架橋をどう意識し、架橋をはかろうとしてきたか。

研究者教員には、実務を知らないという大きな制約があるが、法科大学院の開設以来、実務を知るため、様々な機会を活用し、また、実務書を教育内容に取り込む努力を重ねてきている。こうした努力を通じて、理論家教員も、実務家に必要な知識は何かという視点から、教育対象を目的意識的に取捨選択するようになっており、実務との架橋を強く意識した理論教育を行うようになってきている。過去に理論教育が実務において役に立たなかったとするなら、それは「理論教育」の故ではなく、その理論が「紛争解決の全体に対応できる実定法横断的な理論」としての広がり、深さに欠けていたからであるとアンケートに回答する教員もいる。こうした認識にたつて、架橋への模索を続けている。幸い、本法科大学院は実務家教員の割合が高いため、理論家教員は、実務家教員と日常的に議論できる環境のもと、共同の研究会をもち、また、授業計画について実務家教員と相談をするなかで、実務を強く意識した理論教育を展開する努力をしてきており、少しずつ効果をあげてきている⁷²。

(4) 本学の理論教育と実務教育の架橋の水準は、こうした議論の積み重ね、努力のなかで、着実に向上してきている。明治学院大学には、どこかに理論教育と実務教育の架橋を実現できているスーパースターがおりこれに追従するという発想になじまないリベラルな学風があり、本法科大学院は、一人一人の教員の自己改革を通して、これを実現しようとしてきている。開設後ようやく四年目にはいった段階にすぎず、理論教育と実務教育の架橋、あるいは、この枠組み自体が不要になる、本来の意味での法曹養成教育の実現には、まだ道は遠く、本法科大学院の試みも、まだ試行錯誤の段階にあると認識している。

(5) 授業において、教員は両者の架橋を具体的にどのように実践してきているか。

教員アンケートの回答から、こうした実践例を抜き出すなら、

「実際の問題を取り上げ、原告側、被告側双方の立場からどのような主張ができるかという問いかけのかたちをとりいれながら授業を進める」

「要件事実教育とは異なる、新しい実体法の教育方法によって、厳密な要件分析においては、適用の余地のないはずの法文が類推適用されることを理論的に理解し、実務の運用を納得させる」

「実務的な問題に遭遇し、それに対して理論を探ることにより解決することの重要性を意識させるようにし、理論を応用できる力をつけさせる」

－①「教員アンケートよりの抜粋」(2007年5月30日FD会議資料)参照

⁷² 民事法教員は、ほぼ週一回のペースで、民事法の授業改善のため会合を重ねているが、理論家教員と実務家教員から構成されるので、これは、理論家教員が実務との架橋を意識する場所となっている。刑事法教員は、刑事法判例研究会が定期的に開催され、理論家教員と実務家教員から構成されるので、これは、理論家教員が実務との架橋を意識する場所となっている。

「定期的に実務家理論家をまじえた判例研究会を行い、判例の意義を理論的観点、実務的観点の双方から検討」

「実務家からの見方を、授業内容に導入」

「自らが手がけた訴訟資料を適宜使用しながら、架橋」

「それぞれの立場性を持った主張や反論の課題を与える」

「理論を与えられた事実の中で具体的に用いるように指導」

「結果の妥当性の検証を心がける」

「わかりやすい人を説得する言葉を身につけさせる」等々、

それぞれの教員が、それぞれ工夫により、理論教育と実務教育の架橋を実現しようと努力していることが見てとれる。

(6) 本法科大学院のカリキュラムは、構成自体が、法理論の基礎から応用力への積み重ねと、実務的能力の段階的積み重ねとを相互に対応させながら、一年次から三年次まで積み上げて行く構造となっており、法科大学院の教育が理論と実務の架橋をめざすものであることを当然の前提として制度設計されている。

ア 法律基本科目でも、二年次の「応用」系の科目、三年次の「総合演習」系の科目は、いずれも必修科目であるが、その内容自体が、理論と実務の架橋をはかる科目として意識されている。二年次の「応用」系の科目は、理論家教員も実務家教員も担当するが、理論家が担当する場合には、この段階では実務をかなり意識しながら授業展開がなされている。三年次の「総合演習」系の科目では、実務家が理論を意識しながら授業展開がなされている。

イ 実務基礎科目に位置づけられる法律文書作成1,2、ローヤリング、リーガルクリニック、民事訴訟実務の基礎1,2、刑事訴訟実務の基礎1,2等も、理論と実務の架橋をはかる科目として位置づけられている。

「法律文書作成1」は、一年次に配当されているが、2006年度までは、導入的教育の意義ももたせて一年次春学期に設定されていたが、2007年度より、一年次秋学期に配当することになった。「法律文書作成1」を一年次春学期に配置することは、導入時教育として、実務に関心をもたせるという意味はあるものの、他方、より高度で効果の高い教育を追求するためには、法律基本科目をまったく履修していない段階での「法律文書作成1」では、理論と実務を架橋する科目として、扱える教材が極めて限定されてしまい、十分に効果を発揮できないことが認識されたためである。このように、カリキュラム改正に際しても架橋が十分に意識されている。

ウ 理論教育と実務教育の架橋をはかる試みとして本法科大学院が、その成功の鍵を握る科目としてとくに重視しているのは、臨床実務教育としてのリーガルクリニックで、この内容の改善・充実のために、本法科大学院は、これまで多くのエネルギーを割いてきてい

る。カリキュラム上、1単位であったものを4単位化して、学生の参加を促すとともに、リーガルクリニックで扱った案件は、最終成果の報告として、中間報告会、最終報告会の場で、理論家教員、弁護士も参加する大人数の場所で、学生が案件と解決についての報告をし、これに基づいて、活発な議論をしており、理論教育と実務教育の架橋が、まさに目に見えるかたちで行われている。

エ 展開科目群（演習）として位置づけられている判例演習系の科目は、判例を通じて実務における理論の位置を認識させる科目として、設定されており、担当者には、理論家、実務家の双方が含まれるが、理論と実務の架橋をはかる科目の一つとして役立っている。

オ もちろん、民事法においては要件事実論の教育もなされており、二年次以降、授業のなかで、かなり取り扱われている。なお、要件事実論については、外部から講師を招いて、民事法の教員に限らず、勉強会を開催するなどして、教員の研鑽も行っている。

（7）教員アンケートを通じて、理論と実務の架橋をはかるため、どのような方策が有益かについても調査し、架橋のための今後の課題を明らかにする努力もしている。

そこで指摘されているのは次のような諸点である。

「理論家教員と実務家教員による、教材の相互チェックも必要である。」

「同一授業を理論家と実務家が担当することは理想的だが、そこまで行かず、両者が分担するオムニバス形式の授業でも、授業内容にまで立ち入って打ち合わせるなら、有意義である。」

「要件事実論的思考（攻撃防御のための素材としての実体法）をもとに実体法と手続法を一緒に教えることが大切である。」

「授業参観は重要で、時間の許す限り授業参観を行うことで、理論教育、実務教育を学びつつ、自らの授業に役立てることが有用である。」

「二、三年次の教育については、訴訟資料の教材化の工夫とともに、多少の時間をかけることも許容されるだけの柔軟な時間枠の設定が必要で、二、三年次には連続した授業コマの拡大が必要である。」

「複数の教員が担当して一つの事案に関する領域横断的な教育をすることが有益である。」

このように、架橋をはかるためには、多角的な努力が必要で、教材の工夫、複数教員が担当する授業の増加、時間数、実体法と手続法を融合した授業の必要性等が指摘されている。

2 点検評価

本法科大学院は、理論教育と実務教育の架橋を目指した授業は比較的多く、質的、量的に充実しているといえるし、着実に発展してきていると評価できる。

実務家教員も多く、実務家教員も理論教育の重要性を意識して、授業内容の改善が行われている。

また、臨床科目も多く、そこでも、理論と実務の架橋の努力が行われている。

本法科大学院のカリキュラム自体が理論教育と実務教育の架橋をベースにおいて設計されており、その意図するところはそれなりに実現されていると評価できる。

3 自己評定

A-～B+

4 改善計画

今後、理論家教員と実務家教員による様々な形態の共同授業を試みることを検討している。法曹倫理では、法曹三者が一堂に会してディスカッションする授業の設定が有益であったため、このようなかたちで、他の科目についても行うことも必要であるが、半年の授業の全部に両者が同席することは架橋の実現にとって必ずしも有効ではないので、架橋が必要な回に両者が出席して授業する授業形態の導入を検討している。

6-2-2 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1 現状

(1) 臨床実務科目の概観

本法科大学院の臨床実務科目は、「ローヤリング」「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」といった学内で実施するシミュレーションや模擬裁判を中心とした科目と、学外の弁護士事務所などで実施する「エクスターンシップ」や「リーガルクリニック」といった科目から構成されている。

これら学内・学外で実施される臨床実務科目の履修のために、その基礎となる「法情報処理」や「法律文書作成」といった科目も実務基礎科目として設置されており、一年次の必修科目として、法律実務の基礎的な能力を修得させることとなっている。さらに「法曹倫理」により、法曹として実務に携わるに際しての遵守すべき誠実義務や守秘義務等倫理原則の理解をさせることとなっている。また、学外で実施される「エクスターンシップ」や「リーガルクリニック」を履修するに際しては、守秘義務を遵守する旨の誓約書⁷³を提出させるとともに、違反した場合には、学則により退学等の処分を科する旨を規定することでこれを担保している。

これら臨床実務関連科目の履修の流れや履修年次については、「法律実務基礎科目とその履修の流れ」⁷⁴のとおりである。2007年のカリキュラム改革により、名称の変更とともに、「リーガルクリニック」のように単位数を1単位から4単位に増やしている。これら臨床実務科目も、一年次から三年次まで段階的に修得することができるような構造となっている。

なかでも、理論と実務の架橋をはかるために特に重視しているのが「リーガルクリニック」である。これは、國學院大學、東海大学、獨協大学とともに四大学が共同で、國學院大學内に設置された東京弁護士会による公設事務所「渋谷パブリック法律事務所」において実施している。この内容の改善・充実のために、本法科大学院は、多くのエネルギーを割いてきているが、カリキュラム上4単位化して、学生の参加を促すとともに、リーガルクリニックで扱った案件のうち代表的なものは、最終成果の報告として、中間報告会、最終報告会の場で、理論家教員、弁護士も参加する大人数の場所で、学生が案件と解決についての報告をし、これに基づいて活発な議論を行っている。また、四大学と渋谷パブリック法律事務所の間では、定期的に合同リーガルクリニック運営委員会を開催し、「リーガルクリニック」の教育内容、成績評価の方法、その基準の検討や共通化、また研究者教員の関わり方などについても議論する場を設け、その結果などを常にリーガルクリニックに反映するなど積極的に精力を注いでいる⁷⁵。

⁷³ 別添資料14-③「誓約書」(守秘義務誓約書フォーム)

⁷⁴ 別添資料14-①・②「法律実務基礎科目とその履修の流れ(04~06)」・「法律実務基礎科目とその履修の流れ(07~)」

⁷⁵ 別添資料14-⑦ 法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム/臨床法学教育シンポジウム「リーガルクリニックの明日へのステップのために」91頁~93頁

「エクスターンシップ」および「リーガルクリニック」の履修者数

	エクスターンシップ	リーガルクリニック
2004年度	6（2事務所）	未開講
2005年度	12（4事務所）	3
2006年度	23（6事務所・法務省）	7
2007年度	23（8事務所・法務省）	11

(2) 科目毎の実施

ア ローヤリングの内容

「ローヤリング」の授業内容としては、一年次履修の「法情報処理」や「法律文書作成」などの科目で法情報処理能力や法律文書作成能力はカバーしているので、それらを除いた内容、つまり面接・相談の技能、交渉・説得の技能などを中心として、事実の法的分析能力や法的推論技能を高めるための事例演習などを、実務家を中心となり、実施してきている。

実施時期については、設立当初から二年次の秋学期ということで実施してきたが、「エクスターンシップ」など学外で臨床実務科目を履修するに際して、学内でシミュレーション的に、これらの経験を積むことが大事だということで、2007年度のカリキュラム改革以降は、二年次の春学期に履修ができるようになっている。また、面接・相談の技能についても、その理論的な考察が必要だということで、2007年度からは、臨床心理学の専門教員である心理学部の教授に、最初の三回ほどは、担当してもらっている。カウンセリングの技法を学ぶことで、依頼者の立場に立って法律相談をすることの重要性を認識してもらうことを目的としたが、学生のアンケートの結果から判断すると、この試みは成功している。

「ローヤリング」の実施方法としては、クラスを三クラスに分け、10名から20名程度の履修者とするとし、最初の三回は、合同クラスで心理学部教授による授業、その後は各クラス毎に、ローヤリングとはなにかなどのローヤリングの目的を扱う際には、共通の教材を利用して実施しているが、事例教材は各自用意したものを利用して実施している。評価は各自がレポートにより行っている。

イ 民事訴訟実務の基礎・刑事訴訟実務の基礎

授業内容としては、「民事訴訟実務の基礎」および「刑事訴訟実務の基礎」は、ともに、必修科目である「民事訴訟実務の基礎1」・「刑事訴訟実務の基礎1」と、選択必修科目としての「民事訴訟実務の基礎2」ならびに「刑事訴訟実務の基礎2」とに分けて、設置されており、それぞれ以下のような内容で実施されている。

「民事訴訟実務の基礎1」は、民事訴訟手続に沿った訴訟実務上の諸問題（事実認定、要件事実論や訴訟運営上の問題を含む）を、「民事訴訟実務の基礎2」は、司法研修所による民事事実認定教材を利用した証人尋問や準備書面の提出・検討などを経て、模擬裁判を実施するなどを行っている。後者については、学内の法廷教室を利用して、派遣裁判官と、

それぞれのクラスに弁護士2名の教員が担当教員として指導にあっている。

「刑事訴訟実務の基礎1」は、「事件記録教材」を利用して、捜査・公訴・公判における法曹三者の役割や果たすべき職務の内容を理解することを、また「刑事訴訟実務の基礎2」については、派遣検事と弁護士教員により、業務上横領事件における横領行為の認定、殺意の認定、自白の信用性などの理解、また法廷教室を利用してロールプレイや交互尋問の実施などを行っている。2007年度には、模擬接見も行われている。

入学者の増加につれて、当初は各科目共一クラスでスタートしたが、それぞれ二クラス化して対応している。選択必修科目である訴訟実務の基礎2のほうは、履修者が少ない年度もあったが、履修指導などにより、最近ではほとんどの学生が履修する科目となっている。成績評価については、授業への取り組みや期中のレポート・期末のレポートなどにより行われている。

ウ エクスターンシップ

「エクスターンシップ」は、学外の弁護士事務所などにおいて実施する臨床実務教育の科目であり、その授業内容は、法科大学院で指定した弁護士事務所や法務省（法務省のエクスターンシップは2006年度から参加、2007年度も1名派遣）へ、学内での希望者から選抜されたものが派遣され、担当弁護士等の指導のもと、法律実務に携わるものである。その実施時期は、当初は、二年次の秋学期に特定の曜日を指定することとしてきたが、集中して実施するほうが効果があがるということで、現状では、夏期休暇期間中に1週間程度の期間に実施しているのがほとんどである。

派遣先事務所との間では、あらかじめ大まかな目的や評価などの基本的な事項を確認して実施しているが、それでも、ほとんどの場合、派遣先事務所の担当弁護士に、内容も含め、方法を任せる部分が大きく、そのような運用の中で成果はあがっているが、それでも、授業内容を十分にコントロールできないという問題を抱えていることは否定できない。成績評価の問題があるので、成績評価表⁷⁶をあらかじめ派遣先事務所へ示して、事務所により大きな差がでないように評価ポイントと評価段階の基準により、評価の統一性を確保するべく努力している。

学生の参加者も、上記の表のとおり、年々倍増してきており、今年度は、23名（法務省も含め）の履修者がいる。希望者も年々増加してきてはいるが、面接を実施するなど履修者を決定している。また学生の希望に沿うようにこれまで実施時期や事務所の数を増やすなどの努力もしてきている。

参加した学生の評価は、一様に効果があったというものであり、法律実務を現場に近いところで体験することにより法理論の意味を再認識した、法曹になる動機を再確認できたなど、後輩にも勧めたい科目として評価する者が非常に多い。また参加学生の実事関係の把握能力・分析力や積極性などは参加前と比較すると格段に良くなっており、設立の初期段階には、少なからず不安を抱えてスタートしたが、このような実務経験がその後の学習における成績にも反映してきている。

⁷⁶ 別添資料14-④「2007年度エクスターンシップ成績評価表」

エ リーガルクリニック

「リーガルクリニック」は、國學院大學内に東京弁護士会により設置された公設事務所「渋谷パブリック法律事務所」において、國學院大學法科大学院、東海大学法科大学院、獨協大学法科大学院とともに四大学が共同で実施している、理論と実務の架橋を総合的に実現する臨床法学教育のための臨床実務科目である。

内容的には、法律事務所での相談事例のうち、依頼人の承諾を得、かつ学習効果があると判断されるものを取り上げ、相談に立会い、相談案件に関する法的問題の整理分析や、相談事例の解決のための文書作成などを行い、依頼者のために解決に必要なアドバイスを担当弁護士の指導のもと提供することなどを通じて、学生は、相談事例を解決する過程のなかで、理論が実践にどのように関係するのかなどを体験し、法曹のマインドとスキルを修得するものである。参加する学生は、二人ずつペアとなり、担当弁護士の指導のもと、相談事例に関与することとなっている。

本法科大学院は、この「リーガルクリニック」に多くのエネルギーを割いてきているが、今年度からカリキュラム上4単位化して、学生の参加を更に促すとともに、リーガルクリニックで扱った案件のうち代表的なものは、最終成果の報告として、四法科大学院と渋谷パブリック法律事務所が共同で、中間報告会および最終報告会を開催して、学生がチーム毎に、担当案件と解決についての報告をし、これに基づいて活発な議論を行っている。ときに、激しい議論の応酬が行われることもあり、理論教育と実務教育の架橋を図る教育としても貴重な実践の場となっている。実施時期は、四法科大学院で協議した結果、三年次の春学期に実施することが適切であるとして実行してきているが、担当案件の結果を見届けないまま終了してしまうので実施時期を検討すべきであるという意見もある。

また、四法科大学院と渋谷パブリック法律事務所の間では、リーガルクリニックの教育内容、成績評価の方法、その基準の検討や共通化、また研究者教員の関わり方などについても定期的に議論する場を設けるなど積極的に精力を注いでいる。この成績評価については、四法科大学院で共通の成績判定原簿⁷⁷を作成して、各担当弁護士による評価をもとに担当教員が最終的に決定しているが、必要に応じて担当教員と指導教員との間で協議を行うなどして、評価の客観性を担保している。また四法科大学院と渋谷パブリック法律事務所の間で、原則として二ヶ月に一度の割合で、定期的にリーガルクリニック運営委員会を開催するなど、この内容の改善・充実を図ってきており、その成果もあげている。

参加者は、上記の表にあるとおり、2005年の初年度から参加学生の数も増加してきており、履修した学生も、負担は重く、時間的にはとられるものの、臨場感をもって法律実務にかかわることにより、判例や学説が目的達成のためだとの認識を得るなど理論の実用化、法曹という仕事に対する関心や動機を高めることになった、後輩にも是非推薦したいなどの感想を述べる者が多く、リーガルクリニックに対して高い評価を与えている。また、履修した学生のその後の学習への取組み意欲や意識の向上に十分なる効果が認められるとい

⁷⁷ 「リーガルクリニック成績判定原簿」(別添資料14-⑦「リーガルクリニックの明日へのステップのために」87頁)

うのが教員の一致した評価である。

2 点検評価

本法科大学院では、カリキュラム自体が、理論と実務の架橋をベースにおいており、「エクスターンシップ」と「リーガルクリニック」で代表される学外での臨床実務教育と、学内で実施する「法情報処理」、「法律文書作成」、「ローヤリング」、「民事訴訟実務の基礎」および「刑事訴訟実務の基礎」による臨床実務教育を、理論と実務の架橋をはかる科目として位置づけており、質的、量的に充実しているといえる。

本法科大学院においては、学外だけでなく、学内においても実務家教員により実務を主体とした授業を行っていることから、全在學生に「法科大学院教育研究賠償責任保険」への加入を義務付けており、更に学外で実施する「エクスターンシップ」と「リーガルクリニック」への参加に際しては守秘義務等の誓約書の提出を義務付け、また依頼者との法律相談等に当たっては、依頼者の同意を得た上で実施しており、必要な配慮が払われている。

初年度以降、これら臨床実務教育については、当初は試行錯誤の繰返しであったものの、学生の意見や前記のように合同リーガルクリニック運営委員会の定期的な会合、また2005年からの文部科学省選定の「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」において実施したシンポジウムなどを通じて、各方面から得られた意見などを反映し、「リーガルクリニック」の単位数の増加や、「エクスターンシップ」の受入れ事務所の増加など改善に努めてきたことは評価できる。

学内で実施されている「ローヤリング」に関しては、面談技法などカウンセリングの専門家による授業を開始するなど、依頼者中心としたカウンセリングの理論や技法の修得をはじめとして、その教育内容について改善に着手したばかりの段階であって、また「訴訟実務の基礎」においても、模擬裁判などの本格的な実施については、まだ改善・改革が必要な状況であるが、2007年度のカリキュラム改革の推移を見ながら、更なる改善に向けた努力が必要であろう。

3 自己評定

A-～B+

4 改善計画

適切に実施している。

学外で実施している臨床法学教育について、「エクスターンシップ」を担当する法律事務所の間で、指導内容や方法等に関して必ずしも統一性がとれていないという状況や、大学側の研究者教員のより積極的な関与の必要性については、検討課題である。

現在「リーガルクリニック」において、協力研究者教員の担当分野とそのリストを提供するなど、関係する分野の事案に関して、法律相談後の討論などに研究者教員の積極的な参加をはかるということを実施することとなったが、法律相談自体への研究者教員の参加に

については、今後の検討課題となっている。

7-1-1 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。

1 現状

(1) 本学が理解する法曹像と法科大学院の教育目的との関係

本法科大学院は、キリスト教主義に基づく人格教育の伝統の上に開設した法科大学院として、「社会的弱者に優しい眼差しをもち、人々のために献身的に奉仕する」ことのできる法曹の養成を目指している。それには、法曹の社会的使命に共感し、社会正義を実現する情熱とこれを達成する高度な技能のどちらも必要とされる。本法科大学院は、修了生が将来どのような分野を専門とする法曹になるとしても、こうした姿勢を持ち続け、研鑽を怠ることなく、自らの能力を向上させて行ってほしいと考えている。

学生が「社会的弱者に優しい眼差しをもち、人々のために献身的に奉仕する」ことのできる法曹になるには、実務家教員の姿勢に学生が感銘を受け、確信をもって自らの生き方を選択して行くことが必要である。1-1-1で触れたように、本法科大学院は、何を学ぶかに力点を置いているというよりは、どのような法曹になるかに力点を置いた法曹像を持っている。

本法科大学院では、三年間の法科大学院の教育を通して獲得しうる能力、資質にはおのずと限界があるという現実をふまえて、法科大学院の教育では、修了生が将来どの分野をその専門領域として深めるとしても、これに対応でき、深めることができるよう、その前提となる基本的な能力、学力をしっかりと獲得させることに力点をおいている。すなわち、本法科大学院の教育の基本は、応用の基本は基礎の徹底にあるという考え方をベースにしている。

こうした基本姿勢を堅持しているので、本学の教育内容は、法科大学院として特に際だった特徴があるわけではない。基本の重視、基礎から応用へと体系的・段階的に展開するカリキュラムを通じて、迷ったら基本に立ち戻って自分で考えるという姿勢をもつ法曹になるよう教育している。

とはいえ、これは知識伝達型の教育では実現が難しい課題で、その実現には、教員の側の力量も必要である。本法科大学院が双方向型・多方向型の授業の定着をはかる努力をしているのも、これが基本に立ち戻って自分で考えるように学生を教育する有効な方法であると考えているからである。

(2) 本法科大学院が追求する法曹に必要な資質・能力

ア 本法科大学院は、教育目標として「法曹に必要とされる理論上、実務上の知識・技能についての応用力、実践的な専門教育を通じた、高度専門職たる法曹の社会的使命および職業倫理の通暁、かつ深い学識および卓越した能力を有する人材の養成」を掲げている⁷⁸。

本法科大学院は、これをより具体化して、法曹に必要なマインドとスキルについて、本

⁷⁸「明治学院大学大学院学則第6条」(別添資料2-①「2007年度大学院要覧別冊」31～32頁)

学独自の定式化をしているわけではない。開設当初より、日弁連法務研究財団の提示した「二つのマインド、七つのスキル」(マインド ①法曹としての使命・責任の自覚、②法曹倫理 スキル ①問題解決能力、②法的知識(基礎的法的知識、専門的法的知識、法情報調査)、③事実調査・事実認定能力、④法的分析・推論能力、⑤創造的・批判的検討能力、⑥法的議論・表現・説得能力、⑦コミュニケーション能力)を手掛かりとして、これまで、法曹に必要な資質・能力は何かについて議論を積み重ねてきている。これまでの議論を通じて、「二つのマインド、七つのスキル」に提示された個々の項目がすべて法曹に必要な能力、資質であることについて、教員の間で異論が出されたことはなく、この点については、共通理解が形成されている⁷⁹。

イ 本法科大学院では、「法曹に必要なマインドとスキル」についての基本的な検討の場を、これまで、二回、設けている。

最初は、開設当初の教授会で、日弁連法務研究財団の提示した「二つのマインド、七つのスキル」の紹介をふまえて、本法科大学院の法曹像とのすりあわせを行った。この時点では、同財団の「二つのマインド、七つのスキル」の内容はいずれも重要な内容であること、また、本学の教育を通じて、これらの獲得、涵養を目指すことが確認された。

その後、完成年度を迎えた2006年度の秋学期後半に、三年間の教育実践をふまえて、明治学院大学法科大学院の現状について、専任教員に対するアンケートを行い、このなかで、法曹に必要なマインド、スキルについても設問し、その回答結果をふまえて、2007年度のFD会議で、再度、検討を加えた。このFD会議の議論を通して、二つのマインド、七つのスキルのいずれについても、本法科大学院は、その涵養、養成に努めてきていることを確認できたし、また、一定程度、成功していることが確認できた。さらに、今後の課題も浮き彫りになった。

ウ 法曹に必要なマインドについてみると、法曹に必要な資質として、「二つのマインド」という日弁連法務研究財団の示した定式には、プロフェッショナルとしての使命感、責任感、職業倫理はいずれも基本的なもので重要であるものの、その定式化は、必ずしも必要にして十分なものとはいえない。むしろ、本法科大学院が目指す「社会的弱者に優しい眼差しをもち、人々のために献身的に奉仕する法曹を養成する」という観点からは、本法科大学院は、「何よりもまず社会的弱者や他者のために献身的に奉仕する人々への共感や想像力を培う必要があるが、それには社会にあってさまざまな体験を積んだ人々の話を聴きあるいは読み取りその体験に学ぶ機会が日常的に用意されている状況を作成する」必要があり、こうしたマインドを涵養するには、本法科大学院では、機会の提供がまだ十分でないことが指摘され、講演会を開催するなど学生がこうした問題を考えるきっかけをもっと提供する必要があることが提案されている⁸⁰。

法曹としての使命感、責任感、法曹倫理については、説明会の場でも強調し、入学時に

⁷⁹ 別添資料12-①「教員アンケート結果よりの抜粋」

⁸⁰ 別添資料12-①「教員アンケート結果よりの抜粋」

も強調し、授業科目である「法曹倫理」でも強調し、また、臨床教育に行く前にも強調し、その都度、法曹としての使命感、責任感の涵養、職業倫理としての法曹倫理の基本的な項目について理解させることに努めているが、本法科大学院が養成しようとしている法曹像に照らすなら、マインド面の教育をこれらのみに収斂させるような捉え方は適当でなく、講演会等の課外活動を通して、学生に考えさせるきっかけをもっと提供する必要がある。例えば、依頼人にとって経済的にもっとも有利な解決が、依頼人の希望を叶えることを意味しないこともあり、こうした場合に、法曹はどう考え、どう行動すべきかという問題は、法曹に問われる問題というよりは、人としての法曹に問われる問題で、人間性にかかわる重いテーマであるが、過去に、こうした問題を考えるにふさわしい講演会を、数回、開催してきている。今後、こうした機会をもっと増やす必要があることが指摘されている。また、2007年度にはいつてから、授業や講演を通じて、法曹実務家をはじめ、専任教員以外のお話を聞く場をできるだけ設けるよう努力してきている。

エ 法曹に必要なスキル面についてみると、本法科大学院の授業科目は、総じて、どれも、スキルの獲得をかなり重視している。法曹は法律の専門家であるが、これにとどまらず、実務法曹には、個々の法知識を活用して解決策を提示する際、その解決策が問題の根本的な解決にとって適切なものであるかを判断できる能力、すなわち、ゼネラリストとしての能力も必要で、法曹にはこうした能力も求められることを、学生に理解させる必要がある。このために重要なのは、展開科目群の科目である「裁判外紛争処理」や実務基礎科目である「ローヤリング」で、そこではこうしたADRの視点の重要性を教育している。臨床教育である「リーガルクリニック」も、個々の法知識を学ぶだけでは身につかないこうした視点を獲得する良い教育の場となっている。

オ 法務研究財団の提示する七つのスキル（問題解決能力、法的知識、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力）については、本学は、かなり意識的に追求してきており、もちろん、授業科目によって力点は異なるが、全体として、本学のカリキュラムを通じて、これらの能力の獲得が追求されている。

カ スキル面の獲得が十分に実現できているかということ、一クラスの人数がやや多すぎるのが、こうした能力の獲得にとって少なからぬ障害となっている。工夫はなされているが、クラス規模に伴う限界もある。授業に対する学生の側はかなり高い満足度とは裏腹に、教員の側には、この点で、まだ十分に教育できていないというもどかしさを感じていることがうかがえる⁸¹。なお、本法科大学院の三年次の総合演習系の科目は必修科目として仕上げの段階の教育であるが、この科目のクラスサイズを、2008年度以降、一クラス40名標準から一クラス20名標準にあらためる予算措置を取り、三年次の段階における少人数教育

⁸¹ 別添資料12-①「教員アンケート結果よりの抜粋」

の実現により、スキルの獲得を目指す更なる改善に取り組もうとしている。

(3) 法曹に必要な資質・能力を養成する具体的方策

ア 法曹に必要なマインドについては、教員にこうした側面の重要性を理解してもらい、各教員の授業において取り扱うことが適切な場面では、自らの経験をふまえて、授業で触れるようにしてもらっている。法曹という人の運命を左右する重大な責任を伴う職業の社会的責任の重さについては、実務家教員のみならず、理論家教員も、適宜、強調している。

(ア) 法曹としての使命・責任を自覚させるため、カリキュラム上は、とくに、ローヤリング、エクスターンシップやリーガルクリニックの臨床教育が有効で、法曹としての責任を自覚させることに役立っている。

また、課外活動では、教員が、自らの担当する死刑事件判決の上告審弁論に参加する機会を設けたり、あるいは、学生を法律事務所に招待して、その業務を見学する機会を提供し、法曹としての使命、責任の一端に触れさせるような努力をしてきている。

さらに、本学の卒業生であったトナミ運輸事件の原告の講演会を開催し、原告が望むものが何かを理解することの大切さを理解させ、賠償金の多寡では片づかない問題があることを理解させるような機会を設け、広い視野から、法曹としての仕事の意義と限界を理解させる努力をしている。学生の側の積極的な活動もあり、薬害訴訟にかかわっている学生が講演会を企画したこともあり、法科大学院としては、こうした企画を、可能な限り、サポートしてきている。

(イ) 法曹倫理については、本法科大学院は、開設当初より、一貫して、弁護士倫理に重きをおきつつも、法曹三者すべてに関与してもらい、それぞれの立場からの、法曹倫理に触れる授業科目として設定してきた。現在、1単位の必修科目として、二クラス開講し、内容としては、弁護士倫理では、利益相反、誠実義務、真実義務、報酬と説明義務等のテーマを扱い、さらに、裁判官倫理、検察官倫理を扱い、最後に、法曹三者の合同授業を行っている。こうした授業を通じて学生に法曹倫理の基本を理解させている。その他、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎で行われる、模擬裁判、模擬接見でも、個々の場面で、法曹倫理の一端に触れる機会を提供している。他に、リーガルクリニックでは、履修に際して、守秘義務を含め法曹倫理の基本的な項目について理解させる機会を事前に設けており、誓約書にサインさせるなどして守秘義務の徹底をはかるとともに、学生に守秘義務の重要性を理解させている。

(ウ) 社会的弱者に優しい眼差しをもち、人々のために献身的に奉仕するという姿勢も、広い意味では、法曹としてのマインドの一つとして本法科大学院は重視している。これは、トナミ運輸事件の原告の講演会の開催、こどもの権利に関する訴訟に関与してきた教員の講演会、死刑事件の最高裁での弁論の傍聴など、学生に考えさせるための講演会等の機会

を設ける努力をしている。また、本法科大学院は、条件の許す限り、障害を抱えた学生も受け入れているが、どうしても移動の際等に支障を生じることがあり、まわりの学生がこうした困難を抱える学生を助け合う環境が自然にできており、こうした環境も、本学がめざす、広い意味でのマインドの獲得にとっては、有利に作用している。

イ 法曹に必要な個々のスキルについて、本学では、以下に記すように、個々の授業科目を通じて、その獲得の努力をしている。教員アンケートを見ると、授業では、教員は、これらの能力を獲得させる意識的な努力をしてきている。

(ア) 科目群ごと

法律基本科目では、一年次（実定法基礎科目群の諸科目）には、②法的知識（基礎的法的知識、専門的法的知識）、④法的分析・推論能力、⑤創造的・批判的検討能力、⑥法的議論・表現・説得能力、⑦コミュニケーション能力が追求されている。二、三年次（「応用」系の科目、「総合演習」系の科目）には、これに加えて、①問題解決能力、③事実調査・事実認定能力が追求されている。これらは必修科目として構成されている。

実務基礎科目では、一年次（法情報処理、法律文書作成1）には、②法的知識（法情報調査）、③事実調査・事実認定能力、④法的分析・推論能力、⑥法的議論・表現・説得能力が、二、三年次（ローヤリング、エクスターンシップ、リーガルクリニック等の臨床科目、民事訴訟実務の基礎（含要件事実、模擬裁判）、刑事訴訟実務の基礎（含模擬裁判））には、①問題解決能力、③事実調査・事実認定能力、④法的分析・推論能力、⑤創造的・批判的検討能力、⑥法的議論・表現・説得能力、⑦コミュニケーション能力が追求されている。これらは、必修科目、選択必修科目として構成され、全員が、臨床教育または模擬裁判のいずれかまたは双方を体験するように、構成されている。

基礎法学・隣接・先端科目では、②法的知識（専門的法的知識、法情報調査）、④法的分析・推論能力、⑤創造的・批判的検討能力、⑥法的議論・表現・説得能力、⑦コミュニケーション能力が追求されている。法曹には広い視野が必要で、本法科大学院のカリキュラム構築のコンセプト上では、これらの科目は、基礎法学・隣接科目を、法律基本科目、実務基礎科目とならんで、教育の柱の一つとして位置づけつつ、さらに、先端科目は、基礎の徹底は先端に通じるという視点から、これらの三つの柱(法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目)の総合の上に設定される科目群として位置づけている⁸²。

展開科目群では、主として、②法的知識（専門的法的知識）が追求されているが、内容的には、基本から周辺へ展開する周辺科目への展開という性質の科目群と、社会的変化に伴う法の生成・変容という応用科目への展開という性質の科目群とから構成されている。時間の制約があるものの、展開科目群は、①問題解決能力、②法的知識（基礎的法的知識、専門的法的知識、法情報調査）、③事実調査・事実認定能力、④法的分析・推論能力、⑤創造的・批判的検討能力、⑥法的議論・表現・説得能力とも関係している。

⁸² 別添資料1-①「2008年度版法科大学院パンフレット」3頁参照。2007年度のカリキュラム改革の基本的なコンセプトが表現されている。

展開科目群（研究）は、学部におけるゼミに相当する科目で、法現象を基本的な問題に関連づけて理解できるような能力を養うことで、基礎への深化をはかることを目的としている。研究をしない教員の教育の質は劣化するのが宿命で、法科大学院教育の質を維持するためには、個々の教員の研究に即した授業科目を最低一つはもたせるべきであるという考え方に基づくものなので、一つは現代的テーマ、もう一つは古典的、基本的なテーマとすることを原則として、隔年毎に自由に選択して、テーマ設定することとなっている。このような性質のものであるから、その教育効果は、明確に設定されておらず、研究者養成の大学院と同じく、教員の姿勢を見て学生が学ぶという性質のものである。こうした教育における研究への配慮の姿勢は、本法科大学院の紀要である「明治学院大学法科大学院ローレビュー」がいち早く刊行されている背景の一つである。このような性質の科目群であるから、教員により、授業形態は、区々である。様々な能力の涵養をめざしており、その狙いは限定しにくい。①問題解決能力、②法的知識（基礎的法的知識、専門的法的知識、法情報調査）、③事実調査・事実認定能力、④法的分析・推論能力、⑤創造的・批判的検討能力、⑥法的議論・表現・説得能力、⑦コミュニケーション能力のすべてと関係するが、しかし、これらの能力の獲得が体系的に追求されているわけではなく、学生にこうした能力を獲得させるきっかけとなることを期待している。

展開科目群（演習）は、判例を素材とした研究である。法科大学院の教育では、判例と切り離された教育をすることはありえないが、他の授業科目では、判例を素材として、たっぷり時間をかける判例研究のような教育はどうしても不十分になることから、設置されている。①問題解決能力、②法的知識（基礎的法的知識、専門的法的知識、法情報調査）、③事実調査・事実認定能力、④法的分析・推論能力、⑤創造的・批判的検討能力、⑥法的議論・表現・説得能力が追求されている。

（イ）教育方法

教育方法としては、講義型の授業もあるが、大部分の授業では、双方向型の授業方法が採用され、実験的に、多方向型の授業方法が採用されている。双方向、多方向型の授業の狙いは、④法的分析・推論能力、⑥法的議論・表現・説得能力、⑦コミュニケーション能力の涵養にもある。

本法科大学院では、IT機器、IT環境を法学教育に積極的に利用しており、本法科大学院のIT機器の活用能力は、教員、学生とも、かなり高い水準にある。単に法情報の獲得の手段としてではなく、判例分析や条文解析のための学習のツールとしての活用、また、法律文書作成能力の獲得の側面も重視している。これらは、②法的知識（基礎的法的知識、専門的法的知識、法情報調査）、③事実調査・事実認定能力、④法的分析・推論能力、⑥法的議論・表現・説得能力、⑦コミュニケーション能力の獲得にも役立っている。

ウ 教員アンケートに見る、スキル面の教育に関する認識

スキル面の獲得について、教員に対するアンケートでは、次のような記述があり、おおむね、上述の記述を裏付けている。

「どの科目で、どの資質・能力が磨かれるというほど単純化はできない」

「確実な法知識はらせん状のカリキュラムを通じて実現されている」

「対話型の授業（思考力・判断力）、小テストによる知識の定着、定期試験の添削（構成力・表現力）」

「基礎科目では、二つのマインドはもちろんのこと、①問題解決能力、②法的知識、④法的分析・推論能力などが特に重視されているが、事例演習や応用では、①問題解決能力、③事実調査・事実認定能力、⑤創造的・批判的検討能力、⑥法的議論・表現・説得能力、⑦コミュニケーション能力が特に重視される。②④⑥はほぼ追求されていると思います。授業内容がそうになっていますから。」

「双方向授業や個別の学生との面談を通じて、マインドやスキルの養成が行われていると感じる。」

「基礎科目、応用科目、総合演習科目、ローヤリング・エクスターンシップ・クリニックなど段階的にスキルを養成する、および「法曹倫理」「国際人権法」「環境法」などからマインドを養成する。」

「カリキュラム上ではそれらが追求されているように思われる。しかし、実際に各授業において、スキルはかなり追求されているのではないかとの感を抱いているが、スキルを支えスキルに支えられたマインドの養成が現実にはどの程度追求されているかどうかはわからない。」

「七つのスキルは、コミュニケーション能力を除くと、法律科目すべてで追求されていると感じる。コミュニケーション能力は、科目名でいうと、エクスターンシップ（リーガルクリニック）及びローヤリングで追求されているように思える。」

「基本科目においても、常に、法曹としてどう考えるべきか、どう行動すべきかという視点を欠かさないようにしている。その上で、一年次の基礎科目→二年次の応用科目→三年次の総合演習・実務の基礎という学習体系の枠組みを通じて、単なる知識、単なる技術ではない学習を行い、基本科目の中で法曹に必要なマインドとスキルが追求されている。」

「ローヤリング等の法律実務科目、先端科目中の実務に近い科目によって「実務家の視点」を、基礎法学その他研究科目等によって「研究者の視点」を感得する機会を与えている。」

2 点検評価

本法科大学院は、司法制度改革審議会意見書の問題提起を受け止めて、法科大学院カリキュラムの設計をしてきた。今回の自己点検を通して、本法科大学院のカリキュラムは、この狙いに沿って適切に計画され、実現されていると評価できる。

マインドとスキルの涵養が適切に行われているか。この点は、まだ改善の余地がある。選択科目、選択必修科目となっているものでも、重要な科目があるにもかかわらず、履修要件を満たせば良いということで、学生が履修しない場合がある（臨床系の科目で、学期制のため二科目に分けているが、本法科大学院としては、両方の科目の履修を期待している科目で履修されない場合が生じている）。この点については、より強い履修指導が必要で

ある。

新司法試験に関連の深い科目で、履修者が多い科目はいくつか存在するが、他の選択科目も開店休業というわけではなく、履修者がおり、分散して履修している状態なので、学生は、おおむね、適切に、本法科大学院が期待している科目履修をしている。履修希望者が多い科目については、なんらかの工夫が必要だが、履修制限による解決は、必ずしも適当でないので、是々非々の判断によらずとも、こうした問題の解決の方策について検討の必要がある。

3 自己評定

A-～B+

4 改善計画

履修指導の強化、外部の者による講演会等は、計画性をもってより積極的に取り組むことを計画している。

8-1-1 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1 現状

教育の実施に必要な施設・設備と、学習に必要な設備・施設とは、桂坂校舎（12号館 法科大学院専用棟で10号館からは歩いて6～7分かかる場所にある）、10号館（法科大学院専用棟で本館の隣の建物である）、本館（学部と共用）、ヘボン館（学部と共用）にある（別添資料を参照）⁸³。

（1）教育の実施に必要な施設・設備

ア 講義室

桂坂校舎（12号館）にあるのは、1階の12101室（収容定員58名）と3階の12301室（収容定員60名）の二つである。10号館にあるのは、1階の10101室（収容定員60名）である。以上三つの教室は、教員と院生又は院生相互の双方向の議論がしやすいように、馬蹄型に座席を配列している。本館4階には、1401室（収容定員55名）、1402室（収容定員45名）、1403室（収容定員45名）、1404室（収容定員名24名）、1405室（収容定員108名）、1406室（収容定員108名）の六つの教室がある。

イ 法廷教室

10号館2階には、法廷教室である10201室（法廷以外にある座席数は40である）が設置されている。4台のカメラと録画・再生装置やテレビ会議システムを備え、模擬裁判とローヤリングのロールプレイを映像と音声で再現できる。法廷教室では、「裁判外紛争処理」、「民事実務の基礎」、「刑事実務の基礎」、「公法総合演習」などの授業が行われている。

ウ 情報処理実習室

ヘボン館地階及び本館地階に法情処理実習室（収容定員36名）が六つあり、そこで法情処理演習などの授業が行われる。

エ 個別指導室

桂坂校舎（12号館）1階にガラス張りの個別指導室（収容定員6名）があり、教員及び助手が個別的な指導をする際に使用されるが、専任教員のオフィスアワーは個人研究室で行われることが多い。ここは、空いている時間帯は、学生の自主ゼミ場としても使用される。

オ 応接室

10号館1階の応接室は、学生がじっくり質問することができ教員が時間をかけて答えたい場合に使用される。通常は施錠されており、同じ階にある法科大学院事務室で、教員が

⁸³ 別添資料15-①～④ 施設・設備資料

鍵を借り使用することができる。

(2) 学習に必要な施設・設備

ア 自習室

四つの自習室はすべて桂坂校舎（12号館）ある。学生の収容定員は240名であるのに対し、自習室の総座席数は264である。自習室には、キャレルの集合の仕方を工夫し、それぞれの自習室の雰囲気には差異を持たせた。4階には自習室1（座席数128）と自習室2（座席数22）があり、自習室2は討論室としても利用されている。3階の自習室の座席数は70である。1階の自習室の座席数は、44である。席数は、現状、登録修了生の分も含め、学生数に対して十分であるが、学生によっては、本館にある白金図書館（大学の中央図書館）で、自習するほうを好んでいる者もいる。自習室のある桂坂校舎（12号館）の開館日は、明治学院創立記念日、降誕節、正月三が日を除く毎日である。開館時間は、月曜日から土曜日までは午前8時から午後11時までで、日曜日・祝日は午前10時から午後10時までである（「明治学院大学桂坂校舎院生利用規程」参照⁸⁴）。

イ 討論室

桂坂校舎（12号館）4階に一つの討論室と、3階に二つの討論室が用意されている。収容人員はそれぞれ22名、8名と4名であるが、3階の二つの討論室を仕切るパーティションを収納すれば、12名が使用できる。学生の自主ゼミ用である。

ウ 法情報資料室図書

自習室のある桂坂校舎（12号館）に法情報資料室を置き、そこによく利用される図書を所蔵し、白金図書館分室の機能を持たせている。法情報資料室には、DVD及びCD-ROMから情報検索するためのパソコン4台とプリンター1台、及びコピー機1台が設置されている。法情報資料室の図書及び情報源については8-1-2で説明するのでここでは省く。

エ PC室

桂坂校舎3階にPC室があり、そこに、パソコン6台、プリンター3台、スキャナー1台が設置してある。ほとんどの学生は、私物のノート型パソコンを法科大学院に持参しているが、貸出用のノート型パソコンが46台あり、学生は、桂坂校舎事務室で借りることができる。

また、PC室の他にも、4階自習室2にパソコン1台、プリンター1台、1階自習室にパソコン3台、スキャナ1台、自習室外のロビーラウンジにプリンター1台を設置している。

オ ラウンジ

桂坂校舎2階に学生用ラウンジ（席数24）があり、日刊新聞が置かれている。そこを、

⁸⁴ 別添資料2-①「2007年度大学院要覧別冊」66頁～68頁

休憩、歓談、飲食に利用している。ラウンジは、学生間の勉強の話及び情報交換の場としても役に立っている。1階の窓側にも、3台のテーブル及び6脚の椅子が用意され、ここでは、飲食はできないが学生が自由に議論できるようになっている。

カ ロッカー・スペース

桂坂校舎（12号館）3階に276人分のロッカーがあり、学習に必要な私物を収納しておくことができる。

（3）教室と自習室のIT環境

ア WEB接続

10号館と桂坂校舎（12号館）の自習室、法情報資料室、PC室を含めたすべての教室において、本館でも1401室・1406室において、各座席に情報コンセントと電源コンセントが用意されており、パソコンさえあれば、いつでもWEBに接続できる環境となっている。本館のその他の教室でも、無線LANを設置しているので、無線LANカードがあるか又はそれが内蔵されているパソコンならば、WEBに接続できる環境となっている。

イ 遠隔授業システム

10号館2階の法廷教室と桂坂校舎および渋谷パブリック法律事務所を、インターネットを利用したテレビ会議システムで結び、遠隔授業や遠隔模擬裁判ができる環境が整えられている。また、桂坂校舎の1階と3階の教室をこのテレビ会議システムで結び、授業や課外授業などを行うことも実行している。

2 点検・評価

教室が本館と10号館と桂坂校舎の三ヶ所に分かれていることが、教室間及び自習室・教室間の移動時間を増加させるので、問題である。また、座席数は確保しているものの、一人当たりのキャレル又は座席の幅が80cm前後（場所により若干差がある）であり、空間にキャレルが密集している点については、学生の不満は強い（キャレル相互の目隠しのための仕切りを高くするといった程度の対応はした）。これらは、法科大学院のためのスペースをまとめて確保することができなかったことに原因がある。スペースは都心にあっては高価であり、そもそも入手することが困難であることことから、問題の原因が分かっても、改善は容易でない。

3 自己評価

B

4 改善計画

大学は、10号館と桂坂校舎（12号館）の中間地点に土地を入手した。そこに、2009年4

月には新校舎が竣工する予定であり、法科大学院の教室及び施設等が入ることになっているので、教室間の移動時間の問題や自習室との間との移動時間などにおいて、多少の改善が見込まれる。

8-1-2 教育及び学習上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1 現状

紙媒体の情報源（図書・雑誌）は、配架場所（白金図書館か桂坂校舎＝12号館）に係わらず、大学図書館が一括管理している。大学図書館職員の1名が、法科大学院予算で購入する図書館管理の図書・雑誌の受け入れについて、専門的に担当している。法科大学院の図書予算で購入する図書・雑誌の選書については、法科大学院長（法務職研究科長）により任命された3名の図書委員（法科大学院の専任教員）が中心になって、大学図書館と担当者の協力を得て行っている。

和書の選書方法は、我が国で出版された法律書誌情報を入手し、その中から、法科大学院生の学習及び教育に関連があるものと学術的価値の高いものを選んでおり、網羅的な選書ができています。学生の学習に密接な関連があっても、個人で購入すべきもので大学図書館の蔵書としてふさわしくないものは除いています。洋書については、教員にとって研究上の必要性の高いものを選書しています。和書と洋書の間では、和書の選書を明らかに優先させ、また法理論だけでなく、従来より、法実務を指向した選書を行っています。学生の購入希望については、大学図書館の購入希望図書申請制度に従い上がってきた希望を、最終的に、図書委員が判断して、購入の可否を決めています。配架場所は、学生の学習・教育に関連があるものは、白金図書館と桂坂校舎（12号館）の両方に1冊ずつ配架し、学術的価値を基準に購入したものは白金図書館だけに配架しています。

電子媒体の情報源（DVD又はCD／ROM、WEB上の情報源）の利用環境については、桂坂校舎（12号館）2階の手狭な法情報資料室を補うために、また、情報へのアクセス改善のためにも、財政事情が許す限り、整備してきた。

（1）紙媒体の情報源（図書・雑誌）とその利用環境

ア 桂坂校舎（12号館）2階の法情報資料室及び自習室で利用可能な紙媒体の図書・雑誌
法科大学院の学生が学習において頻繁に利用する教科書、基本書、参考書、注釈書、判例解説及び雑誌を、法情報資料室と自習室に配架している（別添「桂坂校舎所蔵の図書・雑誌のリスト」参照⁸⁵）。ここの図書・雑誌は、館外貸出しはしない。なお、最高裁判例解説等重要な文献は、法情報資料室と自習室に複数部数配架している。法情報資料室の開室時間は、平日の午前9時から午後10時30分まで、日曜日・祝日の午前10時から午後9時30分までである。自習室の開室時間は、平日の午前8時から午後11時まで、日曜日・祝日の午前10時から午後10時までである。コピー機1台が法情報資料室に設置されている。

イ 本館に所在する白金図書館で利用可能な紙媒体での図書・雑誌

白金図書館は横浜校舎にある横浜図書館とともに大学図書館を形成し、大学図書館には、

⁸⁵ 別添資料16-①～⑤ 図書・電子情報資料

法律分野だけでなく幅広い分野の古い和洋図書及び和洋雑誌のバックナンバーをはじめとして、100万冊の文献等が所蔵されている（別添「大学図書館所蔵の図書の冊数と雑誌タイトル数」参照）。ここの図書・雑誌の多くは、図書館内での閲覧・複写だけでなく、館外貸出しができる。白金図書館の授業期間中の開館時間は、月曜日～金曜日が午前9時から午後10時まで、土曜日は午前9時から午後8時までである（試験期間中は日曜日も開館）。なお、休暇期間は時間を短縮して開館している。

（2）DVD又はCD／ROMの媒体の情報源とその利用環境

ア 法情報資料室で利用できるDVD又はCD／ROMは、金融・商事判DVD、最高裁判所判例解説DVD、ジュリストDVD、旬刊金融法務事情DVD、判例タイムズDVD、判例百選DVD、邦文法律雑誌記事索引DVD、労働判例DVD、エンカルタ、知恵蔵、経済学辞典である。法情報資料室の開室時間については、上記（1）アを参照のこと。

イ 白金図書館5階のCD／DVD－ROMコーナーで利用できるDVD又はCD／ROM（別添「白金図書館のCD／DVD－ROMコーナーで利用できる情報源一覧」を参照のこと）の中で特に法律に直接関係しているものは、最高裁判所判例解説DVD、ジュリストDVD、判例百選DVDである。白金図書館の開館時間については、上記（1）イを参照のこと。

（3）WEB上の情報源とその利用環境

法科大学院の学生の日常の学習で頻繁に利用されるWEB上の情報源にアクセスできる環境を整えている（白金図書館経由でアクセスできるWEB上の情報源については、別添「図書館データベース一覧」を参照のこと）。

ア 学内からのみアクセスできるWEB上の情報源とその利用環境

自習室、法情報資料室（桂坂校舎2階）、PC室（桂坂校舎3階）のパソコンからしか利用できないWEB上の情報源で、主要なものは、新聞記事検索（日経4紙と読売新聞）である。自習室の開室時間帯（上記（1）アを参照のこと）に利用できる情報源である。

イ 学内からだけでなく学外からもアクセスできるWEB上の情報源とその利用環境

自習室、法情報資料室（桂坂校舎2階）、PC室（桂坂校舎3階）、教員または学生の自宅のパソコンから、利用できるWEB上の情報源は以下のものである。この情報源については、教員または学生の自宅のパソコンからもアクセスができるので、利用時間の制限はない。

J a p a n K n o w l e d g e（辞書・事典が中心）、L E X / D B I n t e r n e t（日本の判例）、L E X I S / N E X I S（米国の判例・法律文献が中心）、V p a s s判例百選・重要判例解説、V p a s s判例六法・小六法、V p a s s法律学小辞典、新聞記事検索（朝日新聞と毎日新聞）、速報重要判例データベース、法学紀要データベース、法律判例文献情報、法令データ提供システム。

2 点検・評価

白金図書館と桂坂校舎（12号館）を一体として考えた場合、教育及び学習上で必要な図書・情報源の整備は、一般的基準から見て問題はなく、他の多くの法科大学院と比較して遜色はない。しかしながら利用環境については、改善の余地がある。それは、自習室がある桂坂校舎に図書・雑誌の十分なスペースが少なく、図書に関しては例外を除いて2000年以前に出版されたもの、雑誌に関してはほとんどのタイトルが、自習室から一般道路を歩いて10分ほどかかる白金図書館に行かなくては、利用できないことである。電子媒体の情報源で補充する努力をしているが、それでも、学生はこの点に関してかなりの不満を持っていると思われる。授業評価アンケートでは、12号館の図書については、一、二年次生はあまり強い不満はないが、三年次生になると強い不満を抱くようになっており、専門性が高くなると、それでは不十分であることの反映と思われる。

3 自己評定

B

4 改善計画

今後も電子媒体の図書・雑誌で学生の要望が高いもの（例えば「法学教室DVD」は発売され次第購入する予定）を整備していく予定である。

8-2-1 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。

1 現状

(1) 奨学金

本法科大学院の奨学金の制度は以下のとおりである。

ア 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構が実施している貸与制奨学金で、第一種（無利子）と第二種（有利子）がある。例年第一種希望者はほぼ全員、奨学金の受給を得ているが、2007年度も希望者26名に対して、追加分も含めて、受給基準を満たさないもの2名を除き、全員（24名）が第一種奨学金の受給が受けられることとなっている。また、成績優秀者については、返還免除の措置も得られており、2005年度修了生1名に続き、2006年度修了生は8名（内3名は全額）が返還免除を受けている。

イ 明治学院大学大学院利子補給奨学金

本学が提携している金融機関の取り扱う指定された教育ローン、または国民生活金融公庫の教育ローンを借り入れた学生に対して、在学期間中の利子補給を行う本学が独自に設けた奨学金である。利用者は2004年度が4名、2005年度が3名、2006年度が7名であった。なお、2007年度の申込受付は10月に行う予定である。

ウ 明治学院大学法科大学院成績優秀者奨学金

本法科大学院による独自の成績優秀者に対する給付型奨学金である。2005年度秋学期から導入している。学期毎に、当該学期の成績優秀者（各学年上位5名、合計15名）を対象とし、各学期の成績優秀者に対して、第1位には当該学期分授業料相当額（625,000円）第2位以下2名には当該学期分授業料の2分の1相当額（312,500円）、その次の2名には、当該学期分授業料の3分の1相当額（208,300円）を支給するものである。学期毎の成績評価の結果が反映されるために、良い成績に努力するインセンティブとなっている。

エ 明治学院大学法科大学院既修コース進学者入学時給付奨学金

本法科大学院の既修コースに入学したもので既修コース認定専門科目試験の成績が特に優秀だと認められたものに対して入学時に2名（うち1名は社会人を優先する）まで各30万円を給付する奨学金である。2006年度入学者から実施している。

オ 明治学院大学法科大学院飛び入学試験進学者奨励金

本学法学部生で、三年次の飛び入学試験により、本法科大学院に進学した若干名に対して、計15万円を上限として給付する白金法学会の奨励金である。2006年度入学者から導入されている。

(2) その他の学生サポート

ア 印刷・パソコンの貸出し

印刷については、インターネットを利用したものについては、全学的に枚数制限があるが、桂坂校舎では、法科大学院予算で用紙を提供しており、学生の負担はほとんどない。

パソコンについては、法科大学院学生専用として、現在46台のノートパソコンが用意されているが、そのほかに白金校舎で利用する場合は、全学学生向けの貸出用のノートパソコンの利用が可能である。

イ 病気等の相談体制

病気等の場合については、学習を続けられるよう配慮している。また、少人数であるというメリットを活かし、個別の相談に乗って、履修指導等をしている。メンタルな問題を抱えている場合に、学生相談センターと法科大学院側が協力してサポートに成功した例もある。(履修を絞ると奨学金の支給基準に合致しなくなることがあるが、この点の日本学生支援機構の対応は、病気等の一切の事情を考慮せずに機械的に打ち切る体制なので、解決策がなく苦慮している。問題が発生した場合には、本学の奨学金制度への切り替え等で対応することを検討しているが、融資には収入要件等もあり、万全の体制ではない)。

学生が連絡してこない場合にも、授業を欠席がちな場合には(必修科目で特定の学生が数回欠席している場合、教授会で、話題にされる)、呼び出して事情を聞くように努力している。

ウ セクシャル・ハラスメント等

セクハラ等については、本学では、「セクシャル・ハラスメント防止宣言」が出され⁸⁶、かつそれに基づく「指針」も公表されている⁸⁷。かつ「セクシャル・ハラスメント人権委員会」が設置され⁸⁸、全学でセクハラ防止や相談に対応する制度が整備されている。

エ 障害を抱えた者に対する対応

障害を抱えた者に対する対応は、本学では、全学的に進んでいるので、基本的な問題はないものの、本法科大学院の場合には、校舎が分かれている関係で、校舎間の移動に問題がないわけではない。入学試験を受ける際には、現在の環境を説明して、本人了解の上、入学してもらっている。2004年度に入学した車いすを利用している学生には、クラスの他の学生が中心となりサポートしているので、相互に、良い環境を築いている。

2007年度にも、障害を抱える学生が入学したが、入学試験面接を個別に行い、入学後は学部と同様に、定期試験の時間を延長するなどの特別の対応をしている。

オ メンタルケア

本学の学生相談センターの利用など、全学の体制に沿って実施している。

⁸⁶ <http://www.meijigakuin.ac.jp/office/jinken/policy/prevention.html>

⁸⁷ <http://www.meijigakuin.ac.jp/office/jinken/policy/guidelines01.html>

⁸⁸ <http://www.meijigakuin.ac.jp/office/jinken/>

メンタル面の問題は毎年発生するので、2007年度より入学時のオリエンテーションで、一コマとして、この問題について、説明している（問題が生じたら、自分だけで悩まず、できるだけはやく連絡してくるよう指導している）。

2 点検評価

少人数規模であるということもあり、比較的目の行き届いた対応ができていると思う。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし

8-2-2 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1 現状

(1) 学習方法のアドバイス

ア 本法科大学院では、担当教授制、オフィスアワーの制度を用意している。

(ア) 担当教授制は、専任教員が、学生の担当教授となる制度で、一学年 5~6 人の学生に一人の専任教員が担当教授となっている。

学生アンケートの推移を見ると、この制度は、当初は、ほとんど機能していなかったが、次第に機能するようになってきている。

担当教授の割り当ては、執行部会議が行っている。

多くの学生は、ふだん、担当教授に相談するという問題に直面することがないためか、担当教授が役立っているとは感じていないが、役にたったと回答する者の割合が増えている。

なお、既修者の単位認定は、制度上、担当教授が個別に面接して、審査することになっている。これは、機能している。面接により、認定される単位数は、26 単位から 30 単位と様々である。

入学時に担当教授が決まっているので、学生にとっては、入学はじめの welcome party の場で、それぞれの担当教授に話しかけるきっかけができ、学生が法科大学院の雰囲気にはやくなじむことにつながっている。また、教員によっては、担当する学生と懇親の機会をもつことで、学生が法科大学院に早くとけ込むことができるよう配慮している。徐々にではあるが、毎年、この制度をもう少し活用しようという教員が増えてきており、それが学生アンケートの数値の改善につながっている。

担当教授の割り当ては、教員と学生の相性を考慮して決定されているわけではないので、教員との相性が良くないという場合も起こりうる。そのような場合、研究科長、専攻主任教授にも相談できることになっている。また、既修者の単位認定も、担当教授と面談できない場合には、研究科長、専攻主任教授がかわりに行いうる仕組みが用意されている。

在学中、学生が学習面等で行き詰まった場合、相談しやすい教員に面談を申し入れて相談していることもあるが、担当教授として相談に乗る場合もある。こうした機会は、とくにメンタル面等で悩みを抱えた場合などには、重要な役割を果たしている。

教員アンケートを見ると、勉学を続けるべきかどうかで迷っている学生から相談を受けた経験のある教員は多い。それなりに機能していることがうかがえる。

(イ) オフィスアワーの制度も設けている。これは、専任教員が、授業科目について質問等がある場合に、その時間、研究室等に待機して、学習上の疑問に対処するための制度である。多くの場合、授業直後の質問で問題を解決するか、あるいは、メールやTKCの質問システムを利用して教員に質問している。

決まった時間帯のオフィスアワーを利用する学生は非常に少なく、ラウンジ等で教員を

つかまえて質問することのほうが多い。事前にアポイントメントを取るのがおっくうであるためか、本来のオフィスアワーはあまり利用されていないのが現状である。研究室と自習室、教室の距離が離れすぎていることが、教員の研究室を訪れにくくしていることの一因として考えられる。そのため、かえって、教員のほうが配慮して、TKCのお知らせで告知して、拡大オフィスアワーを設けることもある。

また、助手のオフィスアワーの制度もあり、全員が機能しているわけではないが、学生と年齢が近いこともあり、気安く相談できている。また、助手は、授業の予習、復習の際のアドバイザーとなっている。

イ 学習上のアドバイスが特に必要な純粹未修者については、特別の体制を整えている。

(ア) 入学前には、まったくの未修者のために、修得にとくに苦勞を要する民事法と刑事法の二科目（実際には、両方とも、法学入門としての役割も担っており、憲法の基本的な枠組みも、あわせて扱っている）について、1、3月の二回、事前講義を行い、入学後の学習を容易にしている。民事法では、参考文献、その読み方を指示している。また、刑事法では、入学前の学習教材を作成し、これを配布している。

(イ) 2006年度以降は、入学者に純粹未修者が多かったため、4月の教授会で、春学期開講の憲法、民法、刑法について、これらの主要科目担当の教員数名が未修者のために相談に乗る体制を整え、TKCに掲示するなどして、サポートしている。これは、学生から強い需要のある体制で、純粹未修者は、こうした制度を用意されているというだけで、不安を取り除くことができているようである。また、授業に際しても、申し出があれば、授業中の質問等について、最初の二ヶ月程度は、配慮している。

純粹未修者にとって一番心強いのは、入学者のなかで法律を勉強したことのある学生と一緒に勉強会等をするこゝうで、純粹未修者は、こうした機会を積極的に利用している。また、法学を学んだことのある学生も、教えることであゝそう理解が深まっているようである。

ウ このほか、教員によっては、定期のオフィスアワーのほかに、特別に時間を設けて指導することがある。定期試験の答案の返却に際して、あるいは、新学期の前に、個別指導をする等の対応がなされており、個別面接は学生には好評である。このような教員の側から働きかける指導は、教員の負担は非常に大きいがあ、有効に機能している。

(2) 進路選択のアドバイス

入学者は法曹を目指しているので、法曹以外の進路選択について、正面から相談を受けることはほとんどない。

法曹としてどの方面に進むかについても潜在的には悩みのあることが予想されるが、目の先の勉強と新司法試験に合格できるかという不安のほうが大きく、この点について相談を受けることもほとんどない。今後、増えることは想定している。

2 点検評価

教員のアドバイス、専門家のアドバイスを受ける機会はある。この点では、充実している。

TA制度等、学生が先輩に相談できる体制がまだ整っておらず、今後の課題である。修了生を活用する制度の構築が必要である。

どのような専門性をもった法曹をめざすかについての相談には十分に対応できていないので、この点についても相談できる機会を設けることが望ましい。この点で、講演会等で、いろいろな分野の専門家の話を聞く機会が不足しているが、こうしたきっかけを与える機会を積極的に増やすことが望ましい。

3 自己評定

B

4 改善計画

現在、本法科大学院の修了生をTAとして、在学生、とくに未修者の勉強の指導ができる仕組みの導入を予定しており、現在試行段階にある。身近な修了生、司法試験合格者は学生にとって相談しやすい存在なので、法科大学院としては、その有効な活用、振り向け予算がどの程度あるかについて、検討中である。

8-2-3 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること。

1 現状

明治学院大学には、学生相談センター（白金・横浜）があり、カウンセリング体制は整備されている。白金学生相談センターは、月曜日から金曜日の午前10時から午後8時まで開室しており、常勤2名を含む9名のカウンセラーが相談に応じている。法科大学院の学生にも利用されている。

メンタルな問題を抱える学生が増える傾向にあるので、2007年度以降は、オリエンテーションでも、メンタルケアのために、時間を一コマ割いて、特別にガイダンスを行い⁸⁹、学生には、早めに相談するよう指導している。

とくに4月の授業開始直後は環境が激変し、勉強もハードなので、とくに配慮している。精神面の問題は授業への欠席となってあらわれることが多いが、はやめに当該学生を呼び出して事情を聞くなどの対応をしている。

また、健康支援センターの勤務員から、病気に際して、学部生の場合には、お金がなくて病院に行けないという回答が多いのに対し、法科の学生の場合には、時間がなくて病院に行けないという回答が多いことが、指摘されている。本法科大学院生のおかれる厳しい勉学環境を反映していると考えられる。

学生相談センターに相談し、適切な指導を受けることで、問題を克服し、勉強に専念できるようになった例もある。早めの対応ができた場合に成功しているが、相談が遅れて、適切な対応ができなかった例もある。

なお、学生同士が励まし合って、解決している例もある。メンタル面の問題の解決には、友人の存在が大きく、大学側のメンタルケアのみでは解決しない問題も含まれている。この意味で、学生が励まし合って協力して解決するという環境も重要である。

2 点検評価

メンタルケアの体制はあり、有効に機能している。必要な場合、こうした問題を抱える学生について教授会で検討し、そのうえで、授業において配慮する体制が取られていることも適切である。

3 自己評定

A

4 改善計画

制度上の問題はないと思われる。今年度、ガイダンスにも取り入れたので、既になすべき改善はしている。

⁸⁹ 別添資料5-①「2007年度新入生オリエンテーション予定表」参照

8-2-4 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

1 現状

(1) カリキュラム

本法科大学院においては、先端科目群としてグローバル分野を設け、「国際人権法」、「先端分野法特講」（難民法）、「国際関係法特講」、「外国法分野特講」、「実務国際契約法」の科目を設置している。また、基礎法学・展開科目群として、「アメリカ法 1、2」、「EU法」、「アジア法」の科目を設置している。

その内「アメリカ法」、「外国法分野特講」（隔年）の講義の一部を毎年外国人弁護士に依頼している。

2005年度と2006年度には、豪州のロースクールの教員とジョイントで「基礎法研究」科目において、授業を開講した。

(2) Vis Moot（国際模擬商事仲裁裁判）への参加

ウィーンで開催されている模擬商事仲裁裁判のコンテストに学生が参加する場合には、参加費、授業の出席等について配慮しており、2005年度と2006年度に、それぞれ1名の学生が参加した。

(3) その他

2007年度には、明治学院大学大学院法学研究科で、商法分野で2006年度に博士号を取得した外国人を法科大学院附属研究所助手に採用し、研究活動の傍ら、法科大学院の授業の一部でサポートを依頼するとともに、教員学生の定例的な懇親の場にも参加してもらい、学生の国際性の涵養に努めている。学生にとって、日本で外国人として長く生活し、勉学を続けて成果を出した経験をもつ外国人との交流は、共生のあり方に目を向ける良い契機となっている。

2 点検評価

カリキュラムで、難民法、国際人権法の科目の履修者はかなりおり、また国際性の涵養は、外国人との共生のあり方について問題意識をとぎすませる必要があるので、こうした科目の開設は重要である。

3 自己評定

B

これまでの活動は、Aだが、将来的にはBである。

Vis Mootについては、担当教員に奉仕の精神があればこそできてきたプログラムである。担当教員の定年退職に伴い、本法科大学院として、今後も継続できるかは今のところ不明

である。

4 改善計画

国際性の涵養につながるテーマで講演会を開催する等の努力が必要で、検討している。

8-3-1 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

1 現状

下記のとおり、必修科目を中心としてクラスの学生数を少人数とする努力を行っている。

(1) 法律基本科目

法律基本科目については、各科目二クラスを設けており、一クラス 30 名～40 名となっていることから基準を満たしている。

当初の制度設計は、既修コースにも一定数の学生が入学してくることを前提としていたが、既修コースに合格する学生がそれほど多くないこともあり、未修コースに入学する学生が増えた。この関係で、2006 年度以降、一クラス 60 名で収まる予定で計画していた「刑法 2」について、これを越える状況が現出した。これに対処するため、急遽、「刑法 2」を二クラス開設することで対応した。このように、法律基本科目については、60 名以下を目安に、60 名を越えないよう運用している。

さらに、三年次の総合演習科目については、より少人数のクラスによる指導の必要性が認識されたため、現在クラスの増設を検討中である。

今後、単位を取得できなかった学生が発生する関係で(現段階では、数を予測できない)、80 名の二分の一の 40 名を一クラスの基準としているので、50 名に近づくことはありうると認識している。しかし、要求されている基準を満たさない事態が発生することはない。

(2) 聴講生制度

2007 年度より修了者に対して聴講生制度が導入された。この関係で、学生数が増えるという事態を招かないよう、必修科目は聴講対象の科目からはずされており、また、在学生在が履修している科目の聴講に際しては、この基準を前提に、教授会による承認を要することとして、具体的な聴講科目のクラスサイズをコントロールできる仕組みが用意されている。

(3) 選択科目における履修者数

特定の選択科目に履修者が集中して、50 名を越える事態が、多くはないが発生している(新司法試験科目に関連する科目について発生するだけでなく、それ以外の先端科目でも発生している)。特に夏期集中講義科目に関しては、履修者が集中することが多い。2007 年度からは、これらの科目の履修者数の制限を実質的に行うなど対応をしている。

履修者数が多くなった場合、科目によっては、急遽、二クラス化して対応したこともあるが、その分、教員の負担が重くなり、教員に犠牲を強いる結果となっているため、やむを得ず、教室を変更して一クラスで行っている場合もある。

設置申請の時点から、選択科目については、50 名を越えることを許容するカリキュラムとなっている。開設科目が比較的多いので、選択科目のクラス規模が恒常的に過剰な学生数となっていることはない。

(4) 履修登録と履修者数

本学の履修制度の制約から、履修登録はするものの履修科目の授業を受けない学生もいる。学期はじめに履修上限ぎりぎりまで履修登録をして（いわゆる「フル単」）、後に、履修を現実に放棄する場合があるので、授業クラスの実際の正確な人数は、成績評価で E 評価をされた数を差し引かないと判明しないが、この点についての調査は現時点では行われていない。

2 点検評価

全科目を通してみた場合には、学生の履修選択のパターンが毎年異なるため、科目毎の履修者数について、満足できる状態となっているとまではいえない。改善を要する点があるが、これまでも問題が生じた際に、履修者数、教員の事情等を勘案して、現実的な処理をしてきており、その対応は、おおむね適切と評価できる。

法律基本科目については、教員の負担増になる場合であっても、厳格に維持されており、適切である。

選択科目には、履修者が集中して、一クラスの人数が多くなりすぎる場合があるので、改善策を検討する必要がある。選択科目についても、できるだけ、適正な人数規模に収まる努力をすることが望ましい。

3 自己評定

適合

4 改善計画

選択科目の場合、履修者が多くなりすぎる事態が多少なりとも発生している点については、今後、一定の履修制限を課す等、履修指導を強化することを検討している。

選択科目で恒常的に履修者が集中する場合には、クラスの分割をも検討している。

8-3-2 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

1 現状

各年度の入学者の状況は、下記表のとおりである。

入学定員と入学者数

05年度			06年度			07年度		
入学定員(A)	入学者数(B)	B/A	入学定員(A)	入学者数(B)	B/A	入学定員(A)	入学者数(B)	B/A
80	62	0.78	80	88	1.10	80	72	0.90

- [注] 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
3 [B/A] 欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示。

以上のように、入学者数は、入学定員に対してバランスを失っていない。

2006年度は、入学定員を1割超えた入学者がいて1.1倍となったが、2007年度は、入学者は、定員を下回り、0.9倍となった。全体として、バランスを失っていない。

2 点検評価

適切な人数を採用している。

3 自己評定

適合

4 改善計画

特になし。

8-3-3 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

1 現状

2007年5月1日時点での在籍者数の状況は下記表のとおりである。

なお、本法科大学院は、各年次において進級制度を採用していないので、在籍者数に留年者数は入っていない。ただし、2004年度入学者のうち5名が留年中である。

収容定員と在籍者数

	07年度					
	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	B/A	退学者数	休学者数	留年者数
第1年次	80	72	0.90	0	1	
第2年次	80	80	1.00	8	0	0
第3年次	80	56	0.70	5	1	0
合計	240	208	0.87	13	2	0

- [注] 1 「収容定員」とは、「入学定員」の3倍に相当する人数をいう。
 2 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
 3 [B/A]欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、少雨数点以下第2位まで表示。
 4 上記表では、第1年次とは07年度、第2年次とは06年度、第3年次とは05年度の入学者をそれぞれ指す。各年次在籍者の既修者、未修者の内訳および留年者は次のとおり。

	既修者	未修者	計
第1年次 (07年度生)	3	69	72
第2年次 (06年度生)	13	67	80
第3年次 (05年度生)	0	56	56
留年者 (04年度生)			5

- 5 退学者数、休学者数は、各年次の入学者のうち、07年5月1日時点における退学者数、休学者数をいう。除籍者は退学者に含む。休学者は在籍者に含む。
 6 本法科大学院は各年次における進級制度は採用していない。

2 点検評価

2007年5月1日現在、上記表のとおり、収容定員を超えておらず、2004年度入学者のなかで留年している者5名を加えても、収容定員を超えていないので、適切な在籍者数となっている。

3 自己評定

適合

4 改善計画

適切な運用である。

なお、施設のにも、留年する学生が出ることを想定して、ロッカーを増設し、自習室の席数についても、現在 264 席と増設しているので既に改善されている。

また自習室については、認可当初の設計では、留年生が多く発生することを計算にいれていなかった点で、甘さがあったが、2009 年度から利用を開始する予定の新校舎建設に伴い、さらに増設することを予定している。

9-1-1 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

1 現状

(1) 成績評価基準の設定・開示方法

ア 成績評価基準の原則は、「大学院要覧別冊・法務職研究科」5頁～7頁に記載されており、学生はいつでも確認が可能である。

イ 科目別の成績評価方法については、シラバス上に科目別の基準を表示するとともに、成績評価の透明性を確保するため、法科大学院教授会が定期試験等に関する成績評価方法の調査票を作成し、各開設科目の担当者教員にアンケート方式で調査をし⁹⁰、そのまとめを教育支援システム（TKC）上に開示している⁹¹。

(2) 成績評価基準の内容

ア 成績評価方法

採点	成績評価	
100-90点	S	* S、A、B、Cは合格、D、Eは不合格とする。 * 評価不能とは、試験未受験・出席不良等当該科目の成績評価の前提条件を満たしていないと担当者が判定したことを示す。
89-80点	A	
79-70点	B	
69-60点	C	* 出席不良は、原則、1単位科目では5回超、2単位科目では10回超、3単位科目では15回超、欠席した場合をいう。
59点以下	D	
評価不能	E	

法科大学院の成績評価は、原則、絶対評価で行われる。

イ 採点対象および採点基準

採点対象は、①出席、②授業への取り組み（参加の程度、レポート提出）、③定期試験（含む試験にかわるレポート）

採点の原則は、科目により、どの要素をどの程度考慮するかは異なるが、定期試験を実施する場合、試験が占める割合は、50%を下まわらないことを原則とする。科目担当者から、事前にとくに指示がない場合、試験とそれ以外との割合は、70%と30%とする。

ただし、例外として、定期試験による評価になじまない科目（臨床科目系の科目等）については、出席およびレポート課題、最終レポート（定期試験にかわるレポート）を提出したものについて評価する。この場合、最終レポートの評価割合は、50%を下まわることがある。この採点方法を採用する場合には、その旨を事前に公表することとなっている。

成績評価に際しては、出席することが当然の前提となっており、欠席の場合は、これを減点対象とする。なお、「大学院要覧別冊・法務職研究科」6頁では、受験資格を認めない

⁹⁰ 別添資料6-①・②「2007年度春学期授業科目 成績評価方法調査のお願い」・「2007年度春学期科目 成績調査方法調査票」

⁹¹ 別添資料6-⑥「2007年度春学期 成績評価基準」の公表

欠席回数については不明確であったので、法科大学院教授会にて決定し、2007年4月に具体的な欠席回数を公表した（前記ア*参照）⁹²。

ウ 定期試験採点基準

各科目担当者は、定期試験（筆記）が当該科目の総合評価に占める比重と定期試験（筆記）の問題数、配点を試験日程の発表日前までに公表する。

試験の採点は、絶対評価による。

ただし、採点の公平性を考慮して、選択科目・選択必修科目（当該学年のほとんど全員が履修している場合を除く）については、相対評価を一部加味した成績評価を行う。絶対評価に相対評価を加味して評価する場合、Sは10%以内、Aは10-20%、Bは20-30%とする（なおDについては絶対評価とする）⁹³。

採点に際しては、①知識の定着度・正確性、②法的思考力、③説得力（構成力、表現力等）の諸要素を考慮する。

（3）学生への開示

成績評価方法、採点対象および採点基準、定期試験採点基準については、「大学院要覧別冊・法務職研究科」5頁～6頁に掲載され開示されている。

科目ごとの成績評価基準については、学生にシラバスで提示し、さらにその詳細を、試験開始日の3週間程度前に教育支援システム（TKC）上に公表している。公表内容は、①科目名、②担当者名、③試験方法（定期試験に「なじむ」、または「なじまない」を記載）、④「定期試験」と「授業への取組み・出席の割合」の比率、⑤出席の取り扱い、⑥④⑤以外の基準があればその基準、などである。

以上に基づき学生は、授業および定期試験（または最終レポート）に臨むことができる。各科目の担当者は、公表内容に沿って成績の評価をすることになる。

2 点検・評価

成績評価基準が適切に設定され、「授業の参加状況、レポート、定期試験を総合的に評価する」などの曖昧な表示を排除して、科目ごとの詳細な成績評価基準が事前に学生に提示されている。

また、成績評価基準は、科目ごとに各担当者（兼任講師まで）に厳格に運用されている。

成績の評価は、原則、絶対評価で行われている。絶対評価は、到達目標を設定し、これに対する到達度で成績を評価するシステムであり、一定レベルに達した学生に新司法試験の受験資格が付与されるという法科大学院の特性からしてもふさわしいものと考えられる。優秀な答案であったが、他にも良い答案が多かったため、割合に応じて「B」としたのは、説明がつかず不公平感が出てきて、到達意欲もそがれる点などからしても絶対評価が望ましい。

⁹² 別添資料 6-④「欠席が多い場合の定期試験の受験資格について」

⁹³ 別添資料 6-③「採点の公平をはかるための成績評価方法一部改訂へのご協力をお願い」

ただし、絶対評価がすべてではなく、選択科目・選択必修科目のように学生ごとに履修科目が異なる場合、成績評価にばらつきが生じ、学生間に不公平が生じるおそれもあるため、それらについては、絶対評価を基礎としつつ相対評価を一部取り入れている点も評価できる。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

特になし。

9-1-2 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価基準の実施

ア 9-1-1で述べたように学生に定期試験の前に各科目ごとの成績評価基準を示した上で、成績評価の透明性を確保するため、定期試験、および定期試験に代わるレポートの結果について、各学生に成績を通知後、速やかに、教育支援システム（TKC）上に、科目別に各設問ごとの問題解説および採点基準を学生に公表している⁹⁴。

また、主要科目については、定期試験答案（定期試験に代わるレポート）を返却し、それぞれの学生に対し採点結果を開示することになっている。

イ 全員が履修する必修科目で、同一科目を複数の担当者が担当している場合でも絶対評価で評価するが、このような場合、採点の公平をはかるため、統一試験による出題とし、採点に際しては、①細かな採点基準を設けて採点する、②担当教員全員がすべての答案を採点して、その平均点を得点とする（採点の開きが大きい場合には、再採点をする）、③問題ごとの採点者を1人とする、④Sをつけた答案とDをつけた答案等のサンプルを他の担当者に示して、その基準について、相互に了解したうえで採点する、のいずれかの方法により、採点に際しての基準を統一して成績評価を実施している⁹⁵。

ウ 全体の成績をはかる基準としてGPA（グレード・ポイント）による評価を行っている。学期ごとにGPA値（全科目GPA、主要科目GPAなど）が公表され、学生が自らの客観的位置が把握できるようになっており、成績評価に対するレベルアップの動機付けとして有効に機能している。

(2) 実施の確認

ア 学生による授業評価アンケートを実施し、その中で定期試験、レポートについて、段階評価を行っている（定期試験・レポートのアンケートは、2006年度の春学期科目については2006年12月、秋学期科目については2007年6-7月に実施した）。各試験問題・レポートごとに設問として「①問題は適切でしたか」「②解説は適切でしたか（上記（1）ア参照）」「③事後のケアは適切でしたか」「④成績はどう感じましたか」、を提示し、①から③に関してはA：非常に良い（大変に満足している）、B：やや良い（おおむね満足している）、C：普通、D：やや悪い（まだまだ改善の余地がある）、E：非常に悪い（改善の必要がある）、の5段階で、④に関してはA：厳しすぎる、B：妥当、C：甘すぎる、の3段階で評価してもらっている。法律基本科目では、④の成績については、春学期科目では70.4%の学生がBの妥当と評価しており、また、秋学期科目では29.1%の学生がAの厳しすぎる、62.8%の学生がBの妥当、8.0%がCの甘すぎると評価している。成績評価基準の実施につ

⁹⁴ 別添資料6-⑦「2007年度春学期 問題解説・採点基準」の公表

⁹⁵ 別添資料6-③「採点の公平をはかるための成績評価方法一部改訂へのご協力をお願い」

いては、高い水準で適切に評価されていると認識されている。また、基本科目において、①の問題の適切性では、AとBで春学期科目 66.2%、秋学期科目 67.7%、②の解説の適切性ではAとBで春学期科目 56.9%、秋学期科目 63.6%、③の事後のケアの適切性ではAとBで春学期科目 51.9%、秋学期科目 59.8%となっている⁹⁶。

イ 成績評価に関する資料（授業時配布資料、テキスト、小テスト、レポート、学生ごとのテスト解答用紙など）を一括保管しており、必要なときに検証可能な体制がとられている。

ウ FD研修の一環として、科目ごとに試験内容の確認を実施している。月1回程度、科目ごとに定期試験問題の紹介と採点等について担当者の説明会を開催しており、他科目の担当者が定期試験の適切性等についてチェックでき、意見をのべることができる。他科目であっても自己の定期試験問題と形式・レベル等を比較することができ、各担当者の定期試験のより適切な出題につながっている。

また、2ヶ月に1回、FD拡大会議を実施しており、その中で定期試験のアンケートに対する評価も行っている。

2 点検・評価

1の(1)で示したように、あらかじめ提示した科目ごとの成績評価基準に従い、定期試験後各設問ごとの問題解説および採点基準を学生に公表し、厳格な成績評価がされている。

定期試験の適切性に関する学生の評価については、1の(2)で示したとおりであり、良好である。定期試験の適切性についてFD拡大会議のテーマとなっている点も、評価できる。なお、科目によっては解説・事後のケアについて若干の不満があるとの学生の評価がでてきており、FD拡大会議の中で、取り上げ個々に改善が行われている。

成績評価アンケートは、2006年度の実施科目について行ったものが最初であり、今後、継続して行うことにより、各年の比較により具体的な評価や対策が可能となり、よりよい成績評価システムが構築できると考えられる。

出欠については、ほとんどの担当者が毎回の授業で確認を行っているが、座席表に基づくチェック、毎回の小テスト提出による把握などの方法により行われている。現在、出欠の精度アップと効率化を図るため、ICカードによる出欠管理システムの導入が予定されている。

3. 自己評定

適合

⁹⁶ 別添資料⑬-②・③「2006年度秋学期授業評価アンケート集計と総評」・「2007年度春学期授業評価アンケート集計と総評」のなかの定期試験段階評価参照

4. 改善計画
特になし。

9-1-3 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1 現状

「大学院要覧別冊 法務職研究科」6頁に「成績評価に対する異議の申立」として成績評価に対する異議の申立手続が記載されている。教務部に「成績評価調査願い」と題する書式が用意されており、学生はこれを使って異議申立手続をする。

毎学期、異議申立手続を利用する学生がおり、この手続は学生にもよく知られており、利用されている。

異議申立の対象は、単位取得の有無の場合以外にも、単位を取得できたものの、その成績評価（たとえばBと思っていたのにCがついてきた場合）に不満がある場合をも対象としている。

異議申立の前提として、採点基準が事前に明示されている必要があるので、成績発表前に採点基準を公表している。

異議申立があった後の手続は、次のようなものである。すなわち、科目担当の教員が、申立を受けて、答案、成績原簿を確認したうえで、教務部を通して（本学のいくつかの学部の経験に学び、学生が教員に直に接触して異議を述べることは、異議申立に対する対応が密室で行われて、疑義を生じる可能性があるため、このような書面を用いた異議申立の制度を採用している）、書面で学生に回答している。申立に理由があり、成績を変更する場合には、教授会にかけて、成績変更を承認している。

採点変更にいたる例は多くはないが、出欠回数についての誤り、事前の指示と異なった方法で採点をしたことによる採点変更など、採点変更の例は皆無ではない。採点事故が審議される際には、その都度、その防止策、処理方針について、教授会で検討している。

出席の確認漏れに起因する異議が比較的多いので(遅刻してきた学生の出席の取り忘れ)、現在、ICカードによる出欠管理システムの導入を検討しており、2008年度中には、導入される予定である。遅刻してきた学生の取り扱い（どの程度の遅刻を欠席として扱うか）は、授業の運営方針にかかわるので、本法科大学院では、教員の裁量にゆだねている。

また、成績変更の有無にかかわらず、学期毎の異議申立の概要、応答の顛末については、教務部より執行部会議に連絡があり、異議申立制度が適切に運用されているかを確認する手だてが取られている。

三年次生の最終学期の成績評価については、修了判定、総代の決定、奨学金の対象となる成績優秀者の確定に影響するため、成績発表から異議申立、これに対する回答を修了式前に終えておく必要があるため、毎年、非常にタイトな日程になっているが、異議申立期間は確保されている。

2 点検評価

異議申立の制度が規定されている。また、制度は、実際に機能しており、適切に実施さ

れている。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

9-2-1 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。

1 現状

修了認定基準は、2005年度の法科大学院教授会で在学年数と修得単位数のみで修了の可否を決定することが確認され、現在では、「大学院要覧別冊 法務職研究科」7頁に掲載されている。

本法科大学院は単位互換制度をもっておらず、修了認定基準は、3月修了、9月修了を予定した非常にシンプルな記載となっている。

「要覧」1頁には、「必修科目、選択必修科目、選択科目の別に従い、所定の必要単位以上を履修」すべきことが指示されており、上記の修了認定基準は、この記載を当然の前提として、「3年以上（既修者においては2年以上）在学し、かつ、94単位以上を修得した院生は、その年度末をもって修了となる」。また、年度末に修了できなかった場合、「春学期末において」、「3年以上（既修者においては2年以上）在学し、かつ、94単位以上を修得した院生」には、9月修了を認めている。

修了認定基準の記載の正確を期するなら、「所定の必要単位を94単位以上修得した」と記載することがより望ましいが、この点は自明のことであるため、これまで、どこからも疑義が生じたことはない。

修了認定基準の学生に対する開示の点については、上記のように、修了認定基準は、「要覧」に明確に記載されているので、まったく問題がない。

修了認定の体制・手続については、本法科大学院では、教務部が用意した資料に基づき、修了判定しており、その資料は、すべての項目にわたって、当該学生が修了要件を満たしているか否かの判定ができるよう作成されている。また、修了を不可とする場合には、その理由がわかるようになっている。これに沿って、修了の可否を審査しているので、うっかりミスが生じない体制、手続が取られている。

なお、本法科大学院では、進級制度を持っておらず、学生は、単位取得できなかった場合、三年次まで進んで留年することになる（学生は、単位を取得できなかった未履修科目を履修しながら、可能な場合、当該年次の科目も履修できるという点で進級制度とは異なるが、実際には、時間割上、両立しない科目については、単位を取得できなかった未履修の科目を履修することになる）。ただし、各年次に10単位を取得できない場合には、病気の特別の事情のある場合を除いて、強制退学となり、また、15単位以上を取得できない場合には、事情を聴取のうえ、退学勧告（願い出による退学）をすることになっている⁹⁷（三年次以上では、学生の単位取得が少なくなっているため、杓子定規に運用されているわけではない）。これまでに、1件、退学を勧告した例があり、また、1件、強制退学となった例があるが、学生の個別事情を十分踏まえた上で判断しており、その運用は慎重に行われ

⁹⁷ 別添資料2-①「2007年度大学院要覧別冊」7頁

ている。

2 点検評価

修了認定基準は簡潔かつ明確に示されており、問題がない。修了認定基準の記載の正確を期するなら、自明ではあるが、「所定の必要単位を 94 単位以上修得した」と記載することが望ましい。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

9-2-2 修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。

1 現状

2006年度の修了認定については、対象者数54名、修了認定者数49名、最多修得単位数103、最小修得単位数94、平均修得単位数は95.1であった。

修了予定であったにもかかわらず修了認定されなかった者5名については、在籍期間は満たしていたものの、所定の必要単位である94単位を満たしていなかったために、修了認定されなかった。

2 点検・評価

修了要件は、(1)在籍期間を満たし、(2)所定の必要単位を94単位以上を修得することであり、修了判定教授会で、個々の学生について、在籍期間を満たしていること、所定の必要単位を取得していることの二点を確認したうえで修了認定が行われるという手続きが適切に実施されおり、適正かつ公正である。

在籍期間を満たしているが、所定の単位を取得できずに、修了認定されない学生に対しては、個別に指導しており、未修了学生に対するケアについても特段の問題はない。

3 自己評定

適合

4 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

9-2-3 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。

1 現状

本法科大学院は、修了要件たる在学期間と単位数の充足により機械的に修了を認定する制度を採用しており、その他の要素は勘案されない。したがって、所定の単位数を取得する者が修了認定を受けることができないという事態の発生はほとんど予想されない。しかし、修了判定は、成績評価と異なり、学生の身分にかかわる重大な問題であるので、本法科大学院では、修了判定に対する異議申立の制度を別に設けている。これは、2006年度に整備され、2007年度より、大学院要覧別冊に掲載されている。

すなわち、大学院要覧別冊 7 頁の「X 修了の要件と手続」の③で、異議がある者は、修了者発表日を含む 2 日以内に、法科大学院教授会宛に修了判定について調査を申し立てることができることとしている。また、修了の可否は成績評価に比し重要な案件であるため、この期間を徒過した場合であっても、「やむを得ない特別の事情」がある場合には、年度内の指定日までは、その旨を疎明して「修了判定調査願い」を提出して調査結果について回答を求めることができることとしている。

2 点検・評価

修了認定に限定した異議申立手続は整備されており、本法科大学院の慎重な手続は適切である。

3 自己評定

A

4 改善計画

規定は既に整備されているので、改善の計画はない。

第4 その他

本法科大学院の施設については、現在、2009年4月竣工予定で新校舎の建設が進められている（理事会承認済み）。これが予定通り完成した場合、これまで授業を行っていた白金校舎本館の教室での授業が新校舎で行われることになる。新校舎の位置は、白金校舎と自習室の中間点にあるので、授業のための学生の移動の不便は、大きく改善される。また、少し遅れて、自習室のある桂坂校舎の一部機能が新校舎に移転することにより、修了生用の自習スペースが自習室のある建物にある程度確保できることになり、学生の学習環境も改善される。